

平成21年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）
平成21年3月9日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 (1) 諸般の報告
- 日程第 4 (2) 行政報告
- 日程第 5 (3) 報告第 1号の報告
伊仙町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について
- 日程第 6 平成21年度の施政方針説明
- 日程第 7 陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について
(総務文教厚生常任委員会へ審査付託)
- 日程第 8 陳情第 2号 定額給付金の支給についての陳情書
(総務文教厚生常任委員会へ審査付託)
- 日程第 9 議案第 7号 伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について… (提案理由説明まで)
- 日程第10 議案第 8号 伊仙町男女共同参画推進条例の制定について… (提案理由説明まで)
- 日程第11 議案第 9号 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の制定について… (提案理由説明まで)
- 日程第12 議案第10号 伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について… (提案理由説明まで)
- 日程第13 議案第11号 喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定について… (提案理由説明まで)
- 日程第14 議案第12号 伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第15 議案第13号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第16 議案第14号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第17 議案第15号 伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第18 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)

- 日程第19 議案第17号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について…
(提案理由説明まで)
- 日程第20 議案第18号 伊仙町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第21 議案第19号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第22 議案第20号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第23 議案第21号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第24 議案第22号 伊仙町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第25 議案第23号 伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第26 議案第24号 伊仙町立保育所設置条例を廃止する条例について… (提案理由説明まで)
- 日程第27 議案第25号 平成20年度伊仙町一般会計補正予算 (第8号) について… (提案理由説明まで)
- 日程第28 議案第26号 平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算 (第4号) について… (提案理由説明まで)
- 日程第29 議案第27号 平成21年度伊仙町一般会計予算について… (提案理由説明まで)
- 日程第30 議案第28号 平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について… (提案理由説明まで)
- 日程第31 議案第29号 平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計予算について… (提案理由説明まで)
- 日程第32 議案第30号 平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算について… (提案理由まで)
- 日程第33 議案第31号 平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について… (提案理由まで)
- 日程第34 議案第32号 平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について…
(提案理由まで)
- 日程第35 議案第33号 平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について… (提案理由まで)
- 日程第36 議案第34号 平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について… (提案理由まで)
- 日程第37 平成21年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会の設置について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
3番	富岡壮史君	4番	永岡良一君
5番	清水喜玖男君	6番	伊藤一弘君
7番	杉並廣規君	8番	琉理人君
9番	上木勲君	10番	幸山佳津也君
11番	美島盛秀君	12番	上木廣志君
13番	常隆之君	14番	具伊佳彦君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 耕地課指導主幹 椛山正二君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時30分

○議長（上木 勲君）

平成21年第 1回伊仙町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（上木 勲君）

日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、永岡良一議員、清水喜玖男議員を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（上木 勲君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3月 9日から 3月30日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 3月 9日から 3月30日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第 3 諸般の報告

○議長（上木 勲君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成20年第 4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の行政等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

平成21年 1月29日、市町村議員研修会に出席（鹿児島市）、併せて徳之島 3ヵ町議会議員連絡協議会研修として、と畜場の視察・研修会に参加をいたしました。

2月13日、徳之島 3ヵ町議会議員連絡協議会役員会を伊仙町中央公民館で開催し、参加いたしました。

2月17日、正副議長会に議長・副議長・事務局長が出席（奄美市）。

2月18日に、市町村長・議会議長合同会及び奄美群島広域事務組合議会並びに市町村議会議長会・合同懇親会に出席をしました。

2月24日、第60回鹿児島県町村議会定期総会に議長・事務局長が出席。

全国の退職した地方議員らに議員年金を支給している議員共済会の財政難の問題や、経済・雇用対策で早期実施を求める決議や、奄美群島振興開発特別措置法の延長など決議をいたしました。

以上で議長の行政の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成21年 2月分までの例月出納検査及び平成20年度定期監査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

△ 日程第 4 行政報告

○議長（上木 勲君）

次に、町長から行政報告及び報告第 1号について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。

平成20年12月以降の行政報告を行ってまいります。

まず、12月 3日、議会中でありましたけれども、MBCテレビで国保連合会の主催で、ほーらい館の内容について県内に20分間、2回にわたって放送があり、ほーらい館が全県的な形でアピールをできたと思っております。

同12月 4日に国土交通省管轄の地域振興アドバイザーである坂本英俊氏が「島の観光をどうするか」ということで講演がありました。熊本県阿蘇地方の地域おこしの観光についての説明がございました。

12月 7日に日本復帰50周年記念駅伝大会が町内でありまして、これは伊仙町が 4位という形で過去最高の成績を収めました。

12月10日に三重県伊賀市で、農業法人であります、もくもくファームの木村 修社長、吉田 修専務のお二人が来られまして、直売所「百菜」の立ち上げに対する、いろんな講演等がございました。

もくもくファームは、現在、農業法人として年間45億円の売上を上げています日本一の法人でございます。

12月13日、14日同時に長寿世界一ウォーキング大会を行いまして、宮崎みどり奄美パーク館長を招聘して 2日間で 683人の方が参加いたしました。

第 1回にしては、非常に盛大だったと思います。今年も長寿世界一だという事で、健康増進を含めた形でのウォーキング大会を盛大に行ってまいりたいと思います。

12月16日に天城町の方で沖縄直行便に関する会議がございまして、これは第一航空という大阪に本

社がある会社が、今年の 6月 1日より沖縄、徳之島直行便を運航開始ということが決定をしております。

東京、大阪への利便性は格段に高くなっていくと思っています。

12月17日に広域連合議会がございまして、食肉センターの件で日本食肉生産技術開発センターの方々が 4人来島いたしまして、いろいろな形でのご助言がございました。

年が明けまして 1月20日に、老朽化しております、目手久のばれいしょ選果場の建替え協議会が開催されまして、徳之島町・伊仙町と J Aでの負担割合についての協議等が行われました。

1月21日に、県の市町村課長・岡田和憲氏を招聘いたしまして、徳之島 3町の課長・課長補佐を含めて約60人での研修会がございました。

この中で特に強調されたのは、徳之島 3町に共通した課題であります市町村税、固定資産税、そしてまた 3町の財政、特に経常収支比率の問題、そして地方債残高の問題等のご指摘がございました。

滞納率のアップが、この徳之島 3町が県内で群を抜いて悪いということでご指導がございました。

また、各種町の外郭団体に関する指定管理者制度の導入のご指導もございました。

1月26日に伊仙小学校建設実行委員会がございまして、20年度補正で進めていくという形での説明を行いました。

29日には、今、世界的な形で懸念されています「新型インフルエンザ対策」に関しまして、保健所でこの危機管理に対する説明と協議会がございました。

同29日に 4Hクラブの方々と語る会を行いまして、今、島に若者が20代で多くの農業を推進して希望している方々が帰ってきているということで、この20代の方々に関する助成というのをですね、ぜひ設けていただきたいということでございました。

1月31日から愛知県の名徳会、名徳会というのは愛知県の徳之島連合会に徳之島町長と参加いたしまして、交流を深めてまいりました。

また、帰りに、三重県のモクモクファームを視察いたしまして、300人以上の若者の雇用があり、本当に情熱的に、一生懸命がんばっている姿は、これからの日本の農業のあり方を示唆しているような気がいたしました。

2月 6日には、県の方でいろんな会合があった折、伊藤知事に、1月31日に徳之島 3町が合計特殊出生率全国で 1位～ 3位を独占したということで、知事への報告を行いました。

また、現在、少子化担当大臣 小渕優子氏への徳之島への視察要請を 3町長名で行っているところであります。

2月 6日にドクターヘリの導入で県から説明がございまして、奄美群島にドクターヘリを 1台導入をしたい、しかしながら、今の県の財政状況等で少し時間がかかるような説明でございました。

2月17日に全体朝礼の中で、県の農村整備課の主幹であります有菌氏を招聘いたしまして、「これからの徳之島農業のあり方」という中で、伊仙町が掲げております50億円実現に向かっての具体的な提案等をしていただきました。

少子化対策ということで、埼玉県の県議会議員の方々がほーらい館を少子化日本一ということで視察に来ていただきました。

2月18日に、これは議長も参加いたしまして、奄美市で市町村長会がありまして、奄振延長と、それから今、民主党の方から修正案等が出たということで、これに対する対応をいかにしていくべきかということの議論がございました。

また、課題になっております北埠頭移転問題を深く議論をしまいいりました。

2月21日は、ほーらい館におきまして、奄振委員長であります森山 裕先生、そして事務局長であります徳田 毅代議士の就任祝賀会を盛大に行うことができました。

2月23日には、セリ市場再編統合協議会がございまして、場所は天城町三京地区ということで、現在、畜産整備事業の形でいけるような形での事業を進めております。

今のところ、予算総額が9億8,000万程度となっております。

3月2日に徳之島高等学校統合後、初めての卒業式がございまして、第1回卒業式ということで旧徳之島町長、旧徳之島農業高校の長い歴史と伝統を引き継いで新しい伝統を作り出していくということで、卒業生の方々から大変力強い挨拶がございました。

以上、かいつまんで行政の報告といたします。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

追加説明します。第1号伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画について報告をいたします。

伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画を老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により、別添のとおり定めましたので、これを議会に報告をいたします。

○議長（上木 勲君）

以上で諸報告を終わります。

○7番（杉並廣規君）

答弁はいりませんが、この報告の中で、少し私の方で疑義に思った点がありますので、ここで報告と言いますか、ぜひ正していただいて、この計画書が実効あるものにしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5ページの方に、第4期介護保険事業計画の課題ということが載っているんですが、これの最終のところに、療養病床から介護保険施設への変換を進めることが必要ですと。

中身全部は読みませんが、今、伊仙町の状況では、この介護保険施設が満床で待機者がおるような状況だと私は認識しております。そういうことですので、ぜひ、療養病床から介護保険施設への転換を進めるなら、もう少し真剣な計画が必要ではないかと。

これは委託先にそのまま作らせて、伊仙町の現状を知らないのではないかと、私はそのように思います。

ぜひこういうことも考えて計画をして、住みよいまちづくりにしていただきたいと。

2点目には、25ページから26ページに載っているんですが、高齢者の自立した生活を支える基盤づくりということで、ここにイメージ図もありますが、伊仙町が指定・指導・監督ということですが、私が心配しているのは、その26ページには「立入調査等指導体制を強化し、事業者への指定基準の徹底はもちろんのこと、サービスの質の向上や不正請求の阻止を図っていきます」というように書かれておるんですが、伊仙町にはこの施設があると思いますけれども、今、問題にありますように、堆肥センター、ああいうようなことがないようにですね、ぜひ監督・監査をしているのか、いないのかですね。こういうところもぜひきちっと監査をし、指導をしていただきたい。

それから、53ページに、地域密着型特定施設入居者生活介護ということで、19年度や20年度は定員がしてないようですが、私の聞いたときは定員一杯じゃなかったかというようなことを言っているんですが、これで良いのかどうかですね。

それと、この事業を進めるには、社会福祉法の107条に、市町村地域福祉計画というのを立てなければならない。これができているのかどうか。

こういうものに、この地域福祉計画策定、これがなければですね、事業が進めていけないと思うんですが、これができておるようでしたら、後もって私にその資料を提供いただきたいということです。ぜひ、きちっとした計画に基づいて、実効ある計画がなされることを期待します。

以上です。

○議長（上木 勲君）

以上で諸報告を終わります。

△ 日程第7 陳情第1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について

△ 日程第8 陳情第2号 定額給付金の支給についての陳情書
(総務文教厚生常任委員会委員会へ審査付託)

○議長（上木 勲君）

日程第7、陳情第1号、奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について及び陳情第2号、定額給付金の支給についての陳情書を議題とします。

昨年12月の定例会閉会后に、これまでに受理した陳情は、第1号、奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について及び陳情第2号、定額給付金の支給についての陳情書の2件であります。

2件の陳情書をお手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、町外からの陳情につきましては、申し合わせのとおり、文書を配付しておりますので、申し沿えます。

△ 日程第6 平成21年度の施政方針説明

○議長（上木 勲君）

日程第6、平成21年度の施政方針説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

施政方針

～「政策の町」実現に向かって～

平成21年度第 1 回定例会の開催に当たり、施政方針を述べていきます。

今わが国は世界的な経済危機に巻き込まれ、戦後最悪の状況に突入しつつあります。

雇用情勢は悪化傾向が止まらず、自動車・電気産業など日本経済を牽引してきた大企業の職員削減と関連する中小企業の倒産が連日報道されています。この危機的状況を立て直さなければならない政治は、打開策を打ち出せず停滞し国民の信頼を失いつつあります。

このような中で伊仙町が 1 月30日に、最近 5 年間平均の合計特殊出生率が2.42人で日本一という快挙を達成いたしました。更に天城町が2.18人、同徳之島町が2.18人と続き、徳之島 3 町が上位を独占しました。名実共に長寿・子宝日本一の町となり大変名誉なことでもあります。

全国から喜びとお祝いの言葉が届けられ、また既に 3 自治体から長寿と子宝の状況の視察に来ています。

伊仙町が「もてなしの町」づくりを更に推進していく上で重要なことは、地域 I C T 利活用事業などを活用し、長寿と子宝を全国にアピールして、具体的な政策を速やかに実行していくことでもあります。それが過疎化の進行に歯止めをかけることに繋がります。都会の雇用情勢悪化の影響で、この 1 年間は転入者が転出者を、これは41人ですけれども、上回り、終戦直後以来のことではないかと思われます。

21年度以降は子育て支援金を第 1 子から支給します。また、旧徳之島農業高校の教員住宅11戸の払い下げなどを行い、住宅対策を推進していきます。更に、2月15日には「伊仙町緊急雇用・生活支援対策本部」を設置し、転入者の定住を促進していくようにいたしました。

昨年 8 月 2 日にオープンした「ほーらい館」は 6 ヵ月を経過して、多くのことが分かってまいりました。予想以上に来館者数が多かったこと、徳之島町・天城町からの利用者が来て新しい交流が生まれたこと、職員の時差勤務体制が整ったこと、膝の痛み・腰の痛みなどを改善、メタボリックの改善が早まったことなどです。4 月からは利用者の要望に応え営業時間延長、スタジオの増加、更なる接遇改善、また、4 月12日オープンの直売所「百菜」との連携を進めることで会員拡大を進めていきます。

直売所「百菜」は、未来の徳之島農業のモデルになる可能性を秘めています。

徳之島農業が飛躍的発展を遂げるためには、地産地消を強力に推進すると共にサトウキビ中心の農業から、徐々に単収の高い品目に転換していくことが必要であります。

今、W T O 農業交渉が妥結に向かいつつあること、中国からの輸入食材に端を発する食の安心・安全問題で、自給率向上が重要な国策になっていくことなどは、むしろ大きなチャンスと捉えるべきであります。更に、都会での就職難のため島に帰り土地を求めて就農を希望する若者や、I ターンが増

えてきています。受け入れのための支援体制、住宅対策は緊急の課題です。

また農業公社の設立も検討していく必要があります。

町においては「農業生産額を5年間で50億円に！」という目標に、農政を大きく転換していくことが重要であります。亜熱帯気候の有利性を利用して、ゴマ・唐辛子・お茶（べにふうき）・コーヒー・キャッサバなど、可能性の高い品目に挑戦できるような支援体制を整えていかなければなりません。そのためにも「百菜」の組合員が切磋琢磨して研究開発に取り組んでいけば、モデルになる成功者が必ず出てくると思います。

「百菜」の経営計画協議のため、去年全国の27自治体で採択されたパッケージ事業を活用し、三重県伊賀市の「モクモク手づくりファーム」からの指導員を招聘して講演会を開催いたしました。

更に具体的指導を受け、地産地消と全国流通ルート開発に向け準備を進めています。

「100年に一度の経済不況」と言われるほど厳しい状況ではありますが、「逆風を追い風に」と肝に銘じて各種政策を推進していきます。次に、各論として21年度の主要施策について要点を述べていきたいと思ひます。

1 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の運営について

～健康増進と交流拡大の中核施設を目指して～

徳之島交流ひろば「ほーらい館」は昨年8月のオープン以来、利用者数が月を追う毎に増え、1日の平均利用者数が350人を超すようになってきました。町内だけではなく、徳之島町・天城町の利用者に加え、お盆と年末年始には数多くの帰省客で賑わいを見せています。

利用者の大半は高齢者ですが、毎日通う人も多く、プールでの水中歩行やトレーニングマシンによる体力強化を楽しんでいます。「膝の痛みが和らぎ、以前より楽に歩けるようになった」とか、「腕が上がるようになった」という健康に関する感想の他、「徳之島町や天城町の人と久しぶりに話をした」といった、正に「徳之島交流ひろば」という名称に相応しい声も上がっています。

平成21年度は更に多彩なソフトメニューの企画立案、保健センターとの連携事業の充実に取り組みます。また、知名度と集客力のアップ及び利用者の定着・拡大のため、ホームページや広報紙、パンフレット等を活用した積極的な宣伝・広報を推進していきます。

「健康な長寿者」の増加と医療費（国民健康保険支出費）の大幅削減を達成するため、町内外への各種事業の浸透と利用者拡大に努めていきます。

交流ホール・研修室等の文化施設においても、結婚式・年の祝い・文化祭・産業祭・各種の研修会等の利用実績があり好評を博しています。

今後はより利用しやすい施設の在り方を模索し、生涯学習を基調とした行事や文化講演会・コンサート等、様々なイベント開催を通して、地域の交流の場としての役割を果たしていきます。

運営については、町の直営方式という形態でスタートしましたが、数年後には指定管理者制度による民間委託方式への移行を計画しています。

2 福祉行政について

～保健医療の向上と福祉の充実を目指して～

介護保険事業の基本方針は平成18年度の制度改正により、予防重視型サービスへと大きく転換しました。本町においても昨年 8月のほーらい館のオープンに伴い、地域包括支援センター・保健センター・ほーらい館の 3施設が連携して、介護予防事業を重点的に推進しているところであります。

平成21年度も引き続き介護予防を機軸に事業を進めると共に、小規模多機能型居宅介護施設を整備し、高齢者が住み慣れた地域で心の安らぎを感じながら過ごしていけるように努めてまいります。

高齢者福祉については、町老人クラブ連合会などが開催する各種スポーツ大会を「介護予防」事業の一環と位置付け、多くの高齢者が参加できる行事として定着・発展するよう補助していきます。

また、子育て支援金事業においては、21年度より支援金を第一子から支給することによって、更に子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

次に、障害者福祉については、21年度は今後の障害者福祉サービスの基本となる障害者福祉計画（平成21年度～平成23年度実施）の見直しの年度となっています。

この事業計画を進めるに当たっては、今までの成果を計画に十分反映させ、障害者が安心して暮らせる弱者に優しい町づくりを積極的に推進します。

国民健康保険財政の安定化を図るため、健康指導等により医療費の適正化に取り組みます。

また、改善傾向にある徴収率を更に向上させるため、滞納者リストを作成し納付をお願いすると共に、悪質な滞納者については、昨年度より実施している滞納処分を敢行していきます。

3 保健センターの運営について

～健康長寿と癒しの伊仙づくりへの展開～

保健センターでは、ほーらい館とタイアップした予防活動を積極的に推進するため、昨年 7月に同館内に事務所を移転し、国保ヘルスアップ事業やうりたわっきゃ教室等の予防事業を実施してきました。

平成21年度は町民の健康づくりや体力向上を兼ねた保健事業を展開できるよう、これらの活動を更に強化し、大学や関連機関の協力を得ながら妊婦や小児期の健康づくりから、青年及び壮年期のメタボリックシンドロームや生活習慣病予防を中心とした健康増進、高齢者の介護予防事業に至るまで、他の地域に類を見ない幅広い予防活動を推進していきます。

また 4月にオープンする「百菜」との連携を密にして、食育推進活動にも力を入れていきます。

充実した新施設に相応する人材の育成、地域の関係機関とのネットワーク強化に努め、バランスの取れた食事や適度の運動といった基本的な健康づくりの普及を図ります。

町民の健康意識の高揚と積極的な健康づくりの実践を支援、島外への情報発信により将来的な産業振興等に繋げていきます。

4 建設公共土木事業、町営住宅の整備について

～まちづくり交付金事業の完成で町全体の発展を～

[まちづくり交付金事業]

長寿の活力を生かした「健康長寿・癒しの伊仙」づくりを大目標に整備を進めてきましたまちづくり交付金事業も、健康増進施設・地域交流センター・直売所など主要施設の工事が完了しました。

健康増進施設・地域交流センターは「徳之島交流ひろば ほーらい館」として平成20年 8月に全面オープン、健康増進とふれあいの場として町内はもとより、大勢の徳之島町・天城町の方にも利用して頂いているところであります。また本年 4月の直売所「百菜」のオープンで、伊仙町の一大交流プラザが完成し、ヒト・モノが集まる流通の拠点として伊仙町発展の起爆剤となると確信しています。

平成21年度事業としては県道とほーらい館とを結ぶ 2ヵ所の取り付け道路80mの整備と、中央公民館の一部を改修して図書館施設の充実を図っていきます。本年度のこれらの工事をもって、平成17年度から 5ヵ年計画で取り組んできたまちづくり交付金事業全体の完成となります。

[町道の整備]

これまでも、町の重点施策として進めてきました町道整備については、本年度も過疎・辺地対策事業で遅れた集落を中心に整備を進めていきます。

平成18年度から地方道路交付金事業で整備中の伊仙・馬根線は、本年度は義名山の総合運動公園北側駐車場から尺八池まで残りの区間と、手川池から役場へ向かっての一部区間の工事を実施いたします。

[下水排水路の整備]

環境衛生対策として、平成18年度まで年次的に整備を進めてきました排水路整備事業を、本年度から喜念・西伊仙東の 2地区で再開し、家庭から出る生活排水を適切に処理し集落内の環境浄化に努めていきます。

[町営住宅の整備]

伊仙町住宅マスタープラン計画に基づき東部・中部と取り組んできた町営住宅建設は、本年度から西部地区での実施となります。21年度は早急に用地選定を行い、22年度からの工事着手に向けて基本計画書の作成、県への予算要望等を行っていきます。

5 保育行政について

～民間活力の導入による保育所の充実～

本町における保育所の設置状況は平成21年 3月31日現在で、町立認可保育所 1園・町立僻地保育所 5園・私立保育所 2園と、非常に恵まれた教育・保育環境にあります。

しかし、今後の公立保育所の在り方について検討・協議を重ねた結果、「民間にできることは民間に」という時代の流れに即して民間活力を導入し、その豊富なノウハウを活かす方が多様化する様々

な保育ニーズに対応できるとの結論に至りました。

これを受けて平成20年度に保育所の移管法人の募集を行い、町立伊仙保育所を社会福祉法人いせんへ移管することに決定いたしました。旧伊仙保育所は平成21年 4月 1日から、「いせん保育園」として新たにスタートしていきます。

6 環境行政について

～地球環境汚染の防止～

高度経済成長に伴うエネルギーの大量消費で地球環境汚染問題である地球温暖化が進行し、世界的規模でこの影響が懸念されています。

新しく就任したアメリカのオバマ大統領も政権発足当初から気候変動問題で、意欲的な取り組みを見せており、自動車排ガス規制強化などに乗り出しています。

このような中で本町においても、平成20年度に畜産バイオガス発電に関する利活用調査を行い、新エネルギービジョンを策定することにより、循環型社会の構築とCO₂の削減を目指す取り組みを行ってきました。

自然環境の保全においては、ゴミの不法投棄が後を絶たないため引き続き「美しい村づくり事業」を効率的に進め不法投棄対策を徹底します。

合併浄化槽の設置普及については、徳之島の美しい自然や海を生活排水による環境汚染から守る観点において積極的に推進し、簡易浄化槽から合併浄化槽への転換も視野に入れた啓発活動を展開していきます。

7 農林水産業の振興について

～地産地消の推進～

(農政)

農政においては、町としての新たな目標である農業粗生産額50億円の達成に向け、糖業・畜産・園芸の経営体系や経営品目の組み合わせについて、現在モデル地区として実証中の作付作物を検証し、方向性を検討していきます。

また、4月にオープンする直売所「百菜」を地産地消の拠点とし、地場産品の地元消費と商品開発を推進します。

(糖業)

糖業においては、この2年間は単収向上と生産高の増加により農家の生産意欲も高揚しています。直面する大きな課題は、町内に251名いる「さとうきび経営安定対策に係る特認要件対象者」の問題です。現状のままでは、特認期間が終了する平成22年度以降は交付金が受け取れなくなるため、特認要件対象者から交付要件対象者へと移行させなければなりません。

そのための施策として、ハーベスター収穫及び管理作業を一貫して行う営農集団の育成、基幹作業

の受委託促進に努めます。

また、例年実施している防風防潮対策事業・地力増強対策事業等を効率的に進め、単収向上を図ります。

(畜産)

畜産においては、飼養戸数 596戸、繁殖雌牛 3,840頭と郡内最多を誇っています。

飼養頭数及び子牛出荷頭数も順調な伸びを示し、畜産を希望する新規就農者の増加傾向が顕著です。

しかし、飼料や肥料の価格高騰、子牛価格の急激な下落により畜産農家の経営が厳しくなっています。今後、経費節減による低コスト生産、粗飼料主体で飼養した腹づくりのしっかりした子牛づくり、母牛の改良等による商品性向上を図り購買者に好まれる牛づくりを推進していきます。

(園芸)

園芸においては、作付面積・生産額が伸びているため、町の農業生産額目標50億円の達成に向け、高収益性品目の栽培面積拡大と徹底した技術指導や経費低減を図ります。

輸送野菜においては、バレイショが昨年に県の認証を受けました。本年度は新しい機能を備えた選果機を整備し、出荷品の更なる品質向上に取り組んでいきます。

花卉については、ソリダゴに代表される品質の高さを広くアピールして面積拡大を図り、また新規就農者の誘導等にも努めます。

果樹については、マンゴー農家の研修を充実させて所得向上を図ると共に、カンキツグリーンング病やゴマダラカミキリ虫の撲滅に向けて取り組んでいきます。

(水産業・林業)

水産業については、離島漁業再生支援事業の活用と、直売所「百菜」における地場産魚介類の宣伝・販売によって漁業振興を図っていきます。

林務については、昨年不慮の事故が発生しました。従来安全講習会の在り方を再検討し、内容の充実と受講者への浸透を徹底します。

県及び関係機関と連携をとりながら町所有の山林の保全に努めていきます。

8 土地基盤整備について

～畑地かんがい施設及び道路・排水路の維持管理を徹底～

農業農村整備事業の推進については、計画的かつ総合的な農業農村整備を推進し、農業生産性の向上や個性を活かした地域づくりを目指します。自主財源の確保に努めると共に限られた財源の効率的活用の観点から、優先度による峻別と重点化を徹底します。

農業振興の根幹である基盤整備事業については、平成21年度も引き続き県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)による区画整理・道路及び排水路整備・土地改良・畑地かんがい施設整備等の事業を計画的、かつ円滑に推進します。

内訳としては、

「目手久地区」 区画整理A = 4h a 土層改良A = 4h a
「第一阿権地区」 補完工一式
「第二阿権地区」 区画整理A = 10h a 土層改良A = 10h a
「木の香地区」 基幹農道舗装L = 390m
「上晴地区」 区画整理A = 6h a 土層改良A = 6h a
「小島河地地区」 区画整理A = 10h a 土層改良A = 10h a
「三崎地区」 圃場内配管A = 25h a
「第一面縄 1期地区」 区画整理A = 5h a 土層改良A = 5h a
「第一面縄 2期地区」 一筆測量委託一式を予定しています。

農道整備事業としては過疎基幹農道整備事業「五ラン大原 2期地区」において、農道改良工事を実施の予定です。

国営事業の徳之島用水事業については、全体で約75%と順調な進捗状況にあります。

平成21年度の本町工事分としては、河地ファームポンド建設及び伊仙幹線水路の工事を計画しています。

平成19年度からの「農地・水・環境保全向上対策事業」については、実施している喜念・目手久・伊仙・阿三・阿権・三崎の7組織においては、農地・農道・環境等の維持管理作業の重要性を子供から高齢者まで、農業者だけでなく非農業者も再認識しています。

しかし、この事業の持つ意義をもっと広く訴えて、浸透させていく必要があります。

本年度も環境保全に対する意識啓発を更に徹底し、住民への事業内容の把握と投資効果の向上を図っていきます。

分担金徴収については、2月から5月末にかけて集中的に夜間徴収を行っています。

分担金の未納額が多いと、今後の事業申請に支障を来すことになります。あらゆる事業説明会等で受益者に納付を促したり、対策の強化徹底を図ったりして徴収率の向上に努めます。

9 商工・観光の振興策について

～「百菜」を活用した商工振興策の展開～

商工振興については、4月にオープンする直売所「百菜」が新たな拠点となります。

「ほーらい館」をはじめとする関係各機関との連携を密にし、人の流れを伊仙町に誘導する体制を整え、町の活性化に繋げていきます。併せて商工会への運営補助やプレミアム付き商品券発行の助成なども継続し、地元購買者の獲得に努めていきます。また国の雇用対策事業を活用して、Uターン者・Iターン者の雇用確保を図ります。

情報インフラ整備の施策としては、西部地区のADSL化事業を実施して高速通信網を整備します。

観光振興では喜念浜園地開発整備事業において、ロッジ5戸・キャンプ施設を整備したところですが、今後はこの施設を活用した観光行政を進めていきます。また本年度から2ヵ年計画で瀬田海海浜

公園のバリアフリー化と老朽施設の改修工事を行い、更に多くの方が利用しやすい施設にしていきます。

昨年の初開催で好評を博した徳之島長寿世界ウォーキング大会を継続して、島内外へ長寿・子宝の島をアピールしていきます。

戦艦大和を旗艦とする艦隊戦士慰霊塔については今年度中に改修工事を実施いたします。

10 水道行政について

～安全・安心で安定的な水の供給を目指して～

平成20年度からの新規事業、西部地区老朽管更新事業は小島地区が完了したところであります。

現在事業の成果についての分析を行っていますが、水圧不足や断水等で不便な生活を余儀なくされていた頃と違い、「水が出るようになった。今までこんな水圧は経験したことがない」など、喜びの声が聴かれます。また料金の未納者や不正に使用していた方にも厳しい対応を行っており、飛躍的な改善がなされつつあります。

本年度は河地・糸木名・上晴地区で同事業を実施します。この地区は水圧不足解消に加えて水質改善の要望も出されている地区です。これらの問題解決を図りながら事業を実施していきます。

11 学校教育について

～学力向上の徹底～

学校教育では、基礎・基本の定着に向けた個別指導・反復学習の充実を図ります。

また、昨年度に引き続き、幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、長期的視野に立った学習面・生活面の指導の下に、教員の資質向上と児童・生徒の学力向上を図っていきます。

具体策として、伊仙町学力向上推進協議会において3中学校区で、幼・小・中学校と家庭・地域が一体となった研究を充実させ、日々の授業に反映させていきます。更に、各学校において「島唄・島口・美ら島運動」を実施し、児童生徒が将来に亘っていつでもふるさとを想起できるようにします。また、「総合的な学習の時間」においても、地域の特色と人材を活かした取り組みを行い、自分が住む町に対して自信と誇りを持つようにすると共に、自ら考え、自ら学習することを通して生きる力の育成を図ります。

「開かれた学校づくり」においては、学校が地域社会と一体となった効果的な学校運営のため、各学校に学校評議員を置き、より良い学校環境づくりを推進します。

また、県の教育施策の趣旨の下に、11月に実施される「学校を見に行こう週間」では、授業参観だけでなく校区住民が参加できる行事も企画し、学校教育への理解を深める契機にしていきます。更に、7月末に開催される子ども議会においては、子どもの視点から見た「安全・安心で楽しく豊かな学校づくり・町づくり」を行政にも反映させるように努めます。

幼稚園教育においては、小学校との連携や保護者の保育参観等を通して、幼稚園教育に関する理解

と認識を深めていくようにします。また、各幼稚園及び小学校間の相互研修等を通して、教師の指導力及び資質の向上を図ります。

今年度は、学校建築においても、伊仙小学校建築の年度内完成に全力を注ぎます。また、犬田布中学校建築に向けた耐力度調査、その他の各幼稚園・小中学校校舎及び体育館等の耐震診断を実施します。

少子化が進む中、学校の統廃合は非常に辛く厳しい問題ですが、避けて通ることはできません。

子供や保護者の気持ちを尊重し、地区住民の意見にも耳を傾けながら意見交換を重ね、どのような形で進めていくのが最善の結果に繋がるか、長期展望に立って検討していきます。

学校給食センターにおいては施設の改修・補修はもちろんのこと、衛生管理の徹底と、児童生徒の発育に重要な栄養及び健康管理をより充実させなければなりません。

そのためにも、直売所「百菜」のオープンを機に、有機無農薬栽培の地元野菜を食材に取り入れていきます。燦々と降り注ぐ太陽の光と潮風をふんだんに浴びた地元野菜には、マグネシウム・カルシウム・ナトリウムなどのミネラルが豊富に含まれていて、これが丈夫な骨組みを作るメカニズムを形成しています。

食育の観点から、各小中学校で出前講座を行い、栄養指導等も積極的に進めていきます。

12 社会教育行政について

～生涯学習の推進～

社会教育については、「あしたをひらく心豊かな人づくり、文化づくり」を進めるために、生涯学習の観点に立って人間性豊かでたくましく生きる町民の育成と教育・文化・スポーツの振興を目指すと共に、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図っていきます。

そのためには、関係各機関と連携した人材の養成と確保が不可欠です。

町民が生涯を通じて自主的学習の機会が得られるような支援体制と、いつでも・どこでも・だれでも参加できる環境づくりに努めます。

生涯学習については、地域の教育力向上を目指し、「町づくり、人づくり」に関する生涯学習講座の開設を通して、ボランティアの育成、学びのある町づくりに取り組みます。

成人教育については、社会教育関係団体及び指導者の資質向上を図るための研修会等を開催し、優れた指導者育成を行います。また、青少年の健全育成では地域の教育力を活かし、「あいさつ」「声かけ」運動の実践、地域防犯組織との連携した活動を推進します。

青少年教育については、「地域が育むいせんっ子育成プラン」「子ども読書活動推進計画」に沿った事業を展開し、地域を挙げて「心豊かでたくましい伊仙の子」を育成する運動を推進すると共に、各種体験教室や地区子ども会創作大会等を開催し青少年の健全育成に努めます。

クリーン作戦については、更なる定着・拡大と環境浄化に対するモラルの高揚を図るために、地域の関係機関と連携を取って強化していきます。

歴史・文化面においては、国指定史跡に登録された徳之島カミイヤキ陶器窯跡、登録有形文化財となった鹿浦小学校旧奉安殿を中心とした文化財群の有効活用に取り組みます。

そのために、奄美市・宇検村と連携した「文化財総合的把握モデル事業（文化庁からの委託事業）」によって、平成20年度から3年間かけて文化財の総合的調査を進め、自然環境も含めた文化財群の保存活用の方針をまとめていきます。

社会体育面では、関係団体との連携強化により、基本方針に沿った社会体育の諸条件の整備充実を図ります。各種団体の活性化と活動内容の精選、組織拡大の観点から、各種教室や町駅伝競走大会・町民体育祭等を開催し、特色ある行事として発展させていきます。

また、今年度7月には第50回大島地区大会の柔道・ゲートボール競技が、本町で開催されます。町民挙げて大会を成功させると共に、町民のより一層の連帯と融和を深め、健康の増進と豊かな郷土づくりを推進します。

二期目に掲げた「政争から政策の町へ」というスローガンは、町民と町民の代表である議会に着実に理解されてきたと思います。町民・議会の協力と努力の結果、「ほーらい館」による健康増進と交流推進・転入者の増加・農業生産額の増加（和泊町に次いで郡内2位）、徴収率の改善・徳之島長寿世界ウォーキング大会の開催など、「もてなしの町」の政策が着実に実現しています。

様々な行財政改革を推進したにも関わらず、国が三位一体改革を進めた影響もあり依然として厳しい町財政状況など、まだまだ改善すべき課題は多くあります。

しかし、職員に「一体となって町民のために奉仕する」、「しっかり勉強し補助事業を獲得する」等の意識改革と、「結果が出た」という自信が生まれてきました。この自信があれば直面する課題の多くは解決が可能です。

長寿世界一、子宝日本一という宝は伊仙町にのみ与えられた名誉ある称号です。

伊仙町の政策はこの宝を活かしていくことです。「もてなしの町」「行ってみたい町」、「住んでみたい町」を実現することであります。

町民、町議会と今まで以上に信頼と連携を深めしっかりと宝を磨き上げていきましょう。

平成21年 3月 9日

伊仙町長 大久保 明

○議長（上木 勲君）

これで施政方針を終わります。

○議長（上木 勲君）

日程第9、議案第7号、伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてから日程第28、議案第26号、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの20件を一括議題とします。

説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

平成21年度第 1回伊仙町議会定例会に提案いたしました、議案第 7号から議案第34号の28件について、提案理由の説明をいたします。

議案第 7号は、平成21年度の介護報酬の改定によって、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定するものであります。

議案第 8号は、全ての国民は法の下に平等である基本理念に基き、男女共同参画社会の実現に資するため、条例を制定するものであります。

議案第 9号は、まちづくり交付金事業により実施されている「農林水産物直売所」が平成20年 4月の稼働に伴い、設置及び管理に関する条例を整備するものであります。

議案第10号は、本町が設置する施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案第11号は、喜念浜観光整備事業により進められている園地ロッジの利用が始まることに伴い、施設の設置・管理条例を整備するものであります。

議案第12号は、統計法の改正等に伴い、伊仙町個人情報保護条例の整備の必要が生じたので提案してあります。

議案第13号は、「ほーらい館」温浴施設の利用時間延長に伴い条例を整備するものであります。

議案第14号及び第15号は、1週間の勤務時間が38時間45分となるよう法律が改正されることに伴い、関連する伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊仙町職員の育児休業等に関する条例を改正するものであります。

議案第16号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例を改正いたしたく、提案してあります。

議案第17号は、町行財政の健全化を維持するため、町長の給与を10%減額する条例を更に 1年間延長するものであります。

議案第18号は、少子化・過疎化に歯止めをかけるため、伊仙町子育て支援金支給条例を更に充実させるため、整備するものであります。

議案第19号は、児童福祉法の改正に伴い、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例を整備するものであります。

議案第20号は、介護保険事業の見直しに伴い、関連する条例を併せて整備するものであります。

議案第21号は、まちづくり交付金事業により新設する東耳付団地を伊仙町町営住宅設置及び管理条例に追加するものであります。

議案第22号は、古里保育所を旧保健センターへ移転することに伴い、条例を整備するものであります。

併せて、議案第23号として、保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止案を提案してあります。

議案第24号は、町立伊仙保育所が平成21年 4月から民間による運営がなされるため、保育所設置条

例を廃止するものであります。

議案第25号は、国の第2次補正予算に伴い、既定の平成20年度伊仙町一般会計予算に伊仙小学校建設事業費等を計上いたしたく、提案してあります。

議案第26号は、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算の既定の予算に、介護従事者処遇改善事業費等の変更が生じたので、提案してあります。

議案第27号から議案第34号までは、平成21年度伊仙町一般会計予算、平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、平成21年度伊仙町老人保健特別会計予算、平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算、平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算を作成しましたので、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の既定により、提案してあります。

以上、今定例会に提案してあります、議案第7号から議案34号までの28件の提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上木 勲君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時10分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成21年度一般会計当初予算他、7特別会計以外の補足の説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

それでは、補足説明をいたします。

まず議案第7号は、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を軽減するため、国からの交付金等を運用するための基金条例の制定であります。

議案第8号 本条例は、少子高齢化が急速に進む中、社会構造の変化に的確に対応するため、男女が互いに協力し、活力に満ちた豊かな町を築いていくことを目的に、男女共同参画社会の実現を目指すものであります。

議案第9号 本条例は、4月にオープンする直売所の設置及び直売所の管理運営を「百菜」に委託するというものであります。

議案第10号 本条例は、本町が設置する施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定める条例であります。

議案第11号 本条例は、喜念浜園地ロッジの設置及び管理運営について必要な事項を定めるものであります。

議案第12号 伊仙町個人情報保護条例の一部を改正するもので、適用除外の条項の改正であります。

議案第13号は、「ほーらい館」の温浴施設の利用時間の改正であり、午後 9時までの利用時間を午後10時まで延長するというものであります。

議案第14号は、本条例の改正は、今回の人事院勧告による勤務時間の改正であり、1日の勤務時間の 8時間から 7時間45分とするものであります。

議案第15号も同じく勤務時間に関する条例の改正であります。1週間を38時間45分とするものであります。

議案第16号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、社会教育指導員報酬10万 6,000円を11万 5,000円に改め、ほーらい館嘱託員Cの報酬を36万円とするものであります。

議案第17号は、町行財政の健全化に寄与するための町長の給与を本年 1年間も10%減額するという条例でございます。

議案第18号は、本条例は児童福祉の向上に資することを目的とし、第一子より子育て支援祝金を支給できるように改正するものであります。

議案第19号は、児童福祉法の改正に伴い、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の文言条文を改正するものであります。

同じく議案第20号は、介護保険事業等の見直しに伴い、関連する年度及び介護保険料の金額を改めるものでございます。

議案第21号。本条例は、東耳付団地の完成に伴い、別表中に町営住宅 8戸を追加するものであります。

議案第22号は、古里へき地保育所の保健センターへの移管に伴う所在地の変更によるものであります。

議案第23号は、保健センターをへき地保育所として使用するため、既存の条例を廃止するものであります。

議案第24号。本条例は、伊仙保育所の民間への移管に伴い、既存の設置条例を廃止するものであります。

議案第25号。平成20年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

平成20年度伊仙町一般会計補正予算 既定の歳入歳出予算の総額54億 1,947万 9,000円に歳入歳出それぞれ10億 3,975万 7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を64億 5,923万 6,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の款、地方交付税、目、地方交付税、補正前の額27億 7,503万 3,000円に 366万円を増額し、27億 7,869万 9,000円とするものであります。

款11、分担金及び負担金、目、衛生費負担金 453万 2,000円から64万 9,000円を減額し、388万 3,000円とするものであります。これは検診の実績に伴う減でございます。

款、国庫支出金、1、総務費補助金 7,830万 3,000円に定額給付金交付金並びに事務費として 1億 3,080万 4,000円を増額補正し、2億 910万 7,000円とするものでございます。

目 2、民生費国庫補助金 5,475万 2,000円に子育て応援特別手当基金並びに事務費 536万 2,000円を増額補正し、6,011万 4,000円とするものです。

目 6、教育費補助金 484万 1,000円に伊仙小学校建設費とし 3億 6,919万 1,000円を増額補正し、3億 7,403万 2,000円とするものであります。

8ページをお願いいたします。

県支出金、目、総務費県補助金 283万 3,000円に 9万 4,000円を増額補正し、292万 7,000円とするものであります。これは県を通じて来た、ふるさと納税寄付金でございます。

目、農林水産事業費県補助金 4,348万 5,000円に72万 9,000円を減額し、4,275万 6,000円とするものであります。

これはサトウキビ活性化事業実践事業補助金としての補助金でありましたけれども、消費税に対する分の補助対象ということで計上してありましたけれども、消費税分についての補助対象外ということで減額になっております。

款20、町債費、目、学校教育施設等整備事業債 5億 3,280万を計上してございます。

伊仙小学校新築改築工事事業費でございます。

以上、歳入合計54億 1,947万 9,000円に補正額10億 3,975万 7,000円を補正し、64億 5,923万 6,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の款 2、総務費、一般管理費 3億 9,499万 5,000円に 171万 5,000円を増額補正し、3億 9,671万円とするものであります。

2の給料、3、職員手当、共済費につきましては、その下の欄19の負担金補助金交付金への組み替えでございます。

これは鹿児島県職員への対する負担金としての組み替えでございます。

目、電算システム費 2,088万 4,000円に 102万 8,000円を減額し、1,985万 6,000円とするものです。

これにつきましては執行残でございます。

ページ10ページをお願いいたします。

目、定額給付交付金事業費、これはもう皆さん、ご存じの給付金事業でございます。1億 3,080万 4,000円を計上してございます。

内訳につきましては、職員手当、職員の時間外手当で60万、賃金 206万円、旅費46万円、需用費 230万 4,000円、役務費 220万 5,000円、委託費、システム改良口座振替入力委託料でございまして 154万 2,000円を計上してございます。

それから、パソコン機器リース料として 100万 8,000円を計上してございます。

扶助費、直接支給される定額給付金 1億 2,062万 5,000円を計上してございます。

款、民生費、目の子育て応援特別手当交付金事業費、これも同じく 536万 6,000円を新規計上してございます。

扶助費として 468万円を第二子以上で 3歳から 5歳までの子供に支給する手当でございます。1人頭、約 3万 6,000円となっております。

11ページ、款 4、健康増進事業費 1,912万 8,000円に 147万 2,000円を減額し、1,765万 6,000円とするものです。

これは検診実績による減でございます。

款 5、農林水産業費、6、糖業振興費については、先ほどご説明申し上げましたとおり、補助分としての消費税分を計上してございましたけれども、これは単独ということで財源振り替え並びに役務費の 7万 1,000円の増となっております。

2、農地費、目、担い手育成畑地総合整備事業費 1億 2,379万 6,000円から 88万 2,000円を減額補正し、1億 2,291万 4,000円とするものでございます。

これは畑総の上晴地区の土地購入費の減でございます。

ページ12ページ、徳之島用水農業水利事業受益面積調査業務委託事業費等については組み替えでございます。

消防費 845万 8,000円に 13万 8,000円を減額し、832万円とするものでございます。

これは実績による減でございます。

教育費、目、学校建築費 1,825万 8,000円に 9億 204万円を増額補正し、9億 2,029万 8,000円とするものでありまして、先ほどご説明申し上げました伊仙小学校建築工事費でございます。

給食センター運営費につきましては、実績による減でございます。

13ページをお願いいたします。

公債費、1、元金 7億 3,404万 2,000円に 1,455万円を増額補正し、7億 4,859万 2,000円とするものでございます。

2の利子、1億 6,332万 9,000円から 986万 6,000円を減額し、1億 5,346万 3,000円とするものがあります。

この差額原因につきましては、前年度繰上償還を行いましたけれども、その償還の際の見積り誤りによるものでございます。大変申し訳ありません。

以上、歳出合計54億 1,947万 9,000円に10億 3,975万 7,000円を増額補正し、64億 5,923万 6,000円とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

それでは、議案第26号、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額 8億 6,728万 2,000円に歳入歳出それぞれ 2,613万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8億 4,114万 6,000円とするものでございます。

3ページ目をお願いいたします。

款 2、国庫支出金 2億 7,137万 9,000円から 447万 9,000円を減額し、2億 6,690万円とするものでございます。

3の支払基金交付金 2億 5,525万円から 1,532万 2,000円を減額し、2億 3,992万 8,000円とするものでございます。

4の県支出金 1億 2,026万 5,000円から 633万 5,000円を減額し、1億 1,393万円とするものでございます。

歳入合計 8億 6,728万 2,000円から 2,613万 6,000円を減額し、8億 4,114万 6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款の 2、保険給付金 8億 1,293万 7,000円から 3,043万を減額し、7億 8,250万 7,000円とするものでございます。

次に款 5、基金積立金 1,000円に 429万 4,000円を増額し、429万 5,000円とするものでございます。

歳出合計 8億 6,728万 2,000円から 2,613万 6,000円を減額し、8億 4,114万 6,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（上木 勲君）

ただいま議題となっております議案第 7号、伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてから議案第26号、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの20件の審議を中止します。

議案第27号から議案第34号までの平成21年度一般会計当初予算他 7特別会計の補足説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

それでは、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算について、補足説明をいたします。

平成21年度伊仙町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億 3,935万 1,000円と定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

総括歳入。

款 1、町税、本年度予算額 2億 7,331万 5,000円、対前年度比 1,463万円の減とするものであります。

これは法人税の減収等による減でございます。

款の 2、地方譲与税、本年度予算額 8,233万 3,000円、対前年度比 1,335万 4,000円の減でござい

ますが、地方道路譲与税の減によるものでございます。

款、利子割交付金、本年度予算額82万 4,000円で、対前年比22万 1,000円の減となっております。

款、配当割交付金、本年度予算額15万 2,000円で、対前年比18万 5,000円の減でございます。

款 5、株式等譲渡所得割交付金 1,000円でございます。

款 6、地方消費税交付金 4,442万円で、対前年度比 662万 6,000円となっております。

款 7、自動車所得税交付金、本年度予算額 1,077万 6,000円で対前年度比 1,474万 1,000円となっております。

款 8、地方特例交付金 473万 1,000円で、対前年度比 1万 1,000円の減でございます。

款 9、地方交付税27億 3,690万円で、8,488万 7,000円の前年度よりの増となっております。

款の10、交通安全対策特別交付金 190万、対前年比18万 3,000円減となっております。

諸々の交付金・補助金等につきましては、税収の減でございます。

款11、分担金及び負担金 6,769万 6,000円、対前年度比 285万 1,000円の増となっておりますが、これは伊仙保育所の民間委託に伴う負担金増となっております。

款12、材料及び手数料、本年度予算額 4,211万 8,000円で、42万 7,000円の減となっております。

国庫支出金、本年度予算額 3億 2,960万 3,000円で、対前年度比 2億 8,339万 6,000円となっておりますが、これはまちづくり交付金事業及び前泊港湾建設事業費等の減によるものでございます。

款14、県支出金、本年度予算 6億 665万 3,000円で、3億 4,866万 4,000円の増となっておりますが、これはジャガイモ選果機の更新事業に伴う増でございます。

11ページをお願いいたします。

款15、財産収入、本年度予算 715万 7,000円。

款16、寄付金10万 2,000円。

繰入金 1,000円。

繰越金 1,000円。

諸収入 4,776万 8,000円で、対前年度比 1,868万 4,000円となっておりますが、雇用創造促進協議会補助金と畜産基盤再編成総合整備事業負担金の増に伴うものでございます。

款20の町債費、本年度予算額 5億 8,290万円で、対前年度比 2億 9,410万円の減でございますけれども、公営住宅施設整備事業の完了及びまちづくり交付金事業等の減に伴うものでございます。

以上、歳入合計48億 3,935万 1,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

款 1、議会費、本年度予算額 7,869万 4,000円で、対前年度比 115万 6,000円の減となっております。

款の 2、総務費、本年度予算額 7億 3,301万 8,000円で、対前年度比 8,630万 6,000円の増となっておりますが、これは西部地区のブロードバンド整備事業及び衆議院、それと町議選挙等の費用増に

よるものでございます。

款の民生費、本年度予算額10億 2,725万 8,000円で、対前年度比 5,249万 9,000円でございますけれども、地方改善整備事業費等の増によるものでございます。

款 4、衛生費、本年度予算額 4億 3,318万 9,000円で、対前年度比 1,272万 4,000円の増となっておりますけれども、上水道会計への繰出金増でございます。

款 5、農林水産業費、本年度予算額 8億 2,902万 9,000円、対前年度比 1億 4,606万 6,000円となっておりますが、これはジャガイモ選果機の更新事業負担金の増によるものでございます。

款の 6、商工費 7,631万 1,000円で、対前年度比 1,394万 1,000円となっておりますが、新規に瀬田海浜公園の整備事業の採択増によるものでございます。

款 7、土木費、本年度予算額 3億 3,460万円で、対前年度比 4億 3,740万 4,000円の減となっておりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業等の完了によるものでございます。

款、消防費、本年度 1億 7,259万 3,000円で、前年度比 3,922万 1,000円の増でございますけれども、防災無線施設の整備事業増によるものでございます。

款の 9、教育費、本年度予算額 3億 4,703万 1,000円で、前年度比 940万 3,000円の増となっておりますけれども、地上デジタル化によりますテレビ整備事業の採択でございます。

款10、災害復旧費 114万 1,000円、21万 5,000円の増となっております。

款11、公債費、8億 148万 6,000円、対前年度比 9,588万 5,000円の減となっております。

これは借替債の減によるものでございます。

諸支出金 1,000円。予備費 5,000円。

以上、21年度一般会計予算歳入歳出それぞれ48億 3,935万 1,000円とするものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

議案第28号、平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 320万 1,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入。

款 1、国民健康保険税、1億 9,559万 9,000円とするものでございます。対前年度比 138万 1,000円の増となっております。

款 2、分担金及び負担金、180万円と定めるものでございます。対前年度比30万円の増でございます。

款 3、使用料及び手数料、20万円と定めるものでございます。

款 4、国庫支出金、4億 941万 8,000円と定めるものでございます。対前年度比 4,119万 4,000円の増でございます。

5、県支出金、5,831万 4,000円と定めるものでございます。対前年度比 2,511万 4,000円の増でございます。

款 6、療養給付費交付金、1,773万 5,000円と定めるものでございます。対前年度比 1,594万 1,000円の減額でございます。

7、前期高齢者交付金、1億 9,031万 2,000円と定めるものでございます。対前年度比 1億 2,258万 6,000円の増となっております。

款 8、共同事業交付金、1億 9,342万 8,000円と定めるものでございます。対前年度比 7,468万8,000円の増となっております。款 9、財産収入、2,000円とするものでございます。

款10、繰入金、1億 3,637万 9,000円と定めるものでございます。対前年度比 2,000万の増となっております。

11、繰越金、1,000円とするものでございます。

12、諸収入、1万 3,000円とするものでございます。

歳入合計12億 320万 1,000円と定めるものでございます。

対前年度比 2億 6,932万 2,000円の増となっております。

次に 7ページ、歳出をお願いいたします。

款 1、総務費、1,494万 4,000円と定めるものでございます。対前年度比 138万 2,000円の減となっております。

款 2、保険給付費、7億 5,708万 5,000円と定めるものでございます。対前年度比 1億 904万 8,000円の増となっております。

款 3、後期高齢者支援金、1億 1,721万円とするものでございます。対前年度比 7,499万 7,000円の増となっております。

款 4、前期高齢者納付金、26万 6,000円とするものでございます。対前年度比14万 6,000円の増となっております。款 6、介護給付費、7,146万 6,000円とするものでございます。対前年度比86万 1,000円の減となっております。

款 7、共同事業拠出金、2億 2,465万 7,000円とするものでございます。対前年度比 9,460万 4,000円の増となっております。

款 8、保健事業費、1,536万 9,000円とするものでございます。対前年度比 787万 1,000円の増となっております。

款 9、基金積立金、1,000円とするものでございます。

款10、公債費、20万円とするものでございます。

11、諸支出金、100万 3,000円とするものでございます。

款12、予備費、100万円とするものでございます。歳出合計12億 320万 1,000円とするものでございます。

対前年度比 2億 6,932万 2,000円の増となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 316万 3,000円とするものでございます。

次に、1ページをお願いいたします。

歳入。

款 1、支払基金交付金、151万 2,000円とするものでございます。

次に、款 2、国庫支出金、100万円とするものでございます。

款 3、県支出金、25万円とするものでございます。

款 4、繰入金、39万 4,000円とするものでございます。

款 5、繰越金、1,000円。

款 6、諸収入、3,000円とするものでございます。

歳入合計 316万 3,000円とするものでございます。

次に歳出をお願いいたします。

款 1、総務費、15万円とするものでございます。

医療諸費、301万円とするものでございます。

諸支出金、3,000円とするものでございます。

歳出合計 316万 3,000円とするものでございます。

議案第31号、21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1億 5,208万 7,000円と定めるものでございます。

申し訳ありません。

平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8億 8,039万 7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入。

款 1、保険料、9,385万 5,000円とするものでございます。

款 2、国庫支出金、2億 7,278万 3,000円とするものでございます。

款 3、支払基金交付金、2億 5,228万 6,000円とするものでございます。

款 4、県支出金、1億 2,275万 2,000円とするものでございます。

款 5、繰越金、1億 3,391万 8,000円とするものでございます。

歳入合計 8億 8,039万 7,000円と定めるものでございます。

次に 3ページの歳出の方をお願いいたします。

款 1、総務費、1,227万 9,000円とするものでございます。

款 2、保険給付費、8億 3,221万 5,000円とするものでございます。

款 3、地域支援事業費、2,900万円とするものでございます。

款 4、財政安定化基金拠出金 680万円とするものでございます。

基金積立金、1,000円、

款 6、諸支出金、10万 1,000円。

款 7、予備費、1,000円。

歳出合計 8億 8,039万 7,000円と定めるものでございます。

次に、議案第31号、平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1億 5,208万 7,000円とするものでございます。

次、2ページをお願いいたします。

歳入。

款 1、後期高齢者医療保険料、3,038万 3,000円とするものでございます。

款の 2、使用料及び手数料、2,000円と定めるものでございます。

款 3、繰入金、1億 2,071万 8,000円とするものでございます。

款 4、諸収入、98万 4,000円とするものでございます。

歳入合計 1億 5,208万 7,000円と定めるものでございます。

次に 3ページ、歳出をお願いいたします。

款 1、総務費、658万 5,000円と定めるものでございます。

款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金、1億 4,410万 3,000円とするものでございます。

款 3、保健事業費、109万 9,000円とするものでございます。

款 4、諸支出金、30万円とするものでございます。

歳出合計 1億 5,208万 7,000円と定めるものでございます。

以上です。

○ほーらい館長（明 勝良君）

それでは次に、議案第32号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8,446万 7,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申し上げます。

款 1、使用料及び手数料、本年度予算 4,025万 6,000円、対前年度比 441万 7,000円とするもので
す。

款 2、繰入金、本年度 3,900万円、対前年度比 400万円の増でございます。

款 3、諸収入、521万 1,000円、対前年度比 105万円とするものでございます。

歳入合計、本年度 8,446万 7,000円、対前年度比 946万 7,000円とするものでございます。

次に 5ページをお願いいたします。

歳出についてご説明を申し上げます。

款 1、総務費、本年度 4,822万円、対前年度比 1,036万 7,000円とするものでございます。

款 2、健康増進事業費、本年度 3,357万 9,000円、対前年度比21万円とするものでございます。

款 3、文化事業費、本年度 266万 8,000円、対前年度比 111万円の減とするものでございます。

この減につきましては、前年度はオープニング事業がございましたので、その分がない分、減となっております。

本年度の歳出合計が 8,446万 7,000円、対前年度比 946万 7,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（幸 孝一君）

第33号、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2億 6,096万 4,000円とするものであります。

9ページ目をお開きください。

20年度より実施しています基幹改良事業（小島地区）に引き続きまして、河地、糸木名、上晴地区を本年度予定しています。

事業規模として 1億 6,530万円が主なものであります。

引き続きまして、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について補足説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

収益的収入及び支出の収入支出それぞれの合計額は、9,246万 6,000円とするものであります。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入 7,445万 6,000円、支出 7,811万 9,000円とするものであります。

主なものとしまして、予算資料の 7ページ目をお開きください。

主なものとして、資本的収入の部分で借替債 3,460万円、他会計からの出資金として 3,985万 6,000円が大きく変更された部分であります。

資本的支出の部分ですが、備品購入費、前年度までは予算措置のみでしたが、今年度は緊急時のポンプ購入費、中部浄水場の発電機 500万ちょっとを予算措置していただきました。

この辺は本年度の上水道会計の主なものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（上木 勲君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

○7番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

一般会計予算の歳出29ページ。

財産管理費の18、備品購入費50万が計上されていますが、事業費の明細がありませんので、お尋ねをいたします。

議会においては、議会委員会等で喫煙の問題が議論されておりますので、詳しい説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

財産管理費の18、備品購入費の50万円でございますけれども、環境課、元商工会の別棟になっておりますけれども、環境課並びに教育長室のクーラーの設置でございます。2カ所分の空調設備購入費として計上してございます。

よろしく願いいたします。

○7番（杉並廣規君）

私はまた空気清浄機等を購入してするものじゃないかと勘違いしておりました。残念です。

庁舎内に喫煙所を設置して、町民の皆さんがたむろしているのではないかと不信を抱かされないようなことを努力すべきだと私は考えます。

町長も出張等で空港やいろいろな施設等を見て歩いていると思うんですが、残念です。

問題にするのはするんですが、解決していく道を知らない。

そこで町長にお尋ねをいたします。

次期議会において空気清浄機等を購入し、問題解決を図る考えはないか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

空気清浄機に関しましては、議員の方々からも度々要請を受けています。

と申しますのは、この今、庁舎内のこの渡り廊下等で吸っているのは良くないという意見もございました。

また、議会委員会室での喫煙に関しましても、控えた方が良くないかということを上申したときに、空気清浄機のある喫煙室を設けたら良いというふうな意見もございました。

これは早急に場所等を設定して、清浄機等を設置をしていく方が、町民の方々の視点も、また改善していくんじゃないかというふうに思いますので、前向きに検討していきます。

○7番（杉並廣規君）

最善の努力をお願いいたします。終わります。

○議長（上木 勲君）

これで質疑を終わります。

△ 日程第37 平成21年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会の設置について

○議長（上木 勲君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計補正予算から、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの 8件は、議長を除く13名の委員で構成する、平成21年度予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算から、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの 8件は、議長を除く13名の委員で構成する、平成21年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これから平成21年度予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

委員会の場所を議会委員会室に定めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成21年度予算審査特別委員会の委員長に杉並廣規議員、同じく副委員長に永岡良一議員が互選されましたので、報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

次の会議は 3月10日午前10時から開きます。

日程は一般質問及び議案第25号審議であります。

この後、議会委員会室にて全員協議会を開催をいたします。

散会 午後 2時15分

平成21年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成21年3月10日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○開議宣告

○日程第1 一般質問

質問者	質問の要旨	質問の相手
杉並廣規	<p>1、伊仙町職員定数条例について</p> <p>平成20年度の施政方針において「伊仙町集中改革プラン」に基づいて積極的な行財政改革を断行します。歳出削減と基金の確保を図るため、給与報酬の見直しや「職員定数等の改正等」による人件費の抑制、各種事業の見直しや物件費の節約、職員のコスト意識の高揚に努めます、と述べておりますが、この1年間で、いつ定数条例を改正し人件費を抑制されたのか、お尋ねします。</p>	町長
	<p>2、地方債の繰上償還について</p> <p>地方債を議決する際の償還方法については、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利の借替えることができるかとされております。</p> <p>平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、「繰上償還についての基本的考え方」に規定する「四条件」を満たし、法律に基づいて行う事を前提に、繰上償還を認め補償金を免除するとあり低金利時代であり、高利の分を繰上償還する低利のものを借りて、高利の政府資金を繰上償還することを検討、実行し、将来の財政負担を軽減すべきであると考えますが、町長いかがお考えか。</p>	町長
	<p>3、財政指数の改善について</p> <p>経常収支比率の問題であります、平成17年度が94.5%、平成19年度が89.9%と70%の警戒ラインを既に突破しており、80%を超え90%近くになり、財政運営が破綻することも予測されるのでありますが、何らかの改善策はないか伺う。</p>	町長
	<p>4、出産助成事業について</p> <p>一部では「出産難民、お産難民」といった言葉さえささやかれる今</p>	町長

②地域の文化や歴史を学ばせ伝承していくことは、道徳や情操教育の観点から大きな効果をもたらすと考えられるが、学校現場でどのような取り組みをしているか。

4、定額給付交付金について 町 長

経済対策として支給される、定額給付交付金の準備はどうなっているのか。

5、緊急雇用生活支援対策本部設置について 町 長

緊急雇用生活支援対策の具体的内容の説明を求める。

○日程第 2 議案第25号 平成20年度伊仙町一般会計補正予算（第 8号）について
（質疑～討論～採決まで）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
3番	富岡壮史君	4番	永岡良一君
5番	清水喜玖男君	6番	伊藤一弘君
7番	杉並廣規君	8番	琉理人君
9番	上木勲君	10番	幸山佳津也君
11番	美島盛秀君	12番	上木廣志君
13番	常隆之君	14番	具伊佳彦君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君（筆耕） 喜納栄樹君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君		

△ 開 議 午前10時10分

○議長（上木 勲君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（上木 勲君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに杉並廣規議員の一般質問を許します。

○7番（杉並廣規君）

おはようございます。

7番、杉並廣規でございます。

平成21年第1回定例会において、一般質問を行います。

その前に、一言ご挨拶を申し上げます。

先の12月議会において、町長選出馬について、これからも「もてなしの町」を間違いなく推進して、多くの方々がこの町に来たい、住みたいと思わせる町づくりのため、町長選は3期目に向かって全身全霊を尽くして立候補したいと決意をしていると答弁でしたが、初心を忘れることなく、行政の推進を望みたいものです。

なぜなら、町長は当選後の初議会において、私は、これからの町政は、スピードと、そして企画立案し、それに向かって果敢に挑戦する町政を行っていかねばならないと、このような厳しい時代を乗り越えることはできないと思っていますと表明されている。

残念ながら、町の現状は、平成19年12月の議会会期を延長して普通財産無償貸付契約を可決させる予定であったが、事前着工したことは議会軽視である、また昨年11月の2日付け奄美新聞に『前泊漁港整備に待った』と報じられたことは、住民無視であり、更に、堆肥生産組合の問題、責任は取ると言いながら約2年間、町民無視である。スピードと果敢に挑戦することは良いが、企画立案がないために、「もてなしの町」が一方では泣いて、町民の皆様方はいかがお考えでしょうか。

それでは、一般質問に入ります。明確なる答弁を求めます。

橋の点検状況についてです。

近年、国内外では、橋の崩落のニュースが報じられております。

その原因については、単に永年放置し老朽化したということではなく、設計上や施工上の不備や地震等、予想しなかった損傷で、それほど建設から年数が経っていないにも関わらず、崩落したというものもあるようでございます。

町民の安全な通行を確保するには、橋の安全点検を実施し、予防的に修繕を行うことが必要であると考えます。

そして、このことが地味ではありますが、橋梁の寿命を延ばし、大規模な修繕や架け替えの費用を減らし、結局は効率的な行政の執行になるということになると思います。

現在、わが町が管理している橋の設置状況と本年度の点検状況についてお伺いをいたします。

次に、出産助成事業についてです。

去る 2月の 1日付け大島新聞に、「出生率全国ベスト 3、徳之島三町独占」と報道されていました。また、過日、朝日新聞社も取材に来町されていました。

そこで、出産助成事業についてお尋ねをいたします。

町内には、出産の取り扱いを行う医療機関がなく、住民は近隣の市町での出産が余儀なくされております。もちろん、産科医を確保して町内で安心して子供を出産できるようにすることが理想ではございますが、産科医の不足ということは全国的な傾向であり、更に、安全な出産を24時間体制で整えるということを求めるならば、最低でも 3人以上の医師を確保しなければならず、内科医・外科医といった診療科の医師の確保もままならない現在、これを実現することは非常に難しいことと考えます。

しかし、難しいからと言って何もしないで良いということではありません。

一部では「出産難民、お産難民」といった言葉さえさやかれる今日、町民を難民にしない手だてが必要ではないでしょうか。

具体的には、分娩に伴う妊産婦や付添人の交通費、宿泊等について助成するなど、出産を支援する体制を整えるという考えはないか。

安心して生み育てることができなければ、やがてこの町に住む者はいなくなってしまうのではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、財政指数の改善について。

地方財政についても、国の歳出の見直しと歩調を合わせつつ、地方の自助努力を促しながら、人件費・地方単独事業の徹底した見直しを行うこと等により、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされており、「骨太の方針2006」において、5年間で 5.7%の定員削減を行うことを含め、大幅な人件費の削減を行うとされています。今は危機的状況にあると言っても過言ではないと認識をしております。

そこで、経常収支比率の問題であります。

平成17年度が94.5%、平成19年度が89.9%、70%の警戒ラインを既に突破しており、80%を超え、90%近くになり、財政運営が破綻することも予想されるのでありますが、なんらかの改善策はないか、お伺いをいたします。

次に、地方債の繰上償還について。

地方財政が窮迫していることから、これは本町のみ現象ではありませんが、事業費の削減の多くは起債に依存するといったことで推移してまいりました。

その結果、平成19年度における地方債の残高は81億 9,600万円、公債費率13.4%に達しております。

平成21年度当初予算編成方針によりますと、公債費残高が平成20年度末84億 8,500万であると見込

み、公債費の歳出が占める割合が全体予算の15%を超える勢いであると説明されております。

このままの状態では推移するならば、近い将来、本町の財政運営は極めて切迫し、パンクすることも予測に難しくないであります。

そこで、地方債の繰上償還の問題について質問をいたします。

地方債を議決する際の償還方法については、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利の借替えすることができるとされております。

平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、「繰上償還についての基本的な考え方」に規定する「四条件」を満たし、法律に基いて行う事を前提に、繰上償還を認め補償金を免除するとあり、低金利時代であり、高利の分を繰上償還する低利のものを借りて、高利の政府資金を繰上償還することを検討、実行し、将来の財政負担を軽減すべきであると考えますが、町長はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、伊仙町職員定数条例について。

平成20年度の施政方針において「伊仙町集中改革プラン」に基づいて積極的な行財政改革を断行します。歳出削減と基金の確保を図るため、給与報酬の見直しや「職員定数等の改正等」による人件費の抑制、各種事業の見直しや物件費の節約、職員のコスト意識の高揚に努めます、と述べておりますが、この1年間で、いつ定数条例を改正し人件費を抑制されたのか、お尋ねをいたします。

これで1回目、終わります。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。

杉並廣規議員の質問にお答えします。

まず、橋の点検状況に関しましては、杉並議員のおっしゃるとおりで、これから老朽化した橋梁等をしっかりチェックして、大きな事故が起きる前に対応を起こしていかなければなりません。

詳細については建設課長の方から答弁をしていただきます。

次の伊仙町が名誉ある「子宝日本一」ということを厚生労働省の発表で判明いたしました。

この統計が約20年前に初めて取られまして、そのときも伊仙町が1位であったそうであります。

徳之島3町が上位独占ということで、全国から3自治体から既に視察に来られております。

理由に関しまして、いろいろあると思います。これはおじいさん、おばあさんが見るだけでなく、地域の方々が「子供は宝である」という昔からの考え方で地域で育てていくということ、それから今、子育て支援を伊仙町は2年前から始めまして、4月からは第一子から助成金を出していくということも決定しております。

そういった中で、若者が島に比較的他の地域よりは定住しているという状況が見られます。

その子宝の要因の1つに、早く結婚している、そして早く子供を産むということも原因の1つであります。先日、闘牛協会長が、闘牛があるというのも子宝の原因の1つじゃないかということを主張もしておりました。

議員からありました、この産科医、そして小児科医を含めた医師を町内に 3人以上が必要だということに関しましては、今、全国的な医師不足の中で厳しい状況でありますけれども、島内に産婦人科医・小児科医は常に常駐をしております。このことがまた 1つ子宝の理由でもあったかと思えます。

ただ、杉並議員がおっしゃるとおり、「お産難民」ということは、これからどうしても防いでいかなければなりません。

他の地域と比較することは、してはいけませんけれども、他の離島とか県内の離島に比べて、今のところ、出産に対する対応は充実している方でありますけれども、これから徳之島が名実共に子宝の島であり続けるためには対応を考えていかなければなりません。

出産助成金に関しましては、また保健福祉課長の方から答えていただきます。

「行ってみたい町、住みたい町」を実現するためには、今後とも大変重要な課題であると言えますので、前向きに対応をしていきたいと思えます。

財政指数に関しましては、1つの方法として、自主財源を今後ともアップしていくと。そのためには徴収率を、いろんな給水停止の断行、そして法的措置を取って、かなり回収が行われてきております。しかし、まだまだ不十分であります。

例えば、過去の土地改良区の出費に関しましては、これは今後重要な課題の 1つであります。こういうことも積極的に町民の方々に理解をしていただき、そして自主財源アップをつなげていきたいと思えます。

それから、農産物のいろんな申告をより完璧にしていくことが重要であります。

このための方法は今いくつか考えていますけれども、そういったことを更に推進をしていくということになると思えます。

また具体的な数字に関しましては、経常収支比率を含めて総務課長の方から答弁をしていただきます。それから、次の質問のこの繰上償還の件でありますけれども、このことは既に議員がおっしゃるようなことを町としては対応しておりますので、具体的な内容に関しまして総務課長の方から答弁をしていただきます。

伊仙町の職員定数条例に関しましては、平成20年度に関しまして職員定数の改正は行っておりません。伊仙町集中改革プランに基きまして、平成21年度までに職員定数目標が 140人になっております。このことは実現をしていけると今考えておりますので、単年度では改正はいたしませんでしたが、今 150人の定数を暫時減らしていかなければなりません。

こういった平成20年度改正を行わなかった理由の 1つといたしまして、全国的な雇用条件の悪化があります。国、県が緊急雇用生活支援対策本部も設けたとおりに、本土での雇用状況の悪化で田舎に帰って来られる方が増えております。昨日の施政方針の中でも述べたとおり、伊仙町にこの 1年間、初めて転入が40名ほど増えております。その方々の受け入れ体制ということも重要であります。

これは自治体が積極的に推進していただきたいという国の方からの指導も現在受けております。

そういった中で、ワークシェアリングという考え方、これは 1人の仕事の一部を他の人に分け与え

ていくというふうな考え方ですけれども、今、例えば大分県の姫島という所は人口 2,500人前後で職員が 180人前後だというふうに聞いております。ここの職員は給与が 7割か 6割前後ですね、全国平均の、そういった形で給与を減らして、そして町の職員がいろんな農業生産とか、あらゆるボランティアに活動に参加していくというふうな地域がありまして、このことが紹介をされておりました。これからの職員の定数に関しましては、どんどん減らしていくのではなくて、例えば給与報酬の見直しを進めていくということも大事だと思います。

一度職員給与カット 1%を議会に提案したことがあります。これはいろんな要因で否決されましたけれども、こういうことも今後、再度提案をしていく必要があるんじゃないかと思っております。

この人件費に関しましては、私が平成13年に町長になってから、物件費も含めて毎年のように減額してまいりました。約 7年間で 5億 1,000万の人件費の削減を行っております。これは大変な削減であります。

今後とも町財政の状況を見ながら、財政状況が安定していくために、人件費等、いろんな物件費等のことも検討をしていかなければなりません。その中で大事なことは、これ以上、人口を減らさないということが大事だと思います。そうすれば、いろんな住民税も増えていくことになります。

今、町営住宅等を更に整備し、そしてまた教員等も校区内に居住するような形で21年度はかなり進んでいくと思いますので、そして、「ほーらい館」を中心に、そして「百菜」が 4月12日にオープンして多くの方々が伊仙町内に来て、商工会も連携を取って、雇用、そして、いろんな商工業を発展させていくということが自主財源の増加につながっていきますので、そういった対策を中心に農業生産額を 5年間で50億という目標でがんばっていくことが重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○建設課長（上木千恵造君）

管理している橋梁が28橋ございます。うち15m以上が 5橋、15m以下が23橋でございます。

平成19年 4月 2日付けで、橋梁の長寿命化修繕計画策定要綱が制度化されています。

この法令の目的は、「地方公共団体が管理する、今後老朽する橋梁の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を作成することにより、従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする」としています。

平成21年 1月27日付け、本年の 1月27日でございますけど、国土交通省から通達で内容に一部変更がございまして、平成21年度から平成25年度までの間に橋梁の長寿命化計画書を策定する自治体に対しては、点検事業費の 2分の 1を国が補助することになりました。

この法令に基き、伊仙町においても橋梁の点検計画書を21年度に策定、22年・23年度に総点検を実施との計画で 2月25日付けで計画書を県に提出してございます。

この調査結果に基き、平成23年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定する予定で現在準備を進めてい

るところでございます。

橋の自主点検につきましては、毎年自主点検を実施し、県の方に報告しています。

以上でございます。

○耕地課長（富 悦啓君）

杉並議員のご質問にお答えいたします。

耕地課関係では、農免農道に 5橋の橋がございます。

毎年 5月から 6月にかけて徳之島事務所農村整備課の職員と合同で定期点検を行っております。

今年も定期点検を行う予定であります。

なお、今のところ、異常はございません。

以上です。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

杉並議員の質問にお答えをいたします。

具体的に交通費とか宿泊費とかは考えておりませんが、第一子目から子育て支援金を支給することを考えております。議案第18号で提案を申し上げているとおりでございます。

中身につきましては、支給対象者が出産時の筆頭者とする。居住期間は、出産時の筆頭者が出産前3年以上本町に居住していること。支給額は、対象時の筆頭者の第一子目から 5万円、第二子は10万円、第三子は15万円とするものでございます。

○総務課長（稲 隆仁君）

杉並議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど町長も申されましたけれども、財政指数の改善等については、やはり健全な財政運営を図る上には 1番重要な課題であると思っております。

それにはまず経常収支比率の抑制ということになってまいると思いますが、経常経費の削減、主なものとして人件費であり、扶助費であり、公債費であると思っておりますけれども、人件費につきましては職員の特殊勤務手当等の廃止を含め、町長給与の 1割減額という形で抑制を実施しているわけでございます。

その他、諸々物件費の節約等におきましても、消耗品調達の集中管理を行い、効率的な予算の執行を図るということ等努めておりますけれども、しかし、社会福祉行政を推進していく上において、扶助費等については、やはり今後まだ増額の方向が見えられないのではないかと思います。

しかし、無駄を省き、必要なものは必要という形で今後の財政運営をしてまいりたいと思っております。

更に、公債費の抑制ということにつきましては、ご質問の 1項目にもございますけれども、繰上償還を実施し、公債費の抑制に努めているところでもあります。

具体的に申し上げますと、19年度に一般会計で償還 1件、318万 9,000円と 1,056万 9,000円。

これは診療処分についてでございますけれども、1,370万ほどの繰上償還を実施いたしました。

また、20年度においては 7件、8,613万 8,000円を償還いたしました。

21年度においては、114万 9,000円の繰上償還を計画しているところであります。

なお、簡易水道会計につきましても、19年度には 4件、4,063万 5,000円を繰上償還をいたしております。上水道会計におきましては、19年度に 7件、5,677万 4,000円、20年度において 2,105万 5,000円、そして21年度予定しております 2件で 3,400万円、600万円を借り替え、繰上償還をする予定でございます。このように、各種の使用料等徴収を徹底し、自主財源の確保を図りつつ、建設事業等も見直し、より高い事業を導入し、公債費を抑制するなど、経常経費の削減に努め、今後ともまた更に地方債の借り入れ等においても交付税措置の有利な起債を活用してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（杉並廣規君）

橋の点検状況についてですが、点検をし、県に報告をしているということですが、ぜひ、橋の点検等は専門家に委託をして、ちゃんとするべきじゃないかと私は思います。

また、交付税で、道路橋梁費20年度の単位費用面積で 8万 1,200円、延長で26万 2,000円、この中に交付税が含まれているわけです。ぜひ橋もいたわっていただきたい。

いざというときに橋が崩落して困らないような対策をしていただきたいと思います。

橋については終わります。

次、出産助成事業についてですが、交通費・宿泊等は考えていない。

議案第18号にも伊仙町の子育て支援支給条例の一部を改正する条例が提案されておりますけれど、これは国の施策であって、町の施策としては考えてないのか。そこのところを私は交通費・宿泊、鹿兒島に行ったり、大阪に行ったり、親戚の所を頼って行ったりして非常に困っている方もおるわけですから、そういうときのためにぜひ考えていただきたい。

今、その議案第18号、18年 4月 1日から施行するとなっておりますが、この間に支給ケースがあったのか、なかったのか。数があったらですね、どのように支給してあったのか、お尋ねをいたします。

それと、私のちょっと勉強不足か分かりませんが、この条例集には規則等が私には見つかりませんので、ありましたら資料として提出をお願いいたします。

できるかどうか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

件数については、書類を持ち合わせておりませんので、後ほど提出といたしたいと思います。

○7番（杉並廣規君）

ぜひ提出していただかないと、その件数があったら、規則等に支給方法とかあるはずなんですけど、ちょっとこの条例集の中にはないんですか。ちゃんとしてあるのかどうかですね。再確認の意味で規則の提出を求めます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

施政方針の中で「地域ICT活用事業で長寿と子宝を全国にアピールして、具体的な政策を速やかに実行していくことです」とおっしゃっているんですが、どのような対策なのか、お尋ねをいたしま

す。

○町長（大久保 明君）

具体的には、伊仙町のホームページ、そして「ほーらい館」のホームページ、また、4月12日にオープンいたします「百菜」のホームページを、地域ICT事業、これは100%国の補助事業であり、これを今回提案いたしまして採択を受けましたので、十分に活用していくことになります。

と申しますのは、これからの時代はどうしてもこの発信力、アピール力というものが重要になってきます。今まで以上に、例えば長寿世界一とか子宝日本一ということをもっとアピールをしていくということが、先ほど申し上げたように、多くの方々が視察に来ております。

ということは、なぜ伊仙町は長寿子宝の町なのかということで、これをしっかり勉強して、全国からこの町に来て住みたいということにつながっていくと思います。

そして、健康増進「ほーらい館」も、もっともっとアピールをしていかなければなりません。

「百菜」に関しては、町内の地産地消だけじゃなくて、そういったことも含めた施政方針の中での地域ICT事業の利活用、その中でパッケージ事業につきまして、新しい雇用の生み出しをしていきたいと考えております。以上です。

○7番（杉並廣規君）

この地域ICT活用事業について、この長寿と子宝を全国にもアピールするだけですね。アピールしていただく。具体的なものは、もうアピールしていただくで、子育てとか、そういう支援はしないということですね。お尋ねします。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

杉並議員の質問にお答えをいたします。

現在、町としましては、第一子目からの支援金を支給するというのと、それから、今までは妊婦検診が5回でありましたが、現在は14回の妊婦検診等も行っております。

それから、妊婦に対しまして、ミルクの支給とか、それから乳幼児検診とか、そういったのも子育てしやすいように今、事業を行っているところでございます。

○7番（杉並廣規君）

第一子から支給するという、これは国の法律で決まっているわけですから、町単独としては何もしない、ただアピールするだけのようには私は理解します。

次に進みます。

財政指数の改善について。

経常収支比率の状況ですね、一番大きなものは平成19年度人件費が32.2%、類似団体の18年度の数字が18.9%、伊仙町と同じような類似町村と比べると、13.3%も伊仙町は人件費が上回っている。経常収支比率、総務課長、そうでしょう。真剣に考えて検討すべきですが、どうなんですか。

人件費、公債費等、人件費の次は公債費が大きなもの、借金が多いということですから、そうなると思います。物件費等削減をして計画をしているんだけど、こういう総務課長、財政計画とか、そ

ういうのは作ってあるのかどうか。単年度で見直していかなければならない、5年くらいの中期的な財政計画等はお手元に持っていらっしゃるのかどうか。お尋ねをします。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

確かに杉並議員のご指摘のとおり、伊仙町におきましては経常経費、収支比率の中でも人件費が32.3と、公債費率が24.3、類似団体に比べて確かに高いところであります。

計画は立てられているかということでもありますけれども、起債償還の繰上償還の、財政健全化法を制定し、繰上償還の補償費免除という形を受けている関係上、今後の財政見通しということで過去5年、そして今後5年という形の財政計画書は一応作成はしてございます。

以上です。

○7番（杉並廣規君）

財政指数の改善について、そこで伺います。

各会計前の決算含みの状況、財政指数等でありますので、各会計前の決算状況額ですね、これについて平成20年度の一般会計他、各特別会計の歳入歳出決算見込額、黒字額、赤字額はいくらなのか。お尋ねをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

20年度、各会計決算見込額、お答えいたします。

歳入の決算見込額52億 5,521万 4,000円でございます。

同じく歳出につきましては52億 3,674万 4,000円の見込みでございます。以上です。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。

平成20年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の収支の見込額を申し上げます。

歳入額が 7,434万円を見込んでおります。

歳出額が 7,236万 5,000円を見込んでおります。以上でございます。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

国保会計の方が、歳入が11億 5,283万 5,425円、歳出の方が14億 4,737万 4,563円でございます。

次に介護保険。歳入見込額 8億 2,848万 1,000円でございます。決算見込額、歳出、8億 2,635万 2,000円でございます。

老人保健医療。歳入が 8億 6,333万 5,000円でございます。

次に後期高齢者医療特別会計。歳入が 1億 3,424万 1,000円、歳出が 1億 3,424万 1,000円でございます。

○水道課長（幸 孝一君）

杉並議員のご質問にお答えします。

まず簡易水道の方ですが、当初で 1億 5,231万円、見込みで 1億 4,976万 3,252円となっております。

す。

歳入の方ですが、前回の方で約束しました小島地区の事業の完了を今、見込んで、100%の徴収に向けてですね、今現在、取り組んでいるところであります。

現実的に100%の徴収というのは非常に厳しいとは思いますが、必ず全員からお金をですね、徴収してみたいと思います。

昨日、小島地区の配管の給管の切り離しの作業を行って、今日は職員が全員でもってメーターの点検、その他を全て行っております。

確かな手応えを今現在、感じているところですが、今日現在で具体的な数字をお示しできないのは少し残念ですが、必ず成果は確実に着実に出ているものと思っております。

上水道会計についてですが、収益についての見込みだけですが、5,284万2,857円という収益を見込んでおります。

ただし、上水道については、もう収益が調定が上がった時点でこれを全て100%徴収したものとして予算が執行される以上、最終的にはまだ具体的に出ていません。3月31日が上水道の会計の閉めでありますので、これに向けて2月の16日から私自身の血縁関係をまず中心に、給水停止、未納の約束、その他、指導等を全て行って、これも飛躍的に今、改善しつつありますが、このような数字の積み上げについて、今一度、もう少しお時間をいただければと思っております。以上です。

○7番（杉並廣規君）

問題はですね、国民健康保険特別会計。これはいくらの赤字の予定ですか。赤字にならない、黒字ですか。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

20年度におきましては、赤字は出ないんじゃないかという予想でございます。

それから、先ほどの支給の数ですけども、18年度が18人、19年度が22人、20年度が現在のところ24人でございます。

それから、子育て支援金支給条例施行規則というのがございますので、これをお配りしたいんですが、よろしいでしょうか。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの規則について、若干補足説明いたします。

今までの子育て支援金支給条例につきましては、第3条に「祝金は第三子以降に10万円とする」と明確に謳ってございましたので、必要な事項等の規則は定めてございませんでした。

しかし、今回、支給対象ということにつきまして若干の条件が付帯されますので、今回、新たに条例の改正とともに規則を作成するものであります。

今お配りした規則につきましても、あくまでも一応これから審議していただく条例とセットでございますので、今の段階ではこの文言を案ということでお考えいただきたいと思っております。以上です。

○7番（杉並廣規君）

今、子育ての方のちょっと不審な点があるんですが、それはいいでしょう。

国民健康保険は、20年度は赤字にならないということです。

そこで、この徳之島交流ひろば「ほーらい館」、これは赤字なのか、黒字なのか。いくらになるのか、お尋ねをします。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまのご質疑にお答えをいたします。

20年度のほーらい館の歳入の方ですけども、7,434万円を見込んでおりますが、このうち一般会計の方から繰入金といたしまして 3,500万円の繰入金がございます。

歳出の方で 7,236万 5,000円というふうな金額を見込んでおりますので、この差額が 200万円ございますが、この 200万円を一般会計の方にお返しをして、一般会計からの繰り入れが20年度につきましては 3,300万円というふうな金額になろうかと思っております。以上でございます。

○7番（杉並廣規君）

人件費が約 3,500万、それから繰り入れが 3,500万。7,000万円ですね。7,000万円のうち 200万は返すということは、6,800万の一般会計からの繰り出し、あるいは人件費というふうに考えられますが、今後の財政運営に問題はないのか、町長にお尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

ほーらい館事業に対しましては、この更なる会員の、今、累計で 1,000人超えましたけれども、脱会した方々も含めて 600人前後に止まっています。1日の来客数が 350人～ 360人前後であります。これを 500人には最低、21年度はもっていきたいと考えております。

そして、会員数を 1,000人という目標を作って設定して、これを実行していきたいと思っております。

そのために、いろいろ営業時間の延長やら各種のいろんな例えば夜間だけの、5時以降だけのいろんな特割とか、そういうこともいろいろまた検討していかなければなりません。

人件費の縮減ということが、これは新たに必要でございます。

オープン当初、いろんな形で試行錯誤してきた面があります。この中で、いろんなほーらい館のインストラクター、そして地元雇用のインストラクター、清掃等、また町の方からいろんな繰り入れですけれども、送迎の運転する職員の問題など、いろいろ改善すべき点が分かっています。これを21年度はしっかり改善して、そうした中で民間の方々のいろんなノウハウを同時に導入をしていきたいと思っております。

大変厳しい状況ではありますけれども、このことが近い将来、医療費の縮減は間違いなく見込んでいけると思います。

そして、地域が総合的に発展していくことのために、ほーらい館オープンからしばらくは財政的に厳しい状況が続きますけれども、これは間違いなく長期的な形でこの財政の繰り入れを減らしていけるようにはもって、更に努力を続けてまいりたいと思っております。

○7番（杉並廣規君）

職員が11月 1日現在で職員が 7名、それからインストラクターを含めて10名、これが 1月 7日現在ですか、17名。こうすると 6,800万円もお金を一般会計から継ぎ足しているわけですから、ぜひ、人件費、さっきから言っているように人件費の削減をぜひ考え、延長することも良いでしょうけれども、ぜひ最善の努力をしていただきたい。

町長は施政方針で、予想以上に来館者が多かったと。私が調べたところ、町長の就任時が、伊仙町の人口が 8,190人。2月28日現在、7,455人。町民は 735人も減になっている。減っている。この資料を見てみますと、ほーらい館の 1月のですね、会員数が 400人、デイトimeが 1,272人、教室が55人で、一番多いときで 627人ですね。町民の10%も来館をして利用していない状況です。一部の町民のものではない。ぜひ会員を募って、町民皆が利用し、健康なまちづくりをできるように、もう少し知恵も必要じゃないかと私は思います。ぜひ最善の努力をしていただきたいと思います。

地方債の繰上償還についてですが、これは21年度までですからね。3年間のあれですから、この19年度の地方債の借り入れ先別現在高の状況では 5%以上が 1億 8,465万 9,000円もある。

私は、財政当局はこのチャンスを逃すべきではないんじゃないかと。

さっきからいろいろ努力をしているみたいですが、ぜひ最善の努力をしていただきたいと思います。

次に、伊仙町職員定数条例についてですが、雇用状況等があったから改正をしないというような答弁でしたけれども、昨年 3月議会ではですね、集中改革プランは平成21年度までには 140人という形で計画中でございますと答弁がありました。

集中改革プランを見てみますと、21年の 4月 1日現在で職員数が 140人になっているんですが、条例改正はされないのかですね。

集中改革プランでは人件費について、「新規採用を控え、勸奨退職の推進により、職員定数を年次的に削減し、給与等においても適正計画を厳守し、抑制に努めます」と書いてあるんですが、言っていることと、やっていることが全くでたらめである。どのようにされるのか。再度お尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

定員に関しましては、168人から条例で 150人まで減らしております。これを更に21年度末までに 140人だというふうに理解しております。ですから、今のところ、集中改革プランどおりに進んでいきます。

杉並議員がおっしゃったとおり、20年度に関しましては定数削減の条例はいたしませんでしたが、これは21年度末までにはそのような形にもっていけると考えております。

先ほど申し上げたとおり、人件費に関しましては今までも相当努力もしてまいったと思っております。この社会情勢が確かに変わってはきております。このまま役場を、地域においては大きな雇用の場でもあるというふうにまた考えてもいかなければなりません。

ですから、今後、この基本的な考え方を今、各自治体がいろいろ模索しております。

三位一体改革のいろんなデメリット、反省点もいろいろ今、地方の方でも議論をされていますので、これから地方の時代を作り上げていくためにも、人口をいかにして増やしていくかということを考えてみた場合、例えば大分県の姫島のような動きがこれから地方で出てくる可能性もあると思います。

ですから、職員の数をどんどん減らしていくのではなくて、ワークシェアリングという考え方を行政に持ち込んでいくということが大事だと思います。

いろいろ町の方々から確かに、町職員の給与が優遇されているというふうな意見をしょっちゅうお聞きいたしますので、今後、町議会といろいろ議論をしながら、人件費が経常収支比率を悪化させないような形でのシステムというのを考えていきたいと考えております。

○7番（杉並廣規君）

町長は私とのちょっと認識の違いかも知れませんが、町長は21年末と言う。

この集中改革プランには21年の4月1日現在の職員数140人となっている。このプランが間違っているのか、町長が言っているのが正しいのか、全くちぐはぐで分からない。

それは役場は今、世の中ちょっと雇用の場であることは確かです。

町長が出している、この集中改革プランは、これは私の認識では21年の4月1日140人と、こうなっていて、この5年間の計画の中で。町長は21年末と言う。1年も差がある。そのような、どうも認識がちよつとずれて、どう質問していいか分からない。

それはいいでしょう。町民の皆さんが判断するでしょう。

それと、民間へ移管した、今月末で伊仙保育所も民間へ移管するわけですが、保育所の職員の減はないんですか。

また、定数条例と集中改革プランの整合性はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上木 勲君）

答弁を。

○町長（大久保 明君）

保育所を民間移管した場合の職員は、内部の方でいろんな事務的な仕事をやっていくということでございますので、定数そのものには変動はないと思います。

○7番（杉並廣規君）

定数削減計画はないということですね。

これに書いているのは、いい加減、てげてげでいいということですよ。伊仙町の集中改革プランは。全国どこでもこれは取れるわけですよ。こんな恥ずかしいことをしたら。

保育所の定員。幼稚園教の、小学校用務員、統廃合、職員減はそれぞれ何名ずつですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの杉並議員のご質問に対する資料が持ち合わせてございませんので、早急に調べ上げて、ご報告申し上げたいと思います。

○7番（杉並廣規君）

次に、施政方針で保健センターの運営について大きく述べられております。

条例上、保健センター職員は 4名ですが、現在、この資料を見てもと、職員が 5名、臨時職員 5名いるわけですが、保健センター本来の業務はいらぬのか。いらなければ、職員削減をすべきであると私は考えるんですが、どうなのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

保健センター条例の廃止につきましてでございますけれども、あくまでも設置管理条例ということで、センター施設そのものがございます。

内容的な仕事につきましては、今、ほーらい館の方で妊婦に関すること、医療、予防等に関する事業ということで、勤務自体については以前と同じく活動しているわけでございます。

ただ、条例廃止ということにつきましては、建物としての運営管理という条例につきましての廃止ということでございます。

○7番（杉並廣規君）

ほーらい館に移ったということですが、ほーらい館の管理設置条例の 1条には、ただ 1点だけしか載っていない。「健康増進」とだけしか載っていない。ほーらい館に保健センターを移すとか載っていないんだよ。

この削減条例は出ているんでしょう。保健センターの条例の中には職員 4名を、所長他 4名を置くとなっている。それをあんななんか、もう廃止したら、この職員は今までの今している仕事自体もいらぬということじゃないの。条例と言ったら。

もう少しちょっと真剣に考えてもらわないと。

21年度の目の 6に保健センター運営費 3,050万 7,000円計上されている。これを廃止しないといかんわけよ。

なぜ、ほーらい館のこの中に、保健センターを置くだけでも一文添えるべきじゃないですか。なぜあんななんか、勝手なことばかりするの、こんなに。それこそワンマン政治だよ。違うんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

保健センター条例の廃止しながら予算の計上もあるというのは、確かにご指摘のとおりであります。

これにつきましては、資料にいたしましたけれども、運營業務的な内容につきましては、同じような勤務をなさるということで、あえて言葉だけの設置条例の廃止、そして仕事上については、ほーらい館の方でやっで行うということでもありますけど、本来でありましたならば、保健センター条例の廃止とともに、健康増進課、あるいは健康増進係という課なり係を設置し、ほーらい館の方で勤務をしていただくということが正しかったと思いますけれども、一応あくまでも仕事的内容的には、ほーらい館と保健センターという文言でありますけれども、内容的にはあくまでも健康増進係という意味合いを持ちまして、仕事的内容的には変わりが無いということで、改めて課の設置、係の設置を行わなかったですけれども、考え方につきましては、今、説明したとおりであります。

確かに、保健センターの廃止という文言、そして、予算書には保健センター運営費とあることにつきましては、確かにご指摘のとおり、なんらかの形で変えていかなければならなかったということは思われます。

○7番（杉並廣規君）

やはり日本国民は法律を守っているわけですからね、ほーらい館には職員、この11月1日現在、職員が7名、臨時職員が10名もおって、この健康増進をしている。保健センター廃止条例が出てきている。保健センターの職場にそこに置く必要はないわけよ。もう現に、あんたなんか、廃止することだから。

保健センターの中にその4人の職員のあれも載っているわけよ。それも消すということでしょう、あんたらが言っているのは。

もうちょっと慎重に考えていただいて、きちっとしないと、執行部が行き当たりばったりする、議会も行き当たりばったり、「はい、そうですか」と通すわけにいかない。

私達は法律を守って暮らしている。慎重に再度条例提案等考えられるのか、考えられないのか、お尋ねをします。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かにご指摘のとおりであります。

今後、検討し、健康増進課、従来どおり保健センターで行われていた業務が課として、あるいは係としてできるような改正を、条例を改正してまいりたいと思います。以上です。

○7番（杉並廣規君）

ぜひ、慎重に考えていただきたい。

施政方針の最終章で「様々な行政改革を推進したにも関わらず、国が三位一体改革を進めた影響もあり、依然として厳しい町財政など、まだまだ改善すべき課題は多くあります」と述べております。町長自身、中途半端な改革しているのではないか。どうなのか。

その課題について、課題はどのような課題なのか。

国の三位一体改革で5年間で5.7%の定員削減を実行していくと国はおっしゃっている。

わが町は、片一方では保育所、用務員、幼稚園、統廃合、民間委託、移管をしながら、わが町は定数条例は改正しない。

全くどうなっているのか分からんが、この言っている、まだまだ改善する課題は、どういう課題なのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

改革は段階的に進めておると思っております。

課題といたしまして、まず第1に、この各種徴収率、これから水道料金等を含めた形での徴収率のアップであります。これは職員だけでなく、町民の方々にもそのことを更に深く理解浸透させていくということは、まだ道半ばであると思っております。

また、いろいろ議会で指摘されている、いろんな行政の先ほど杉並議員から指摘のあったような問題も含めて、課題はいろいろあると思います。その課題を1つ1つ確実に解決をしていかなければならないと思っております。

今までもいろんな課題に関しましては解決をしてきたというふうに思っていますけれども、伊仙町が行政も含めて、どこの町にも誇れるような町づくりにするために、各課題を解決し、そして財政状況も安定させていくことが重要だと考えております。以上でございます。

○7番（杉並廣規君）

ちょっと先ほど、1点だけ質問の漏れたのがあるんですが、上水道事業の翌年度繰越欠損金、分かりましたら、いくらですか。

○水道課長（幸 孝一君）

翌年度の繰り越しの欠損ですが、6,091円であります。

今のところ、予定ですね。

累積でずっと赤字が続いていまして、5,585万8,620円の全体の損失になっております。

本年度は少し繰り入れが多くもらえて、この部分が少し補填できるものかなと思っております。

○7番（杉並廣規君）

最善の努力をしていただきたいと思います。

以上、5項目について行財政的見地から質問いたしましたが、健全化法に基く、どの健全化判断比率、経営健全化比率も早期健全化基準、経営健全化基準を超えるものはなく、現在、町の財政状況は健全な範囲内であると言えます。

しかしながら、実質公債費率の分子を構成する公債費充当一般財源充当額は増加の傾向にあり、今今後想定している建設事業費の財源を構成する起債の借入額の推移見込み等を考慮すれば、決して現在基準内であると言え、楽観視できる状況ではありません。

また、将来負担比率の分子を構成する地方債の現在高が、将来負担額の71.6%を占めております。

もちろん、その中には基準財政需用額に算入され、将来交付税措置がなされる部分もあるわけですが、健全な経営を目指さなければならないことは言うまでもありません。

前年度決算に関わる指標については、基準を超えるものではありませんでしたが、今後も健全な財政運営に努めていただきたく、切望し、一般質問を終わります。

○議長（上木 勲君）

これで杉並廣規議員の一般質問を終了します。

次に美島盛秀議員の一般質問を許します。

○11番（美島盛秀君）

こんにちは。

平成21年3月定例議会において、一般質問の許可が降りましたので質問をいたします。

町民の皆さんにおかれましては、お忙しい毎日だと思います。普段は町の発展のためにご協力をい

ただき、また、議会に対するご理解をいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

先日、町長の方から施政方針演説がありましたけれども、この1年間を占う内容の施政方針でありました。先ほど杉並議員から厳しい指摘もあったわけでありますので、今後、しっかりと行政を進めていっていただきたいと思っております。

100年に一度と言われている経済不況の中で、伊仙町の平成21年度の当初予算をはじめとする特別会計他、重要な議案が今議会に提案をされているわけでありまして、厳しい地方財政ではありますが、国の第2次補正が可決され、少しは明るい兆しが見えてきたのではないかと考えられます。

少ない予算で、いかに効率良く執行できるか、議会の役割を十分発揮し、責任を果たしてまいりたいと、このように思っております。

それでは質問をいたします。

まず、まちづくり交付金事業についてであります。資料を提出させてありますので、資料に基づいて答弁をお願いをいたしたいと思っております。

まず、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の運営について。

先ほども運営につきまして少し触れておりましたが、再度質問をいたします。

私もこのほーらい館につきましては愛好者でありまして、非常に徳之島全島からいろんなお客さんが来て、どのお客さんも「良い施設だ」ということで、この施設をなくしてはならないという今後の運営のあり方について非常に心配をさせていただいているところであります。

その中で、これからのこのほーらい館の交流ひろばの運営次第では、私達のこの伊仙町の将来を案ずる施設でもあるというふうには受け止めております。そういう意味合いで質問をいたします。

まず1月・2月の利用者数について、会員・ビジター・各教室・交流ホール等を区分して収入はいくらかということでありまして、資料を提出させておまして、このフルタイム、それからデイトタイム会員、このフルタイムで4,800円、デイトタイムで3,800円、都度利用者、小人・成人、それから、その他の諸々を含めまして、この利用料の出し方、後もってまた資料で説明をしていただきたいと思っております。

②番目に、今後の集客力、いわゆる利用者でありますけれども、この増加への計画、方策はあるのか。やはり先ほどの質問の中でも、わずか1割にも満たないということでありましたけれども、やはり多くの町民の皆さんがこの施設を利用していただく、また、両町からも来ていただくということで利用客を増やす方策等をどのように計画をしているのか。

また、運営委員会なるものを設置してあると思っておりますけれども、その運営委員会で話し合われている内容等がありましたら、説明をお願いいたします。

次に、直売所「百菜」が4月12日オープン予定であるが、組合員、組織、販売品目、全体計画の説明を求めるものでありまして、資料で収入の部、支出の部というふうに分けて資料が案として出されておりますけれども、この中で収入の部で、とりあえず4月12日から運営する費用として、借入金、町からの繰り入れで500万、年間費で52万2,000円、入会金で174万円、合わせて726万2,000円、

これがとりあえずの運転資金だと思われませんが、収入の部、それから支出の部、差し引きで今後、この予算で十分運営がされていくのかどうか心配をするところでありますので、詳しくこの資料の内容については説明をお願いいたします。

④番目に、駐車場や屋外広場などの整備計画は進んでいるのかということでありますけれども、まだまだ整備ができていなくて、この雨続き、あるいはこれからの梅雨時期を迎えて非常に外観的に見た目で悪いです。

やはり環境を整えていかないと、来たときに、もう泥んこでデコボコで「なんだ、ここは」というような感じを大方の人がしていると思います。

だから、早急にこの整備が必要だと思われまして、その計画についてお尋ねをいたします。

次に、図書館のリニューアル計画はできているのかということです。

今年の予算で出るとは思いますけど、まだ当初で出ていないと思います。

今後どのような計画で進めているのか、お尋ねをいたします。

次に 2番目、農業振興についてでありますけれども、まず徳之島愛ランド広域連合で計画中の食肉加工センターの建設実現に向けての取り組みと、町長の見解を伺うものであります。

去年の全郡の議員大会で提案をしてありました。県議会の方でも今、この件については非常に時期を得た計画であるということで、早急に取り組まなければいけないということが聞こえております。

そういう意味で、この食肉加工センターの建設については、この徳之島 3町のみでなく、奄美大島全体の畜産、家畜振興において非常に重要な計画であると思っておりますので、町長の今後の取り組み等を含めて見解を伺います。

②番目に、遊休地の再利用計画はあるのか。また、現在町内にどれだけの遊休地があり、その利用目的等具体的な方策を打ち出しているのか伺うものでありますけれども、わが町は農業立町の町でありまして、もちろん徳之島全体を含めまして農業の島であります。

そういう中で、先ほどの答弁の中でも人口がつながってきていると。

後もって質問してありますけれども、緊急雇用生活支援対策本部等も立ち上げて、今、取り組んでいるわけでありまして、この遊休地があちらこちらにあります。その遊休地を今後どのようにして活かしていく。

例えば、先ほどの「百菜」の直売所の件につきましても、肉や鮮魚、農産物、こういうのの販売等を含めて、売上で、収入でこの「百菜」がもつわけでありまして、この加工センターの整備等を含めて、この農地を利用した畜産の振興、例えば電気柵などをして放牧させると、あるいは養豚をさせるというようなことなどもできると思いますので、どのような計画を今、調査をして進めているのか、伺うものであります。

次に、3番目の学校教育行政について。

まず、地域に開かれた学校運営は、各学校の行事等と密接な関係があるが、年間の主な学校行事にはどのような行事があるか。また、見直しや検討すべき行事等はないか、もしあるとすれば、どのよ

うなとか。

これも資料を出してもらっております。たくさん行事等があるわけで、学校教育現場においても大変忙しく仕事、教育に取り組まれているわけでありますけれども、やはり少子化が進んで生徒数が激減している。そういう中でやはりこの小学校・中学校における先生方の指導において非常に難しい点もあるかと思えます。行事等におきましては。

ですから、この行事等が開かれた学校教育ということは、やはり地域と溶け合った、一体となった教育じゃないかなと思っておりますので、やはりその地域の学校がなくなるということは非常にまたその地域が寂れていくということにもなりますので、今後、地域と溶け込んだ、そういう行事等を含めて、どのようなことを進めていっているのか。

学校との、あるいは教育行政との関連を含めて説明をお願いいたします。

②番目に、地域の文化や歴史を学ばせ传承していくことは、道徳や情操教育の観点から大きな効果をもたらすと考えられるが、学校現場でのどのような取り組みをしているかということでありますけれども、お互いが幼い頃は子供達も、あるいは両親、そしておじいちゃん、おばあちゃん、そして兄弟が、いろんな指導と言いましょか、そういうことを受けながら育ってきたわけであります。

しかしながら、最近ではテレビの普及やら、あるいは携帯の普及、いろんな情報網が広がって、子供達もそういう簡単など言いましょか、そういうように楽をする、そういうのに走りがちのような感じがいたします。

そういうことで、道徳、あるいは情操教育というような、そういう観点からも地域の文化を、あるいは文化財、そういうものを十分歴史を学んでもらうということは大切なことだと思っておりますので、地域との一体となった取り組みをどのようにしていけば良いのか、伺うものであります。

次に、定額給付交付金について。

冒頭に申し上げましたように、第2次補正が成立いたしまして、この2兆円という定額給付金が交付されることが決定いたしました。

その中で伊仙町でも1億2,000万余りの給付金が給付されるわけでありますが、この定額給付金の準備等はできているのかどうか。詳しく説明を求めるものであります。

次に、緊急雇用生活支援対策本部設置について伺うものでありまして、緊急雇用生活支援対策の具体的内容の説明を求めます。

これも資料が提出されておりますので、資料に沿って詳しく説明を答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（上木 勲君）

答弁は昼からにいたしまして、ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時13分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど杉並廣規議員の質問に対しまして答弁漏れがありましたので、それを行ってから、引き続き美島盛秀議員の質問の答弁に移らせていただきます。

○総務課長（稲 隆仁君）

先ほど職員減となった部署並びに人数ということでございましたけれども、お答えいたしたいと思っております。

まず、幼稚園、以前は9名の職員がおられたんですけども、今現在、配置なっている方が4名。面縄・犬田布1名ずつ、そして伊仙幼稚園が2名で4名でございますけれども、事務局に2名、一応6名幼稚園の教諭として残っております。

更に用務員は、11小中学校のうち7学校におきまして削減いたし、現在4名が勤務しております。

保育所につきましては、犬田布保育所、ご存知のとおり4名の職員がおられたんですけども、現在、民間に移管しております。伊仙が4名、これは3月31日をもって役場内の勤務になる予定でございます。

以上です。

○議長（上木 勲君）

杉並議員、どうぞ。

○7番（杉並廣規君）

議長から発言の許可をいただきましたので、幼稚園教諭の、それから各小学校8校のうち7校はないという。その分が減になっているということと、保育所が8名。これらの職員が、職員減、行政改革やって1人も定数減しないというのは、それこそさっきから言っているように人件費が嵩んでおりますので、集中改革プランに沿った行政運営をぜひ実現していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上木 勲君）

それでは、答弁漏れの答弁をこれで終わらしまして、引き続き美島盛秀議員の一般質問に対する答弁を続けます。

○町長（大久保 明君）

美島盛秀議員の質問にお答えいたします。

まず、まちづくり交付金事業「ほーらい館」の運営に関しましては、館長の方から具体的な数字を報告してもらいます。

集客力に関しましては、先ほどの答弁にもあったとおりでございます。

「百菜」に関しましては、課長の方から答弁をしていただきたいと思っております。

④番に関しましては、確かに今、入口等が雨の日には大変泥ですね、状況が悪い状況になりますけれども、この前、この外構工事に関しましては入札が終わっております。

それから農業振興について、①番の食肉加工センターの件は、議員ご指摘のとおり、3町の議員大会で採択いたしましたして、そして、全郡の議員大会で徳之島の提案ということで発表をしていただきました。

そのときの国会議員・県会議員の方々も大変この問題に強い関心を持っていただきまして、県議会の方からも環境生活衛生委員会の行政視察もありました。

そのときに大変なショックを受けておりました。と言うのは、いろんな屠殺状況が前近代的な形で屠殺が行われているということ、そして雨漏りなどがするということで、これは早急に修復ないし改築をしていかなければならないという状況でありました。

この食肉加工センターができた当時は、徳之島町の方で県の保健福祉課、生活衛生課の所管の事業ということで県といろいろ交渉している中で、このまた畜産課の方も含めまして、この事業を打診したところ、非常に現在の状況では厳しいということでありました。

ただ、いろんな現在の助成事業は1日の頭数が最低500頭くらいなければならないということで、そういう補助事業はないということで、奄振の方でこの事業が進めていけないかということで、この広域連合の方でもいろいろ話をしてまいりました。

先般、広域連合長が今、伊仙町長でございます。広域連合議会議長が上木廣志議員であります。

事務局長と3人で県議会議員4人との要望活動に行きました。離島振興課長も含めて、これはこれからの奄美群島全体を含めた食肉加工、加工も含めた施設ということで必要であるというふうな共通認識になりまして、今後、増頭計画をまずしっかり出していきたいということで、昔から奄美群島は豚肉料理を本土の方々より約10倍近く消費する状況でありますので、現在の屠殺頭数が年間1,000頭を少し上回る状況です。これはほとんど豚、あと山羊、牛が非常に少ない状況ですけれども、今後、畜産の母牛が1万2,000頭を全島で超す時代が来ますので、その母牛の加工も含めて、と畜加工も含めて、事業計画書を今、策定しているところであります。

こういった形で県議会の離島振興課の方も次期奄振の平成23年度予算に計上をしていくことが可能な状況にもなっていますので、地元の方がこれは徳之島3町での意見の統一をまず見なければいけないということも今後とも大事じゃないかと思えます。

いずれにいたしましても、地産地消を進めていくと。奄美の長寿と子宝の食文化を更に推進していくためにも、時期に合った事業じゃないかというふうにご考えております。

遊休地に関しましては、議員ご指摘のとおり、若い人達が今、島で土地を探している状況でもありますので、今後、遊休地を地権者の方々とのいろんな前向きな交渉を進めていって、利活用できるように進めていくべきではないかと思っております。

農業委員会事務局長の方から具体的なそれについては述べていただきたいと思えます。

3番に関しましては、教育長並びに教育委員会の方から答弁をしていただきます。

定額給付金につきましては、既に青森県や北海道の方で給付が始まっております。

マスコミのいろんな状況では、このことに対する評価しないという報道が多かったんですけど、実

際にやはりこの給付金を使って、いろいろ今度子供達が卒業・進学等に使っていきたいという意見も既に伊仙町内でも出てきております。なるべく早くしていただきたいということですが、大和村が3月17日から開始するというので今日、新聞に出ていましたけど、伊仙町の場合は多少遅れる状況になりますが、あとまた総務課長の方から日程等について説明していただきます。

緊急雇用生活支援対策本部は、副町長を本部長として設置してありますので、もう既に多くの方々が問い合わせが来ているようでございますので、また説明をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（稲 隆仁君）

一般質問に際しての資料が議員の数の分だけ増刷してありますので、お配りしたいと思います。

○ほーらい館長（明 勝良君）

それでは、ただいまの美島議員のご質疑にお答えをいたします。

徳之島交流ひろばのほーらい館の運営についてでございますが、1・2月の利用者数並びに収入につきましても、資料でお示しのとおりでございます。

その他の利用料金の設定の原因についてでございますが、利用料金につきましては20年3月の議会において条例として提案申し上げて、ご承認をいただいております。

その後、改正をもって、現在は規則という形で使われておりますが、その際にもご説明を申し上げましたが、この利用料金につきましては、温浴施設を基本ベースといたしております。都度料金ですね。

温浴施設の場合には、お風呂・サウナが温浴施設になるわけでございますが、この温浴施設の600円を基本に制定してございまして、まずこの600円を設定する中において島内の類似施設の料金を基に算定いたしております。

このほーらい館の施設の温浴施設の場合には、必需品ですね、例えばシャンプー・石鹸、こういったタオル等が設置してございませぬので、そういった分を割引いて600円というふうな形で制定した経緯がございます。

それにかかる整備、プラスされるプール並びにスタジオ等については、それぞれ300円ずつの使用料を加算しているということでございます。

あと会費の件につきましては、全国のこういった類似施設の中で会員の1ヵ月の利用回数を平均を取ってございます。そのデータが7回～8回の利用回数であるというふうな結果を基に、この温浴施設の利用料に平均の回数を換算して設定してございます。

また、3,800円、4,800円というふうな形で利用料を分けてございますが、島民の方々、利用する方々の金額的に月単位で暮らしのしやすいというふうな値段ということで考慮いたしまして算定した経緯がございます。

あと運営委員会が設置されて、その会議の内容ということでございますが、今年度運営会議の方が現在までに3回行われております。

協議の内容につきましては、特に改める今回も条例の中でご提案を申し上げてございますが、時間内延長の問題、あと休館日の問題、あと文化施設の利用料の問題、バスの運行路線の問題、あと会員を増やすための施策の問題、こういった内容について協議がなされております。

その内容につきましては、例えば運営時間の問題につきましては、現在が午後 9時までの運営時間でございますが、利用する方々、また現在は利用されていない方々の要望等をお聞きいたしまして、1時間ほど延長してほしいという要望がございましたので、それを基に、運営委員会の方に諮りまして、午後10時までと 1時間延長するという事で決定いたしております。

また、休館日の件につきましても、今現在は休館日が月曜日と定められているわけなんですけども、月曜日が祝日にあたった場合は翌日というふうなことでなっております。

今までの運営の状況の中で過去月曜日の祝日が 4～ 5回あったわけなんですけども、利用者数を平均してみますと、ほとんど変わらないと。逆に月の平均利用者数よりも低いというデータが出ております。そういった意味も含めて、また火曜日がその際には休館日になるわけなんですけども、逆にお客さんが間違えて火曜日に来館するというふうなことが結構ありまして、この休館日の件につきましても今後は 4月 1日以降は毎週月曜日と。祝日であっても毎週月曜日というふうなことに定めるというふうなことで、その運営会議の中では決定いたして、今回の条例改正の方にご提案申し上げている次第でございます。

文化施設の使用料等につきましても、今現在、使用料が各施設ごとに設定されているわけなんですけども、使用料の一部改正ということで、この運営審議会の中で決定をいただいて、規則の改正をするというふうなことでございます。

内容的にはこういった内容を運営委員会の中で話し合い、決定いたしているという次第でございます。

以上です。

○ 1 1 番（美島盛秀君）

ただいまの答弁によりますと、全国の平均の料金の方でやっているということでありましてけれども、例えば、この資料にある 1月を見てみますと、フルタイム会員で男性が 2,775人、女性が 2,252名。これが 4,800円のフルタイム会員。それからデイトタイム会員が、男性で 826人、女性で 1,745人ということで、合計で割りますと、大体26日で割りますと1日平均292名に、あるいは都度、あるいは各教室の55人ほどいると思いますけれども、347名。1日の利用する人が 342名、この 2月で思われますけれども、その利用料金が59万 3,800万。2月が35万 300円ということで、24万くらいの差があるんですけれども、1月は59万ということで非常に利用客が多くて、年間を通じてもこの数字が平均じゃないかなと思われますけれども、月に例えば60万この使用料金が入るという計算でしますと大体60万、59万、1万足りないんですけれども、60万で計算しますと、11ヵ月、いくらですかね、720万。これに 3,900万のプラスされて大体 1年間にシューズとか、あるいはスポーツ用品、いろんなこの料金等が含まれて大体 4,800万、5,000万、私はこの収入になるのではないかなと。おおまかな計算です

けれども。

そういう中で、特別会計、それから一般会計からの繰り入れ等、またほーらい館の職員の給料等、を考えますと 1億 3,000万、年間の維持管理費が 1億 3,000万ほど見込まれるという試算になると思うんですけれども、この 1億 3,000万分の予算、これが今まだ 1年経っていないわけなんですけれども、次の屋外の整備とか、今、トイレ等ができておりますけれども、汲み取り、あるいは外灯、あるいはその他の電気代金、そういうのを含めると 1億 4,000～ 5,000万、年間、おおまかで試算をされると見込まれると思うんですけれども、それだけの使用料が見込まれるのかどうか。

町長のさっきの答弁でも、しばらくは運営が厳しいだろうと。何年後かには良い結果が出せるということでもありますけれども、町長に再度伺いますけれども、今後、このほーらい館の運営費に対して繰り入れ、補正、こういうことはおそらく考えられるんですけれども、この予算について、もし赤字が出た場合には予定をされて今後の運営にあたられるのか、見解を伺います。

○町長（大久保 明君）

今、美島議員のご指摘のとおり、町職員の給与等、またインストラクター、また臨時職員等の給与人件費を含めまして、また維持管理費も含めまして 1億 5,000万近くを今払っているような状況でございます。

これをまずは人件費を大幅に削減をしていきたいと考えております。

同時に、会員数を先ほど申し上げたように 1,000人目標にもって、そして、1日の利用者数を大体 500人にはもっていかなければ、運営はかなり厳しくなると考えております。

また、いろんなゆうていなホールの使用回数も今、月 9回～13回程度でございますけれども、これをまずいろんな形でイベント等、そしてまた営業活動などを続けていってですね、啓発して、そういうことも十分可能であると思っております。

いろんな今、先ほども申し上げたとおり、試行錯誤の中でいろんな改善点が明確に見えてきましたので、4月以降はそのような形での改善、人事等の配置も含めてですね、大幅に改革をしていかなければいけないと思っております。

このいろんな接遇に関しても、1人非常に優秀な方がいらっしゃいます。そういう方と同じようなレベルまで皆が接遇をもっていくと。

そして、今、来られている利用者がほぼ同じような人達で定まってきましたけれども、新しい会員の開拓などはですね、これはもっともっと先ほど杉並議員が話したとおり、伊仙町民の10人に 1人しか来館していないということでもありますので、もっともっと健康増進が進んでいくんですよと、また新しい交流の場も広がっていきますよと、そして、このプールでメタボリックも改善していきますよということを、更に本当に全町民に理解をさせていくことが必要だと思えます。

そうしていけば、その効果は町にも及んでいきますので、8月にオープンして経過を見た中で、そのようなことを今考えております。

今のような現状のままでは非常に財政的に厳しい状況になっていきますので、思い切った改革を進

めていかなければならないと考えているわけであります。

この施設が「百菜」がオープンいたしまして21年度が大きな勝負の年ではないかと今考えております。町民の方々に迷惑のかからないようにですね、そして、この施設が本当に伊仙町、議会も含めて推進していったら、本当に健康増進と交流の場であるというふうな形のモデル施設になるようにしなければなりませんと思います。

そのことが、伊仙町が「もてなしの町」を標榜して推進していく 1つの大きなきっかけになっていくわけでありますので、今後とも伊仙町民が一丸となって努力していけるように、執行部といたしましてもあらゆる知恵と方策を考えていかなければならないと覚悟をしております。

○11番（美島盛秀君）

町長も厳しい運営が強られるだろうという予想の下で、全力で取り組んでいくということでありますが、要は職員のやる気ではないかなと思っております。

町長が一人走りしても、職員がついて、それにがんばらなければ、改善はできないだろうということで、私、普段から言っているように全職員がそのほーらい館に任せるのではなく、各、後で定住促進の方もありますけれども、全体でチームワークを作って一体となつてがんばっていかないと、私は将来、このほーらい館は心配をするわけであります。

先ほどの質問でもありました、てげてげじゃないかということと言われたんですけども、てげてげをやらなくて、しっかりと職員が同じ認識を持って取り組んでいくという、そういう、町長のリーダーシップもこの運営にあたっては必要ではないかなという思いがするわけであります。

ついでに、町長が集客力についても答弁がありましたので、続けて 2番目の今後の集客力、利用者の増加への計画、方策はあるのかということで答弁がありました。

そこで、冒頭に申し上げましたように、この施設を利用している人達は、もう全員素晴らしい施設だということを口々に言っております。

そういう中で、これをなくさないように皆でがんばらないかんねということで、将来的には口こみで広まっていくことは考えられます。

その段階で、どういうふうなことを取り組めば良いのかということでありますが、ただ「がんばらないかん、がんばらないかん」という口だけでは私は実効しないと。実らないと思います。

そこで、今、私が週に 3～ 4回行くわけなんですけれども、時間は10時までと。

あるいは会員の切り替えですね。1日～30日・31日まで月末に切り替えをしているわけなんですけれども、やはり途中からでも会員に入れるような、途中から入れない人は都度でやっている人が多いんですけども、やはり途中からでも会員に入れる。10日に入ったら翌月の10日まで有効だというような、そういうことも考えていただきたいと思うわけであります。そういうことができるか、できないのか。

それと、休憩をする、テレビの置いてある間、あそこは普段私が行って、テレビを見たり、あるいは健康施設を利用したり、あるいは新聞を見たり、たまに利用する人達がいるのかなということで見

るんですけども、私が行った限りでは、もうほとんど利用されていない。何かの会合とか、あるいはお祝いとか、そういうときにはあそこで休憩するとかあるんですけども、あれだけの間取りがあるのに何か無駄な感じがしてならないわけなんですけれども、あそこで何か計画はできないものだろうか。

例えば、小学校の健康に関する標語を募集してやるとか、あるいは小学校の図画コンクールで入賞した作品を貼り出すとか、何かそういう計画が最初あって、それを貼るパネルとかもいろんな予算があったと思うんですけど、まだそういうところまで行き届いていないと。計画がなされていないというように受け止められるんですけども、今後、そういうような計画はあるのかどうか。

それから、サウナ室に入って座っていると、いつもテレビのチャンネル、テレビを見るわけなんですけれども、あそこで町内の行事とか、あるいは文化的なもの、あるいは観光、あるいは都会の郷友会の運動会とか、あるいはいろんな行事、そういうのをビデオで映して流せないかと。自前の放送局と言うんですか、スタジオと言うんですか、そういうのを考えて、いろんなテレビ番組は決まって見れますので、そういう活動が予算化がして、例えばカメラマンを1人置くとか、できないのだろうか。それからまた、この議会の中継を、ここからだったら同じ公共施設でありますので向こうに流せないだろうか。そういうような、あるいは役場の仕事の計画とか、そういうことをあそこでやれば、伊仙町のあそこへ行けばいろんなことが見れると口こみで伝わって、自然に集客力も増してくると思われるんですけども、そういうような計画をやっているのかどうか。あるいは、都会にいる出身者の、あるいは会社とか、そういう人達に協力をいただいてコマーシャル、そういうのをテープで紹介するとか、いろんなやり方があると思うんですけども、そういう計画等は考えられないのか。また、計画等をしたことがあるのか、伺います。

○ほーらい館長（明 勝良君）

それでは、ただいまのご質疑にお答えをいたします。

まず会員の件につきましてでございますが、現在は月単位ということで会員を募集、また入会をしていただいております。

今ご指摘の件につきましては、有効期限制限ということで、例えば今月10日に入会すれば来月10日というふうな形の有効期限制限という形になろうかと思うんですが、この有効期限制限は前回の議会の方でもご意見をいただいて、検討するというふうな答弁をしたわけなんですけれども、この現在の受け付けシステムも会員募集のシステムの方が、現在の月単位のシステムになっております。

有効期限制限に変換をする場合には、システムの内容を変えなければいけないということで、そのシステム内容を変えるための見積り等を徴収いたしました。その見積りの金額が160万円ほどするというので見積りをいただいております。

今回の21年度の予算の中では、予算的な分も含めて、厳しい状況でありますので、ご提案申し上げてございません。

今後、また予算の観点を含めて調整をしていきたいと思っているんですけども、その代わりと申し

上げてはあれなんですけども、この 1月からは月の途中であっても入会ができるように。

今までは、もう月初めでございましたので、例えば10日に会員に入りたいという方でも、その 1月分を丸々入金しなければ会員になれなかったわけでございます。そういった方は損をするということで来月回しというふうなことになっていたわけなんですけども、この 1月からは月の途中に来て、まずその最初の月だけは日割りで計算をして、何日に来てでもその月に入会ができるようなシステムを取っております。

それで今現在、月途中であっても、その月は会員になれる。その月以降は、月単位の月初め月閉めという形ということでご説明をされて、既に何名かの方はその方法で入会されている方がいらっしゃいます。

ただ、有効期限制にした場合、この施設を運営していくためには、もちろん、ご指摘のとおり、収支の方もバランスを取らなければいけないということで、1つ懸案されるのが、有効期限制を取った場合に、今月例えば10日に入会されて来月の10日と。その方が来月の10日にまた更新をしていただければ毎月毎月10日の更新でやっていけるんですけども、10日から例えば 1週間来ないというふうな状況が発生した場合、その次の月の会費は17日から次の17日までというふうなことで、だんだん日延べになっていって、収入の確率的なのが安定しないんじゃないかというのが 1つ懸案として残されておりますし、もう 1つは、年間費を払っている方々は、もう 1年トータルで 1回でお支払いをしております。こういった方にそういった便宜性が図られないと、平等性が保たれないという面と、もう 1つ、口座引き落としの方。口座引き落としの方は、利用しようがしまいが、もう毎月定められた月に口座から引き落としがされます。そういった今、年間費を払っている方と口座引き落としをされている方が会員の中で約 100名ほどいらっしゃいます。

こういった方との平等性と言いますか、そういった面で今いろいろ錯誤しながら、今は月の途中でも日割りで入れるというふうなシステムを取っているという状況でございます。

あと、テレビの間の休憩室でございますが、いろんな展示品とか、そういったものをしてはどうかというふうなご指摘でございます。

ご指摘のとおりでございます。いろいろ小学校の習字だとか、税の週間時の表彰だとか、あと文化祭とか産業祭のときの展示品だとかいうふうなことは過去にもしてきたわけなんですけども、今後はやはり教育機関とも連携を結びながら、そういった子供達のいろんな作品の展示の場として開放していきながら、利用者の目を楽しませるような施設づくりをやっていきたいというふうに考えております。

あと、サウナ室でのいろんなテレビの放送だけでなく、いろんな紹介をしたらどうかと。独自の 1つの放送局みたいなのを設けたらどうかというご提案でございますが、今までそういった検討をしたことはございませんでした。

今後、そういったものに関して、ビデオテープを使うというのは少し不可能かなと思います。温度が高いものですから、テレビを置いてる間もですね、温度が高いものですから、ビデオデッキを置いて

てビデオを流すというのは少し環境的に適さないかなと思っておりますが、何か他の所で放映をしてそれをテレビに繋ぐというふうなことは可能かと思しますので、そういったことについてもですね、予算面を勘案しながら、いろんな形を取って、心も考え方も健康増進につながるような施設づくりにしていきたいというふうに考えているところでございます。

質問事項ではございませんけども、1点だけ、皆様のお手元に配っている資料について、都度利用とか、料金の方が会員の数云々に比べて格差があります。

ご指摘のとおり、1月は59万円収入があったと。2月は35万円だというふうなことがあったりするわけなんですけど、この会費について、例えば1月に年間費で払った方が多ければ、その月は上がります。1年間分をぱっともうその月で払うものですから、9万円、10万円という会費を払いますので上がります。

それと、例えば2月分を払うときに、1月の25日に2月分を納入した場合には、1月分の収入として入りますので、2月分が減ったりとかするような現象が起こりますので、この数値に格差があるというのをご理解いただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○11番（美島盛秀君）

今、答弁されたようなことについて、今後まだ半年ちょっとですので、1年間のこの決算状況を見てみないと運営状況も分からないわけなんですけれども、ぜひ努力をしていただきたい。

最後に、この問題に対しての1点だけ。職員の利用がまだ少ないように思われます。先ほども言ったように職員が一丸となって努力をしなければ、この運営は成り立たないよということも申し上げましたけれども、そこで町長、職員に対して、どう利用させる方向性に取り組むのか、が1点。

それから、長寿世界一が2人出ました。あるいは子宝、出生率が日本一、そして、つい最近佐弁の遺跡、こういうような、いろんな伊仙町の名声を高めるようなことがあります。

その中で、出生率日本一、この前の新聞に小渕少子化大臣が第二子ができたということがありますので、ぜひ小渕大臣をここに招待をして、お祝いができるような、そういう策をしていただきたいんですけど、町長の見解を伺います。

○町長（大久保 明君）

職員の方にはいろいろ話しをしていく中で、1つは時間帯の問題を延ばしてほしいという意見がございます。

それから、例えば普通の日には職員も平日には6時、7時くらいしか行けないわけですね。そうした場合は、遠い所から行ったら、小島辺りだと、もうやはり時間を延長しなければこういうことは難しいという意見もございました。

また、夜間だけの料金を設定していただけないかということなどもありましたので、いろいろ改善をしながら、職員がもう少し参加できるようなシステムを作っていきたいと思っております。

また、中には何人かは、どうしてもサウナが合わないという方とか、個人的な体調問題で行けない

という方も確かに中に数人かはいましたので、今後とも今までサウナに行ったことがないとかいう方々に対しては、体験も含めて職員が1回ほーらい館に体験に行くような話も出ておりますけれども、まだ実行はしていません。

またいろいろ顧客として他の健康増進施設に行っている方々が、なかなかそのところをほーらい館に代えることはできないという方もいらっしゃいましたので、今後また説得をしていきたいと思えます。

それから、少子化担当大臣に対しましては、3町名で要望書を出しています。その点に関しましては、この事務所の方から、ぜひ3町でまず表敬訪問をしていただきたいというふうな話に今なっております。そのときの状況で、場合によってはタイミングが良ければ島に来る可能性がないわけではないと思えます。そのことが少子化担当大臣の大きな役割、仕事ではないかと勝手にいろいろ判断をしたりしたことでありますので、実現するように、今後、議論を続けていきたいと思えます。

○11番（美島盛秀君）

この施設に対しましては、町長を筆頭に全職員がもう一丸となって必死で今後取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、③番目の直売所「百菜」が4月12日オープン予定であるが、組合員、組織、販売品目等全体計画の説明を求めるといふ。これ、答弁はあったのかな。お願いします。

○経済課長（中熊俊也君）

美島盛秀議員の質問にお答えします。

まず、組合員組織について、お答えします。

組合員数が平成21年2月16日現在で、5団体を含む129名です。役員が8名、常勤職員3名、あと専属スタッフが4名、パートスタッフが20名。

続きまして、販売形態について説明いたします。

販売形態は出荷者からの委託販売ですね。この中には農産物、水産物、特産加工品、工芸加工品等を委託販売する予定です。

次に、自社製品と言うか、自社加工製品の販売といたしまして、パン、ジェラード、アイスクリームですね、惣菜、弁当を予定しています。

次に通信販売、例えば、ふるさとパック便のようなのを計画しています。

続きまして、直売所間の交流による仕入れ販売。夏には島の物を北の国や本土の交流直売所に販売しまして、また冬、逆ですか、失礼しました、冬には、季節ごとに島で採れるときは都会に販売しまして、また、島が採れない夏の時期は都会から仕入れまして、それを交換して販売していこうという交流販売の計画をしています。

それと全体計画ですが、お渡ししてあります資料をご覧いただきたいと思えます。

まず収入の部で、いろんな部門ありまして合計が1億2,591万2,000円、支出の部が1億1,139万7,500円、支出の部ではまだ減価償却とか詳しい計算ができていないので確実な数字じゃないんです

が、これは役員会で検討中の案ということで予算案ということで謳ってあります。

簡単に説明いたしますと、この中で人件費の 972万円とパート賃金の 300万円、それに各種保険料として 139万円を緊急雇用関係の事業で確保する計画になっています。そのトータルが 1,400万円ほど確保する計画になっています。以上です。

○11番（美島盛秀君）

資料が出ておりますけれども、あくまでも案ということでありますが、収入の部で町からの借入金が 500万、それから年間費が52万 2,000円、入会金が 174万円、とりあえず 4月12日からのオープンには、これが元金資金と思うんですけれども、これを運用しながら、いろいろ販売をして運営をしていくと。収益を得て運営をしていくということになるかと思っておりますけれども、例えば直売所間交流販売 1・2のこれで 600万の 1,200万が予定されているんですけれども、例えば、これは沖縄、今さっき言ったように冬場は東北から、遠い所から、冬場はこっちから向こうに送るという交換をするということになるかと思っておりますけれども、向こうから来たものが売れ残りがあったり、売れなかった場合、あるいはまたこっちから送って売れなかったりした場合、その責任と言うんですかね、会計の扱いはどのようになっているのかというのが 1点。

それから、今の点に対して。

○経済課長（中熊俊也君）

この交換販売の場合は、お互いに買い取りということで販売していきます。

○11番（美島盛秀君）

収入で 1億 2,591万 2,000円、支出で 1億 1,139万 7,500円、この差額が 1,451万 4,500円。これが黒字ということでありますけれども、普通と言ったらあれですが、私個人が考えるんですね、年度当初からこれだけの計画をして 1,400万の、500万の黒字が出せる、この案でありますけれども、本当にこういうことが可能かどうか私は心配をするんですけれども、町長、このような計画でもし運営が成り立たなかった場合、一般財源からの繰り入れがまた強いられると思うんですけれども、そういう予算的な、借入れ、そういう予算的な措置が可能なのかどうか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

これは役員会で揉んでいる最中でありまして、総会にかけるまでもうちょっと揉んだ、もうちょっと早く揉めば良かったんですけど、総会まで十分揉んで、どうしても予算的に厳しいのであれば規模縮小なり借り入れ等をしたりしなければならぬと思いますが、なるべくこの組合員で、総会で可決したということは可能だから可決したと思います。それで、なんとかするように努力していきたいと思っております。

○11番（美島盛秀君）

さっきもいろいろ指摘されておったんですけども、「なんとか」とか、そんな、あんた、これは公的な立場で運営をするんですよ。予算も公的な、個人の金じゃないんですよ。「なんとか」では、これは済まされないですよ。もしこれが赤字になれば、このほーらい館全体に影響してくるわけです。

もうちょっとしっかりした案を持って臨まないで、4月12日にはオープンです。もうあと1ヵ月です。その間にいろんな作業があると思いますけれども1ヵ月前になって、まだきちんとした計画がなされていないということは、私は職員の怠慢ではないかと。もう4月12日にオープンするということを分かっているわけですから、もっともう寝ないでやるくらい、死にもの狂いでがんばらないと、私は町民に大きな迷惑をかけることになると思っております。

そういうことで、これはあくまでも案でありますので、ぜひこの事業がうまく運営できるように、しっかりと、町長、町長はこれは案でまだしっかりと理解していないかも分からないんですけども、今後のリーダーシップを取っていけるのかどうか、町長の見解を伺います。

○町長（大久保 明君）

何回も申し上げているとおり、ほーらい館健康増進施設、そして交流ホール、「百菜」は、伊仙町のこれは将来の命運を懸けた事業であることは何回も申し上げてまいりました。

ほーらい館が立ち上がって、いろんな財政的な面が先ほどから指摘されております。

「百菜」も含めて、今、計画書を立てているところでありますけれども、当初はいろんな形で予測できないこともあるし、またですね、今、組合員が129人いらっしゃるわけですから、その方々がこの農産物を作って、安くて安全な農産物を作って、地産地消をしていく。

更には、全国流通をしていくということになれば、先ほど給食センターで地産地消が実際に既に実行されていますので、そのような形に大きく町内の農家が組合員のリーダーシップの下に進んでいくのではないかと思います。

このことは、食の安心・安全が今まで以上に重要になってきたということ、そして、いろんなサトウキビ産業から、中心から、儲かる農業という形に移っていきますので、その突破口となるのが「百菜」だということに、私は間違いなく、そのような形になるというふうな思いでおります。

これはそういうふうな期待も含めて、今後、全力で取り組んでいけば、必ず利益も出るし、町民のいろんな商工会の活性化とか、人口増にもつながっていくし、農家所得の向上には間違いなくつながっていくと思っていますので、もし仮にとかいう話になりますけれども、そういうことにならないように、町の財政圧迫しないような形にもっていかなければならないと思っております。

○11番（美島盛秀君）

ぜひ失敗がないように。もし失敗をすれば町長をはじめ執行部、そしてわれわれ議会も責任を負わなければならないという事態にもなりかねないと思います。

もう1点。借入金の500万があるわけなんですけれども、これは組合ですかね、組合長ですか。どういうふうな貸付けをしてありますか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

組合への貸付けになっています。

○11番（美島盛秀君）

組合への貸付けということは、組合員全体の責任と捉えて良いわけですね。

○経済課長（中熊俊也君）

そのとおりです。

○11番（美島盛秀君）

時間もだいぶ過ぎましたけれども、じゃあ、次に入りたいと思います。

④番目の駐車場や屋外広場の整備計画は進んでいるのかということです。お願いします。

○建設課長（上木千恵造君）

駐車場と屋外広場についての整備計画を説明いたします。

平成17年度からまちづくり交付金が始まっているわけでございますけれども、このまちづくり交付金も公設直売所が2月に完成しまして、ほぼこれで完成という形になります。

21年度は図書館の改造がちょっと残っておりますけれども、ほぼ完成ということでもあります。

4月12日の直売所のオープンいたしまして、現在、駐車場と周りの外構工事を発注してございますけれども、この工事については4月12日のオープンには間に合うかと思えます。

屋外広場については、現在、5月下旬の完成を目標にがんばっておりますけれども、これについても5月下旬には完成するものだと思います。

それから図書館の計画でございますけれども、現在、中央公民館をリニューアルいたしまして、新しい図書館施設を充実するために改修計画を立てているわけでございますけれども、主な内容といたしましては、今の公民館の外壁の塗装工事、それから1階部分の今の調理室ですかね、調理室を改造いたしまして、図書室を拡大いたします。

それと、トイレの便器、衛生器具等の取り替え工事を実施いたします。

2階部分の工事といたしましては、現在和室になっている部屋がございますが、和室を改修いたしまして、会議室等も兼ねた学習室という形でリニューアルする予定にしております。

それとトイレにつきましても、1階部分同様、便器の取り替え、それから衛生器具の取り替え等を計画しています。

工事につきましては今年の夏頃に発注いたしまして、来年22年の4月オープンの予定で今現在、工事を計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○11番（美島盛秀君）

駐車場や屋外広場については入札が終わっているということでもありますけれども、冒頭に言ったように雨が降れば本当に泥んこになって、環境が悪いです。

そういうことで、ぜひ入札が終わっているのであれば、早急に工事に着工させるように指導して、4月12日の直売所のオープンには、「ああ、良くなったね」と言えるような環境を整えていただきたい。そう思います。

それから、図書館のリニューアルについては夏頃にやると。21年度内には完成をするということでもありますけれども、天城町・徳之島町におきましても十何年前からか、もう図書館を整備して、非常

に伊仙町の場合は遅れている。やはり子供に教育上、非常に図書館がないということは支障を来していると思いますので、その図書館のリニューアルについては、小学校、あるいは中学校、教育委員会とよく相談をして、利用価値のあるような、そして一般の人達が利用できるような、しやすいような、そういうリニューアルを計画していただきたいと。早急に事業を進めて、子供達、あるいは一般の人達に便宜を図って図書室を利用させていただきたいと、そう思います。

次に、大きな 2 番目で農業振興について答弁をお願いいたします。

○農業委員会事務局長（大山秀光君）

現在、町内にどれだけの遊休地があるかという美島議員のお尋ねですが、今年度から全国一斉に耕作放棄地の実態調査というのを実施しております。

その調査の結果が 1 月の末にまとまっております。

町内の調査をしてみますと、先ほど美島議員がおっしゃるように、あちこちに点在をしております。

特に山手側に、以前、米を作っていた水田が森林原野化している所が多いようです。

中にはイノシシの被害があつて、サトウキビは作らないというような所もあります。

南側、海岸沿いにおいては、赤土が多くて、サトウキビを中心に園芸作物をいろいろ利用しております、比較的耕作放棄地は少ないようです。

現在の今、町内で把握している耕作放棄地と言いますか、69 筆、面積にして 10 万 4,266㎡、10 町 4 反くらいです。

69 筆の 10 万 4,266㎡でございます。10 町 4 反です。今、把握しているところです。

今後、21 年度以降もこの耕作放棄地の実態調査は続けていきますけども、この解消においては地権者の同意が大事でございます。

またそれから、境界が確定していきやいけません。

比較的、元の畑に復元できる所から順次ですね、町経済課とともに今後、この改良を図っていく予定にしております。

以上でございます。

○経済課長（中熊俊也君）

補足説明をいたします。

耕作放棄地再利用推進事業という事業がありまして、再生実証試験ということで今回申請しましたところ、八重竿地区に 1 町 5 反、あと馬根地区にも 2 反ありますけど、馬根地区はまだ地主との許可の確認中であります。許可が出次第、その 2 ヶ所で実証試験を行いたいと思っております。

事業の内容といたしましては、作物が植えられるような状態までやるということでやります。

木を刈ったり、パワーショベルを入れたり、農地整備ですね、植えられる段階までやっていくということです。

○11 番（美島盛秀君）

1 番については、町長が先ほど広域連合での経過を報告をしていただきました。

2番目の遊休地について、今、69筆の10万 466㎡、10町歩という広い土地が遊んでいるわけであり、ますけれども、この土地の利用。もうこの地主は全部はっきりしているのか。

そして、その地主との交渉が話し合いが今後の利用を考えられているのか。

地主との話した結果と、それから今、経済課長の方からあった再生実験事業、八重竿地区と馬根地区、これ以外にそういう所があったら、その植え付けることが可能なかどうか。その実験的な事業が他にも取り入れられるのか。

そして、この事業費はどこから出るのか。補助率ですかね、町単でやるのか。伺います。

○農業委員会事務局長（大山秀光君）

お答えをいたします。

今、69筆の登記名義人は22名でございます。そのうちの不在地主が8名ほどいらっしゃいます。その8名と今後、また、この8名の中に相続登記ができていない所がまだ2件ほどありますので、それを今後、所有者をして解消に向けて努力していく予定でございます。

○経済課長（中熊俊也君）

試験に基いて今後5年後を解消目標にして対策をしていくわけでありますが、この予算は100%助成の事業であります。

○11番（美島盛秀君）

5年後の事業達成ということで、5年後から作物が作れるかどうかということですかね。

○経済課長（中熊俊也君）

この実証試験は今回限りでありまして、こういった実証試験に基いて、その対策を講じながら5年後解消目標にしているわけです。

5年後から植えられる状態、5年後までに植えられる状態にするということです。

○11番（美島盛秀君）

ぜひ、100%補助でできるということでもありますので、農業委員会、あるいは経済課、連携をしながら、もっと面積的にも10町歩もあるわけですから、この10町歩全部が有効活用できるような事業を取り入れてやっていただきたいと思います。

それと先ほど町長が、食肉加工センターの取り組みについて答弁があったわけなんですけれども、この遊休地を使って牛の放牧とか、あるいは養豚をしたときに、電気柵、そういうような補助があるかどうか。

また、養豚等をすると、生ゴミの処理で焼却場のコスト減にもつながるわけなんですけれども、そういうようなことと絡めた補助が対象としてあるかどうか、調べてあれば伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

そこまでまだ調べてありません。

今後、調査して県と打ち合わせながら前向きに進めていきたいと思います。

○11番（美島盛秀君）

なんべんもいろんな質問をするわけなんですけれども、ぜひ実行して、こうやりましたよと次の議会辺りでは皆に報告ができるように、ぜひがんばっていただきたいと思います。

次に、学校教育行政について、教育委員会委員長の方から伺います。

○教育長（時任武男君）

学校教育行政について、美島議員の質問にお答えしたいと思います。

その前に、資料を提出してございますので、資料に目を通していただきながら、よろしくお願いたしたいと。

まず、学校行事にどのような行事があるかということですが、学習指導要領第5章、「特別活動」に位置付けられている学校行事として5つございます。

「儀式的行事」、「文化的行事」、「健康安全体育的行事」、「遠足・集団宿泊的行事」、「勤労・生産・奉仕的行事」。その行事名は資料をご覧くださいと思います。

それから次に、各教科や児童会・生徒会活動、総合的な学習の時間などで行事的扱いをしている活動と各教科や児童会・生徒会活動、総合的な学習の時間などで行事的扱いをしている活動として、その資料の中に出ています読書集会とか、1年生を迎える会とか、サトウキビ栽培とか、黒糖作り体験活動とか、それからボランティア活動など、そういった行事がございます。

その他の行事として、保護者や地域に関係する行事として家庭訪問とかPTA総会、それから三者面談・教育相談など、それから鹿児島県の教育県民週間、伊仙町では「学校を見に行こう」という形で11月1日～7日まで掲げてございます。ですが、もう10月の下旬辺りから11月上旬まで延ばしている学校もあります。学校によって、そういったような週間を長くしている学校もあります。

それから、「開かれた学校」という視点での行事の見直しについてです。

現在、全ての学校が、保護者や地域の支援を受けながら教育活動を行っています。

特に地域の文化や歴史・産業などの学習では、授業の中で児童生徒と直接交流してもらうこともあります。また、中学校は、地域の様々な職場に3日間ほど生徒を受け入れてもらい、職場体験学習を実施しています。更に、学校教育活動を理解してもらうための取り組みとして、毎年11月、先と重複しますが、1日～7日に「鹿児島の教育県民週間」を設定して、この期間は誰でも自由に学校へ学校参観をすることができるようになっております。

従来から行われている運動会や文化祭なども併せて、数多くの人に学校に来てもらいたいと考えております。

学校行事の見直しについては、平成14年度から完全学校週5日制の導入に伴い、学校行事は最低限必要なものに厳選されてきています。

更に、今回の学習指導要領の改定を受けて、授業時数の確保が一段と厳しくなっており、これまで当然のように実施されてきた学校行事についても今後は見直しが必要になる可能性があります。

行事の見直し、教育課程についてですが、各学校の実態に応じて学校長が定めるものであり、具体的に示すことはできません。

「開かれた学校」という視点から考えると、学校行事そのものの見直しを図るよりは、充実した広報活動などにより、地域の人々が気軽に学校に立ち寄れる環境を整えていくことがまず必要なのではないかと考えております。

学校としては、それぞれ校区全体に向けて学校便り等を発行しておられると思いますが、届いていなければ教育委員会にも連絡をいただければ、地域全体に学校便りというものを発行しています。

また、公民館に学校便りを掲示している学校もあります。いろんな形で広報を行っているということです。

次に、地域の文化関係ですが、文化や歴史を学ばせ伝承していくということについて、学校現場での取り組みです。

それぞれ学校名も挙げてありますけれども、今、伊仙小からずっと犬田布中学校まで挙げてありますけれども、この他に米作りをしている学校もあります。

例えば、泥の管理、苗を植えて米を収穫する。そして学校の敷地内に田圃を作って、そして米を収穫してくれと。そして、その中では地域の年配の先輩方の応援を得て田植えをする。

そういったものなども交えた取り組みやら、この他に特に休日を活用して、阿権小学校辺りでは茶道関係も校庭を利用して実施しているところもあり、いろいろ。

それから集落行事、そういったものに対しても学校も一体となって取り組んでいるような現状です。ぜひ、集落においても、学校の生徒を主役に導いていただいて、一緒になって取り組んでいただければありがたいなと思います。

各地域によっては、いろいろな形で取り組みをされていることには感謝しておりますけれども、なお一層、少子高齢化という時代ですので子供は少なくなっていくと思います。

そういったような形の中で子供達もぜひ一緒になって取り組んでもらえればなと思っています。

各学校の取り組みの主なものをそこに書いておりますので、ご覧いただければありがたいと思います。

以上です。

○11番（美島盛秀君）

資料を見まして改めて学校の行事の多さにびっくりしておりますけれども、カリキュラムにおいて読み・書き、いろんな授業を教えながら、こういう行事もやっている先生方にとっては本当にご苦労なことだと思えます。

しかしながら、児童数が減ってきて、また地元の学校の今後の存続問題等、こういうことを考えてみますと、やはり学校の指導の中で、将来、この伊仙町を担っていけるような、そういう子供達の教育、そういう躰と言いましょうか、そういう教育をするには、行事、あるいは文化、歴史、そういうのを学ばせるのも必要かと思えます。

そういうことで、この行事ですけれども、入学式・卒業式、この儀式的な行事。

入学式においては、議会の小学校は挨拶等を省いておりますけれども、あまりにも同じような挨拶、

形式であるんですけども、もう省いて良いものは省けるものがあるんじゃないかと思うんですけども、そういうのが1点。

それから、スポーツ部関係。そういうところには町も補助金を出して、例えば今度面縄のスポーツ少年団が行くのと、それから空手、徳高の空手に予算が計上されておりますけれども、こういう文化的な、こういうような子供達へのそういう予算措置、こういうのが考えられないのかどうかということですね。

例えば、地元のお年寄りとの交流をするためにゲートボールと、あるいはグランドゴルフ、いろんな工作とか、そういうことをやるわけなんですけれども、それにもある程度の道具代、材料代というわけですので、そういうような予算措置は考えて、この行事に取り組んでいるのか。

それから、サトウキビとか、あるいはジャガイモ、米作りを実際に作物を育てるというようなこともやっているようでありましてけれども、こういうことを指導して、その子供達が十分理解をしてですね、今後実践できるのかどうか。

いわゆる農業高校がなくなって、農業の教育が薄れてきたわけなんですけれども、われわれの時代には小さいときから物作りには、朝、牛の餌を刈ったり、あるいは帰ってきたら芋を植えたり、稲を担いだと。いろいろやって、もう自然に体で覚えたんですけれども、今の子供達はこういうことが実践できないということで、これをどう実践させるような将来の伊仙町になっていける子供達への教育、指導ができるのか。そこら辺りの考え方があれば、お伺いをいたします。

それと、地元の出身の職員が少ないということで、この文化的な行事、歴史を学ばせるためには、どうしても地元の人、あるいは島唄を分かったり、あるいは島の方言が分かたりということで必要なんですけれども、そういう取り組みについて、どのような取り組みをしているのか、伺います。

○教育長（時任武男君）

この最初の挨拶の件でございますが、私は伊仙中に9年間おまして、この挨拶の経緯はよく分かっていますけれども、挨拶を学校で切るということではできないんですよ。

一度私は現職時代に、挨拶を遠慮していただだけませんかと言ったら、もうものすごく怒られてですね、君は自分達を軽視していると言われて、もう挨拶を本当に、例えば告示というのはどの学校でもしますね。そうして議会とか町長とか、いろいろ祝辞をいただきます。

その中で、もう多そうだから取り下げていただだけませんかという連絡でもあれば良いけど、学校だけではとてもじゃないが、これを外すと大変怒られます。

ですから、この辺のご理解はお互いやはり心を通じてやらなければならないと思いますので、今後、教育委員会としてもそういったようなことは担当課とも話して進めていきたいと思います。

それから、スポーツ関係には補助があるがというようなご意見でしたけども、文化面にも中学校の英語暗唱弁論大会等も町から補助をいただいて、名瀬に参加しております。

それから、中体連関係、地区大会、県大会に対しても町が負担金として中体連に補助しております。ちょっと金額は今、持ち合わせていませんけれども。

こういう形で町としても補助しているということだけはお知らせしておきたいと思います。

それから、各学校での栽培関係についてですが、1人 1鉢運動とか、小規模校では 1人 1鉢どころか、2鉢、5鉢くらいの運動をされていると思います。

そういう花などを作って、いろいろと夏休み前には家庭に持ち帰っていったり、そういったような形を家庭でもできるようにということで花苗を育てて家で持ち帰らせたりしている学校もございます。

そして、やはり、あと実践は学校ですることの引き続きは、なおこのほとんどが農家でございますので、農家各家庭での手伝いもぜひさせていただきたいと思います。

いろいろと今頃は子供はほとんど家庭で手伝いをする間がないと。そういった部活動やら、そういったので忙しすぎるという話もございますが、ぜひ週に 1回は部活動停止の日という日も設けてありますし、ノーテレビデイというのも設けてあります。この中でやはり親子の会話、そういったものを育てる意味で、そういった実践関係というものは、やはり学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいかなければならないんじゃないか。

例えば、クリーン作戦 1つ取ってみても、親が自分の子供を連れて来ているところは毎回ニコニコしながら参加しているというような状態もございます。そういったようなことです。

地元出身の先生方ですが、今年は何名か地元を入れてあります。

はっきり言わせて、地元出身の先生を探すのは並大抵ではありません。もう非常に少ないんです。

例えば管理職など校長経験者は、この徳之島全島出身が15名しかいないんです。そのうち 2人辞めたから、今13名です。今度抜擢されたのが 3名で、また15名になりました。

そういうようなことで、地元の先生方を入れてくれということは、いろいろとご意見を承っていますけれども、地元の先生を探すのには大変なことです。

そして、免許関係もあります。たまたま英語の先生が鹿児島で島に帰りたいと希望を出した。

そして伊仙町内に英語の先生が空きがなかった。そしたら帰れません。そういったようなことなどもあります。中学校の場合。小学校の場合はまた別ですが。

そういったような形で、私達教員上がりの者は、本当に自分達の跡継ぎ、後輩を育てきれなかったなど自分を反省しながら、今、地元の先生方の少ないことに対しては一応自分の人生の反省も兼ねて、いろいろとできるだけ期限付きの先生方は町内出身者を優先するという形をお願いしてあります。

そして、できるだけ町内出身の先生方を入れたいと思っています。

そして、これから伊仙町が取り組んでいきますのは、学校教育支援委員ということですね。

支援委員関係も町内から入れて、どうしてもお願いしてもいないとき町外からというような気持ちでおります。

そういったような形でいろいろと取り組みしているわけですが、本当に実際の人数が少なく、今、苦慮しているところです。

○11番（美島盛秀君）

ぜひ、地元の先生方と言えば語弊があると思いますが、4月には異動時期でもありますので、

ぜひ他町村の出身の島外の出身の人達、この島の良さ、そして島のこの文化、歴史、十分認識できるような職員研修と言いましょか、そういうのを重ねていただいて、ぜひ地元に住ませて、地元の人達と一緒に取組めるような体制を整えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、定額給付交付金について、資料がありますので、説明をお願いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

定額給付金支給についてご説明申し上げます。

お手元に資料がございますけれども、まず 2月 1日現在での対象者数を申します。

7,473名で、給付予定額 1億 2,652万円でございます。

それについて、支給予定スケジュール表というのが付いていると思うんですけども、まず今現在、町村会の方で住民基本台帳の情報処理をしているわけがございますけれども、その配信が23日頃に完成するというのでありまして、出力並びに発送準備がまた23日以降、約 1週間くらいということで、発送が大体 3月30日を目処にしている次第でございます。

発送準備ができましたら、4月初旬よりまず申請書、もう 1枚説明資料としてお手元にあると思いますけれども、見ていただけたら分かると思いますけれども、まず郵送申請、これはまず本人確認と申しますか、一応申請書を各世帯主の方に送付いたします。そして、その後、申請者の方々の身分証明書の写し等ですね、口座通帳等の写しを添えて返送されるわけがございますけれど、そういう書類の処理を済み次第、終了後、送金処理を行いたい。それが約 1週間くらい。4月 8日くらいには第 1回目の送金処理ができるものと思います。

しかし、送金処理を行っても金融機関においては若干まちまちありまして、特に郵便局におきましては約10日ないし 2週間後にこの個人の口座に入金されるというふうな状況になっております。

以上です。

○11番（美島盛秀君）

いろいろ国会の方でも議論がされたわけなんですけれども、やっとうしてそれぞれが給付を受けられるようになったんですけれども、この日程で見ますと16日からもう始まるわけなんですけれども、10月の 7日が最終処理、もっと日程的に縮められないかと思うんですけれども、他町村ではもう 4月一杯でとか 3月一杯で支給する所もあるわけなんですけれども、もっと努力できないのかということ、それから、商工会からの陳情が来ておりますけれども、17日、常任委員会に付託してありますので、17日にこの陳情の件が話し合われるわけなんですけれども、16日にもう始まりますと、もう商工会からの陳情は間に合わないわけなんですよね。

それで、商工会からの陳情の件で、商品券、あるいはプレミアム付き振興券が発行できないかということについてなんですけれども、やはり伊仙町の経済効果、波及効果を考えたときには、やはり町がそういうことを商工会と 1つになって考える必要があると思うんですけれども、日程的にこの陳情を受けて、商品券なり、あるいはプレミアム券なり、あるいは振興券ということにできる可能性があ

るのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

商工会よりの陳情書を目を通しましたところ、現金を商品券で配付できないかというような陳情であったと思いますが、その件については一応あくまでも現金ということになっておりますので、支給については現金でございます。

しかし、もう 1 点のプレミアムを付けられた商品券を発行する運びに協力依頼ということでありませぬけれども、この点につきましては、他市町村見られても、商品券の発行は必ずしも定額給付金を商品券で発行するわけじゃありませんので、時期が 4 月から 9 月までとか、5 月より 9 月まで、4 月から 9 月まで、その期間で発券するというふうな形でありますので、なんらかの協力はできるものではないかなという思いがあります。

更に、支給日程を早めることができないかということでもありますけれども、その点につきましては万全な体制を取り、1 日でも早い支給を目指していきたいと思っております。

以上です。

○11 番（美島盛秀君）

プレミアム券で振興券で発行する場合に、1 割程度、あるいは 5% でも良いでしょう、町の財源に上乘せをして発行すると。そうなれば町がそれだけ町の商工会、あるいは地元消費ということで非常に利用する人達にとっても条件が良いわけなんですけれども、そこら辺り町の財政と睨み合わせて、できるのかどうか。

そうしないと、これはもう 1 億 2,000 万、相当な金が他町村に流れる。地元の経済効果には波及効果はないと思われるわけなんですけど、そういうふうな取り組みで措置ができるのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

その件につきましては、プレミアムにつきましては商工会と今後また協議してまいりたいと思っております。

そして、プレミアム分の財源ということになりますと、議会の皆さんの同意を得られたら可能かなと思っております。

以上です。

○11 番（美島盛秀君）

ぜひ時期を早めて、早く欲しい人もいますから、早急に給付ができるようにということと、それから、地元で消費ができるような計画を立てていただきたいということをお願いいたします。

最後になりましたけれども、緊急雇用生活支援対策本部設置についての具体的内容を説明をお願いします。

○副町長（中野幸次君）

アメリカに端を発した経済不況ということについては、私がもうこの場で説明を申し上げるまでもなく、状況について十分な理解把握がなされているものと思いますので省かせていただきますが、そういう経過の中で、10月の初めの町長との打ち合わせ会の中で、町長の方から、今後の景気動向を見たときには、やはりこういった現状のような、いわゆる経済状況が瀕死の状況に陥る。

だから、そういう状況の中で、それに対していわゆる I ターン・U ターンが増えるだろう。

だから、その対応策を今から練っておきなさいと、こういうことで10月に出発したわけです。

その後、議会の方で上木廣志議員の方からもまた提言等をいただきまして、それで具体的に町の人口の推移、こういったものを把握しておりましたら、以前と違いまして人口が増の傾向にあるということ。かつては減の傾向だったんですけど、今年度になりまして。実際、今年度、今日までで約41名の増になっているわけです。

だから、そういう中で、これらに対して対応していかなければいけないということで、どうするかということをお考えしたときに、活動を支援するというので住宅の紹介、それから仕事の紹介、それから生活全般にわたっての調査をしていきたいと思います。こういうことでした。

そういうことで立ち上げてまして、例えば住宅の紹介ですと、従来の住宅で町がやっているものについては町でやっていって、そのまま進めていく。

これは特別に外から入ってくる人達のための対応策として、例えば確保住宅として高校の住宅を今、払い下げたものが11、それから民間の方を4としておりますが、5戸。これらを充てていこうかということで、住宅に関してはそういう取り組み方をしているわけです。

だから、転入者に対して優先的に取り扱っていきましょうと、こういうことであります。

それが1点目。

2点目は、仕事の紹介ということで、仕事については従来町でやっているものをまとめて、いわゆる系統的に連携をしていかなければいけないと。こういう取り組みをしていったわけです。

それが後のページに出てくると思うんですが、生活対策支援本部として町民生活課からずっと、こういう仕事がありますよ、こういう仕事がありますよというのを掲げておりますが、そういうことで仕事の世話をします。

地元の企業につきましては、私の方には企画課長が個別に当たりまして、例えば伊仙ですと、南西糖業、JAあまみ、ハーバスター協会、建設業協会、徳洲会病院、鹿銀、奄信、それから歯科診療の方、それから何ですかね、ハローワークまで行って雇用するように、こういう取り組みをずっとしてきているわけでありまして。

それらの方々に協力を依頼して、受け入れてもらっている所もありますし、検討をするということで、ぜひしなくちゃならないと、こういう取り組みをしている所もございます。

仕事の面につきましては、またその後に対策本部の活動経緯という中に、こういう具合にもう具体的に、極秘の資料でありますけども、議会からの要求でありましたのでそのまま出しております。

こういった内容で今、取り組んでいますよということです。

それから、3点目の生活全般につきましては、初めて来られる方々についてのライフライン辺りの、いわゆるどういう手続きをどうするのかということと、あるいは電気、水道、ガスの紹介ですね。あるいは納税や国民健康保険の手続き等、こういったこと。あるいは営農相談。

農業をしたいという方に対しては農業の土地を紹介をさせると。例えば農業委員会や、あるいは経済課に紹介をする。

呼んで説明をすると。こういったような内容で進めてまいりまして、現在、延べにしましたら、途中「百菜」のものがございますが、24件扱ったということになります。企画課としてですね。

だから、今後も益々増えるでありましょうし、こういったことを連絡を密にしながら、やはり新しく入ってきた方が町民の1人としてスムーズに生活に取り組めるようにやっていきたいと。

こういう内容であります。

○11番（美島盛秀君）

まず、住居ですね。これが住宅。完全に住めるような状況であるのかということが1点。

それから、対策本部が各課に振り分けられているわけなんですけれども、その各課でそれぞれの担当が係がいるのかどうか。誰に言って相談すれば良いのかですね。担当がいるのかどうか。

それから、24件の相談を受けたということでありまして、その中で千葉や北海道、県外からの人がいますけれども、本人の調書、家族とか、あるいは住所、簡単な履歴、そういうのをちゃんと取っているのかどうか。

それから、亀津、町外ですけれども、役場への臨時となっているんですけれども、町外に住んでいる人がこれに相談をして、町外から通って来るのか。あるいは町内に住ませるのかどうか。

この3点について伺います。

○副町長（中野幸次君）

1点目の担当が決まっているかということですが、これはこういう形を取っております。

外来が見えたときには、僕がいるときは僕が当たるということにして、その他、総務課長、それから企画課長、3名で当たることにして、例えば僕で全部が把握できませんので、そのとき、例えばその人の農業相談であれば、農業相談に対して経済課の方の係を呼んで一緒に考えていくということにしております。

1つの例で申し上げますと、昨日、仕事の相談で来た方がいたんですが、まずそのときに長期か短期か、あるいは仕事内容はどれかを選びますかとか、こういう相談に乗って、それから探すということで、その人の要望に応じて探すということにしていたんですが、そのついでにですね、先ほども出ておりましたように、農地が荒れているので農業をしたいと。そういうときに、また経済課の方からその担当の係を呼んで、いわゆる何ですかね、農地の再生に向けての取り組みをします。

こういったように、仕事に就きたい、あるいは住宅を探しているという人が来たときに、そういう相談に応じると。こういう今のような形式で臨んでおります。

だから、役場職員全体がそれに当たるということになるわけです。

その人の要求に応じて、例えば、要求に応じてその係を充てていくと。こういうやり方で臨んでおります。

それから、確認等につきましては、話し合いでどこから来られましたと聞き取りでやっております。仕事をもし就く場合には履歴書を出していただくということではしております。

以上でよろしいでしょうか。

○11番（美島盛秀君）

最後になりましたけれども、島外、県外、地域出身の人とか、Iターン・Uターンであれば、それぞれ知り合いも多くて内容的にも理解ができると思いますけれども、最近、都会では仕事がなく、いろんな仕事を求めてやって来る人もいます。そういう人達に対しては十分調査等をしてですね、契約書なり誓約書なりを取って、落ち着いてここで定住できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上木 勲君）

これで美島盛秀議員の一般質問を終了します。

以上で通告にある一般質問を全部終了いたしました。

これで一般質問は終結します。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時25分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（上木 勲君）

これから議案第25号、平成20年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。

○7番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

12ページの学校建築費、15、工事請負費 8億 9,188万円計上をされておりますけれども、面縄小学校、犬田布小学校等は直線コースで 100mを取られているようですが、伊仙小学校は 100mまた校庭の 200mのコース等が取れるような状態なのかどうか、お尋ねをします。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいまのご質問について答弁をさせていただきます。

昨日も全協の中でお話を申し上げましたけれども、図面上の私の方で一応測量した結果、120mくらいの直線距離は取れるものと見ております。

以上でございます。

○7番（杉並廣規君）

120m取れるということですが、100mは取れるという意味ですね。そのように受けられて良いわけですね。

それとコースは200mの、それは取れる状況なのかどうか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

周回コースと言うか、直線じゃなくて、周回のあれにつきましては、200mについては取れる状況ではございません。

実際、今、校庭につきましては、いろんな記念樹木、そこら辺がありますので、そこらを撤去しても無理だと思います。

最大限150mくらいのは周回のコースについては取れると思います。

○7番（杉並廣規君）

50年、100年1回造る学校ですから、ついこの間までは学校統合とか、そういう話も出ておりましたので、ぜひこの学校建築するにあたっては、面縄小学校や犬田布小学校と同じようにですね、周回コース等も取れるような学校ができますように。

できれば裏の方に少し寄せればできるんじゃないかと私は思いますが、そういう予算計上等は可能なのか、可能でないのか、お尋ねをいたします。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

再三議員の皆様方からも建築委員会の方からも土地の問題が出てまいります。

土地については、この今回の事業の対象外となっておりますので、そこらについて私ども教育委員会では土地の購入については考えは持っておりません。

以上でございます。

○7番（杉並廣規君）

50年、100年1回造る学校をそのように、いい加減なことじゃなくて、きちっと周回コース等に取れるように予算化し計画するのが私は道理ではないかと思いますが、そこら辺、どうですか、町長。

土地を購入して、50年1回、100年1回に造れるような学校を造って、あのとき、大久保町長がこのようにしてコースを取れる学校、きちっとした学校を造ったと言えるような学校を造るべきだと私は思うんですが、どうなのか。

その後ろの方の土地等も購入してですね。そういう考えはないのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保 明君）

まず、この周回コースに関して、義名山のグラウンドがちょうど200mです。それから、各中学校、そして犬田布小学校が200mくらいだと思います。面縄小もそうですか。

150だから、小学生にとって200mが妥当であるかどうかというふうな考え方もあるんじゃないかと思います。何が何でも200mというふうな必要性はないと思います。

ですから、今、設計はしているわけでございます。

それから、土地の購入を今からしてということは、20年度補正で内示が来て、もう決定したわけでございますので、これから理解をいただいたらですね、早急に入札を行っていかねばいけないというふうに考えておりますので、土地購入して、そのままの設計で後ろに寄せてというふうな余裕はないのではないかと思えます。

それから、先ほど教育委員会総務課長の方から答弁があった中で、今、10本ほどのいろんな種類の木がありますけれども、これを残したままでは、これは200mのコースは絶対に不可能であります。

たとえ後ろに延ばしても不可能だというふうに、この前から、不可能と言うのは要するにトラックの中にアコウの木などが入ってくるということなんですけど、そうした場合には、それはむしろいろんな球技等をするときに障害になる可能性が強いと思えますので、学校の推進委員の方々とも何回か議論をいたしましたけれども、確かに形が直線じゃないというふうなことを何人かが申し上げていましたけれども、私は、形はそんな大きな問題じゃないと思えます。

これは例えば後ろへ延ばしても、この幅が大体あまりないわけですから、犬田布小・面縄小のような形を造るのは難しいと思えます。

ですから、この教室の中が重要であるわけですので、子供達がしっかりした、あらゆる教育を受けられるための施設としては、今の設計で十二分だというふうに解釈をしておりますので、50年後もですね、遜色のない校舎であると確信をしています。

ですから、今すぐ土地を購入して、後ろに延ばしてやり直すということは不可能、今日、皆さんに理解していただいて、今年度中に契約ができるようにご理解をしていただきたいと思いますと考えております。

○7番（杉並廣規君）

私は、これを造るのには反対じゃないわけですが、全額が明許費で繰越されているわけですね。土地等購入して広々とした学校教育ができるのではないかと、そのように思ったから、このように質問をしているわけですが、全額そのまま明許繰越しをされているわけですからね、十分ゆとりがあり、余裕があると私は思いますが、町長は土地購入の意思はないと、そのように理解してよろしいですね。再度お尋ねいたします。

○町長（大久保 明君）

一応全員協議会の中でも話を申し上げたんですけれども、今後、体育館のこれは老朽化して解体して新築ということも視野に入れていった場合に、駐車場が足りなかった場合には、この前から話があるような後ろの方の個人所有の土地の購入ということは、必要であれば、これは購入をその状況になったときに考えていくことは必要だと思います。

○議長（上木 勲君）

ちょっと答弁が食い違っているんじゃないですか。

○7番（杉並廣規君）

この小学校の建設工事に関しては、土地を購入してするような考えは町長としてはないというふう

に私は理解しますので、これで終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木廣志君）

今、杉並議員の方からもありましたけれども、この小学校建築費の中の13の委託料の900万。普通、私はこの委託料というのは、設計委託するときに設計委託の中にこの委託料は入っているんじゃないかならうかと思っておりますけれども、それはどうですか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

13の委託料、一応今、900万計上してございます。これについては、工事を施工するための設計監理、設計と別に設計書の図面作成と別途の工事の監理費として、設計業務に関わる1級建築士、そこから辺が担当する委託料でございます。そこに委託をするものでございます。

正確に言うと施工ですね、施工時の監理委託をするものでございます。

○12番（上木廣志君）

施工監理委託というのは、これは施工監理委託というのは、設計を請負った業者が施工監理の委託もするんでしょう。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

これにつきまして、工事監理委託、本体工事からずっと入札はいたしますけれども、工事監理委託、これは施工についてですけども、ここも入札をして、そこに落札した業者の監理委託ということになります。委託契約を結ぶということですね。

○12番（上木廣志君）

すると、当初の設計の中には、この施工監理委託料は入ってなかったということですね。

すると、設計委託料等が1,500万かなんぼかだったんじゃないの。私、それくらいの金額とっているけど、委託料というのは莫大な金額になっていると思うんですが。

その辺は設計監理委託は十分これから指名入札して、落札業者には雨漏り等のないような工事を監理委託させるように、十二分に努めていただきたいと、このように思っております。

そして、工事請負費が計上されておりますけれども、以前の犬田布小学校の場合は、校庭、そして外構などはね、後から莫大な予算が計上されましたけれども、伊仙小学校の場合はそういった工事等は今後どうなりますか。8億9,188万の中に含まれているのか、含まれていないのか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

今年度20年度の補正で計画しております伊仙小学校の建築につきましては、学校の校庭の整備は含んでございません。

以上でございます。

○12番（上木廣志君）

すると、今度21年度予算辺りで、21年以降、やはり校庭の整備とか、そういう予算を計上、外構を

するのが必要であれば外構とか、そういう予算は計上されるということですか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいま議員がおっしゃるように、今年度、20年度の事業で21年度繰越しとして事業を実施いたしますが、その後に22年、23年として計画をしていく予定にさせていただきます。

○12番（上木廣志君）

やはり21年度辺り平行して校庭整備辺りはしないと、運動会とか、いろんな行事に支障を来すんじゃないの、町長。

町長としてはどうですか。21年度の当初には出してなかったも、補正辺りでその校庭の工事等は計上すると。22年、23年と言わずに。どうですか、町長。

○町長（大久保 明君）

犬田布小学校の場合は、ご指摘のとおりでありました。

そのときの状況、どういう問題点があったか、ちょっと分かりませんが、工事中は4月からは農業高校で1階は低学年、2階は高学年という形で工事完了までは仮校舎として使用します。

そうした場合、あそこのグラウンドを使うことになります。

この学校建設と平行して校庭整備ができるのかどうか、同じ時期にはできないと思いますけれども、そうした場合は22年度ということで、それか23年度という、22年度ということで考えていくことも問題はないんじゃないかと今考えております。

どうしても21年度補正でもやらなければならない状況ではないかも知れないですね。ないような状況だと思います。

○12番（上木廣志君）

教育委員会の方から23年度という話も出たものですから、やはり1年間くらいは農高跡地にいわゆる生徒は移動して、向こうで1年間くらいするわけですよ。

しかしながら、もう1年して帰ってくる。伊仙小学校に戻ってくる。戻ってきたら、学校がもう建物は完成して引き渡しをすると、もう帰ってこなくちゃいけないわけですよ。帰ってきて、すぐ校庭を使われないというような状況になったらね、どうかと思っておりますので、そこら辺は23年度と言わずに、22年度辺りはやはり計上するようにして、子供達が喜んで校庭も使えるようにやっていただきたいと。このように思っております。

以上です。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○13番（常 隆之君）

8ページの財産売払収入88万2,000円が畑総上晴地区が減額そのまま収入がないわけですが、なぜこうなったのか。計画と実行がなされていないのはなぜか。理由。

○耕地課長（富 悦啓君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

鹿児島県の森林管理署とやり取りいたしましたうちに、森林署と熊本の森林管理局との登記が一致しなかったために、こういう次第になりました。

○13番（常 隆之君）

ということは、伊仙町の町有地ではなかったということですか。

はい、分かりました。

総務管理費の中に県派遣職員が1,160万円も負担金として出ているわけだが、何人分なのか。

そして、成果はどのように上げられたのか、お伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

総務管理費の給料、職員手当、共済費につきましては、職員を1名、経済課に来られている県からの派遣職員でございます。

効果等につきましては、経済課長の方から答弁させていただきたいと思います。

○経済課長（中熊俊也君）

県職員が1人、2年間の契約で来ているわけでありますが、この3月で終わって帰る予定になっていますが、その成果と申しますか、仙寿の里の下の方に研修ハウスを造ってありますが、その中でいろいろ直売所におきまして夏物野菜の販売、要するに公設直売所で1年間、潤沢な野菜が供給できるような技術指導をするということで、2年間の契約で招いたわけであります。

それで7品目くらい、夏に、島にもともとあるような野菜もありますが、栽培技術等を確立されて、女性部等に研修会も3回ほど研修会を開きました。

そして、野菜の苗等もいろんな催しものがある度に配りまして、その実証と言うか、自分の家庭菜園で試すように1本ずつであります。効果が渡したりして、効果は出ております。

○13番（常 隆之君）

ハウスの実験をしたということですが、ハウスの中で品目別数量、農家、「百菜」で計画している農家戸数、そして農家に普及効果はどのように現れているのか。

今年の4月12日オープンですが、そこまで農家がそれをマスターできているのかどうか、お伺いします。

○経済課長（中熊俊也君）

普及効果と申しますか、この苗を販売したりする部分もありまして、その苗を作る技術等は指導等、研修等やりましたが、その公設直売所にどんだけ持って来れるのかというのは個々農家の取り組みで多少異なると思いますが、県からの職員が帰った後でも、園芸担当や経済課が定期的に研修をもって公設直売所「百菜」に出荷できるように指導していきたいと思っております。

これで具体的にどんくらいあって、どうなのかというのは分かりませんが、研修に参加されたメンバーは、1回の研修で30名近くの農家と言うか組合員が参加しています。それを3回ほど行われてい

ました。

以上です。

○13番（常 隆之君）

先ほど申し上げましたが、7品目と申されましたが、どれくらいの数量が上がるのか。

ハウス換算でもよろしいですけども、そういうのが具体的に現れてこない、「百菜」で収入が売上部門で3,700万円以上の品目売上は不可能なわけですね。先ほど美島議員に提示した農産物の販売が。ある程度、このハウスで研修された成果が、農家がマスターして、それが「百菜」館で提供されるわけですので、研修期間が2年間もあったわけですので、その数字が具体的に出てきて初めて、3月はもう帰るわけですよ。

具体的に品目も分からない、具体的に数字が出てこないで、町長、どうしているの。

○町長（大久保 明君）

「百菜」の売上に関しましては、県出向の職員、いろいろ普及センターのエキスパートであったわけですから、今申し上げたとおり、30人の農家の方々に3回指導したり、実際にいろんな農家の方々が相談に来て、行って指導をずっとやっていたので、その成果は間違いなく出てくると思います。

この指導員のした作物だけではないわけですから、組合員全体の120人のいろんな農産物、また、魚介類も来るわけですから、指導員の7品目も確かに成果が出てくると思いますので、2年間、指導してきた成果は間違いなく出てくると確信しております。

○13番（常 隆之君）

多額の予算を投じてハウスを管理運営しているわけですので、これらの実績報告はね、経済課として提示されても良いはずなわけですよ。

どういう仕事をして、どういう成果が上がってきて、こういう指導をできましたという成果表くらい出して当たり前と思うわけですけど、町長、その辺は提示できないのか。

○経済課長（中熊俊也君）

3月までですが、その年間の栽培暦なるようなのも作って、作成中であります。作成して、3月中には完成すると思います。

そういうことで、最終的にできあがった段階で皆様に実績報告のような感じでしたいと思います。

○13番（常 隆之君）

ぜひこの成果、作付け表なども計画して、3月までにはできるということですので、町民全体がこれを知って、この成果表がいろんな作物が栽培できるように期待をしたいと思います。

町長、ぜひ多額の予算を注ぎ込んでいますので、30数人じゃなくて、町民全員にね、園芸志向の方々にはある程度配付できるくらいの量を作成して配付できるのかどうか。

○経済課長（中熊俊也君）

組合員のみならず、全戸に配付する計画にしています。

○13番（常 隆之君）

以上で終わります。

定額給付金についてであります。定額給付金の3月16日から、総務課の方で取り扱いをするようですけれども、係が決まっているのか。

何名で取り組んでいくのか。役場職員は何名で取り組んでいくのか。臨時は何名ですか。まず最初にお伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

今、予定しているところでございますけれども、窓口は2人、東部・中部・西部2人ずつという形で対応できたらという思いがあります。

一応臨時は3名を予定して、予算にも計上してあるとおりでございますけれども、実際問題として、始まってみたいとどういうトラブルがあるかということもありますけれども、とりあえずは職員を中心にまとめて対応したいと思います。

窓口、電話係等を含めて2名、そして東部・中部・西部の受付窓口としてそれぞれ職員を配置していく予定にしております。以上です。

○13番（常 隆之君）

町長にお伺いしますが、東部・中部・西部、職員、臨時職員は3名ですけど、今から選考する予定ですけど、事務係をここで提示できないのか。職員の提示。誰々がちゃんと担当係、今考えていないのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

具体的に人事、誰をするかということにつきましては、4月の21年度に向けての人事異動もございまして、今ここでどなたをどういうふうに誰が来るかということについては申し上げられないところでございます。

まだ具体的にどの職員を配置するということまでは考えてはおりません。

それを明るみに出すまでのまだ具体的な案ではございません。

○13番（常 隆之君）

これでは3月16日よりやる予定にしているわけですので、役場職員は誰か、ちゃんと当たらなければいけないわけでしょう。スケジュール表が出ているわけですので。

それで、これは期限が9月までですので、漏れがないように。再点検などをちゃんと行って、漏れなどがないように十分気をつけて、ぜひ1日でも早い支給ができるのかどうか。

取り組みを町長、どうなっているのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

ご指摘のとおり、1人の漏れなく、また、郵送、それから窓口受付、そして更には集落の方へも回って確認を取り、1人の漏れもないような形で対応してまいりたいと思います。

更に、1日でも早い支給を目指して取り組みたいと思います。

以上です。

○13番（常 隆之君）

1日でも早い支給をお願いいたします。

それと学校建築であります、教育長にお伺いしますが、建築にあたって、現在21年度、鹿浦小学校入学予定者が伊仙小学校に希望されているそうですが、19年度もそのようなことがあったと思います。

今後、教育長名で入学生に入学案内を出すと思うんですけども、今後どのようになされるのか。

○教育長（時任武男君）

1月15日付けで各学校へ入学案内を出してあります。

それで、今、名前が出ました鹿浦小学校というような名前が出ましたけれども、やはり保護者の意見、学校存続する人の意見を聞いてみますと、それぞれやはり「なるほどな」と頷ける点が両方ともございます。

まず教育委員会としては、教育委員会に諮るべきことは、保護者の考えを優先するという形。

そして、はっきり言いまして、集落で学校の存続問題を取り上げている所は、ほとんど子供達の保護者が少なく、一般の地域の有志の皆さんの意見がほとんど強くて、そういったことをどういうふうに捉えていくかということを経済委員会でも相当練りました。

そして、12月の段階で出ていましたので、ずっと保留をして、とにかくもう一度集落でも話し合ってくださいという保留期間も一定期間置きまして、そして、その後、いろいろと報告を受けましたけれども、どうしても保護者の意見としては、チュウヤチュンナというような気持ちが非常に強くて、そうすると教育委員会としても、学校を出す保護者の意見を優先すべきじゃないかと。

地域の人の意見に応じて保護者はここに出したいと言うてるのに、その保護者の意見を無視していくべきじゃないという見解に達しまして、一応それぞれ申し出も出てきたものは書類等全部検討した結果、不備のないものを確認し、そして認めようという形で教育委員会では決定を見ました。

それで、今年度は鹿浦小学校の入学生 4名でしたけれども、4名とも全部伊仙小学校に入学させたという申し出を受理したという段階です。

以上です。

○13番（常 隆之君）

この保護者の方々の住所は、伊仙町伊仙なのか、鹿浦なのか、阿三地区なのか。

それと生徒。入学させた後、家庭訪問の時は、各家庭に出向いて行っていると思うんですけど、違いはあるのか、ないのか。

○教育長（時任武男君）

住所は全部 4人とも鹿浦校区の住所で、家庭訪問等は学校の家庭訪問実施計画によって用いますので、結局、全くこの中部地区の中学校校区ですので、家庭訪問に支障あるということはないと思います。

以上です。

○13番（常 隆之君）

伊仙小学校建築がなされるわけですので、そうすればあと1～2年では鹿浦小学校の入学生がなくなるわけですので、そこら辺、教育長としてどのような認識を持って、この鹿浦小学校問題に当たっていくのか。伊仙小学校建築と併せてお伺いします。

○教育長（時任武男君）

来年度は鹿浦小学校の入学生は5名。その次は7名。次、5名という報告を受けています。

その中で、教育課程関係話を話していこうと思ひまして、3・4年です、理科と社会を今年入学する生徒は3年で4年の社会を勉強するような課程、A案・B案という形で複式学級の中での取り組みですが、そういうような教育課程を組んでいましたので、これを元に戻していかなければならない。

と言いますのは何かと言いますと、転入されてくる先生方は、これからはだんだん先生は若くなりまして、町内居住となりますと校区内居住を中心になりますので、先生方の子供が入ってくる場合があるわけですね。そうしたら、そういうA案・B案の形で授業を推進していきますと、受けないで他校に転校するという子供が出てくるわけですね。親が異動するときは、どうせ親について行かなければなりません。

そういったようなのを今度は直して、軌道を直して、今年から、今4年生になる子供はもう3年でびしゃっと教科は行っていますので、そういうような形で軌道を、そういうA案・B案じゃなしに、もう複式学級は複式学級としての教育課程の組み方を変えるよう指導してあります。

以上です。

○13番（常 隆之君）

町長にお伺いしますが、やはりこれは避けて通れない問題でありますので、やはり町長を筆頭に教育長をはじめ、この問題について受け身ではなくて、どうするのか、今後。

鹿浦小学校の問題。人数が伊仙小学校に全て入ってきたときに。

異動の時期もありますので、町長、今後どういう連携で取っていかれるのか。

○町長（大久保 明君）

鹿浦小学校は、鹿浦校区の1番西の方にあるわけですね。

役場から福宮商店に下ればちょうど2kmですね。それから、御前堂までは2.4kmくらいあると思います。

ですから、鹿浦校区は長い目で見たら、伊仙校区としてもそんなに遠すぎるというふうな、崎原辺りはちょっと遠いですが、そんなに離れているというわけじゃないと思います。

保護者の方々も、多くの子供達の中で教育を受けさせたいという希望があるということですので、例えば馬根小学校は、伊仙小学校と統合となると、やはり5km以上ありますから非常に遠いんですけども、鹿浦校区は伊仙校区としても十分通学範囲内にあるんじゃないかと思ひますので、教育委員会の考え方、そして存続を希望している地区の校区の方々とも今後、話し合いをしてですね、これは鹿浦小学校と伊仙小学校の統合というものは前向きに考えていきたいと思ひます。

○13番（常 隆之君）

ぜひ今回の伊仙小学校建築にあたっては、そういうことも視野に入れながら考えていってもらいたいと思いますが、教育長、そこら辺はどうなっています。

○教育長（時任武男君）

学校建設問題は、低学年は、県知事の方針として30人学級ということで、そういう形で30人学級、そして35名というような形で、そういう形で教室は造るようになっていきますので、別に急に20人も、40人以上増えた場合はまた違ってきますけども、それと今後はやはり生徒の推移を見て、そういったような施設関係を推進しているところですので、そういったことには今現在のところは、あと10年後くらいまでの推移をずっといろいろと計算していかなければなりませんけども、今年生まれた子供、去年から今年ですね、31日まで生まれる子供までのものを考えていきますと、現在のところは、そう急激に大幅に子供達が増えるというようなことがないので、現在のところは現定員の形で考えていく。

また、文科省の補助関係も現在の学校の大きさというものを基準として捉えていきますので、また急激に増えたとした場合はまたいろいろとそのとき対策を講じなければならないと思っています。

○13番（常 隆之君）

鹿浦小学校から仮に入学しても大丈夫ということでもありますので、そこでお伺いしますが、これが議決された後、入札が今月あるわけですが、工事の日程表、解体がいつ、工事着工日がいつ、完成日がいつ、その工程表を出せるのか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいま常 議員からおっしゃりましたように、工事日程表、工程表につきましては、今現在、ちょっと持ち合わせてございませんので、この資料が今、出来ているか、まだ入札も実施をしてございませんので、そこら辺について出せるかどうか、ちょっと検討して、もし出せるようであれば後ほど出していきたく思うんですが、よろしく願いいたします。

○13番（常 隆之君）

なぜ工程表を出してほしいかと言うと、後ろの私達議員が視察に行ったときに、推進委員長は、後ろを買ってくださいと言った。現校長先生は、グラウンド整備もいらない、後ろを買う必要もないと発言された。全員協議会の中で。

どの意見が正しいのか、私には分かりませんので、そこら辺をしっかりと把握したいと思います。

そして、この解体工事が進んで着工までに後ろの用地が買えるのであれば、私達議員が全員協議会の中で語った部分を買えるなら、ぜひ執行部の皆さんには工事期間が間に合うのであれば後ろを余裕があるわけですので、地主さんも売却はするという意向で声が聞こえておりますので、検討できると思います。ぜひ工程表を出してください。

○議長（上木 勲君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時25分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

常 隆之議員の質問に対して、工事工程表、日程表につきましては、入札をして、あと契約の段階で業者から出てまいりますので、私ども委員会としてのおおまかな日程、計画している日程をお知らせをいたします。

一応30日に契約議決を提出をいたしまして、議会で可決していただく予定にしております。

その後、4月 1日から 4月30日、解体をする予定であります。1ヵ月の間ですね。

その後、5月 1日から 6月10日まで杭打工、杭の工事を実施する予定にしています。

6月11日から杭打ちを終わらせて、11日から22年の 3月10日までに本体工事を完成するという日程に委員会の方では計画をしております。

以上です。

○13番（常 隆之君）

ここで、推進委員会のメンバーからも設計の後に、後ろの用地の購入が申し入れがあったと、教育長、先ほどなされましたが、ぜひ後ろも購入して、伊仙小学校ができるように。

町長は先ほど、もう後ろを買う気はないような答弁でしたが、再度、買う必要性が委員の中からも出ているわけですので、買う気は今、考えは変わるような気がしなくなったのか。考えを変えたらどうですか。

購入するような考えにないですか。

○町長（大久保 明君）

その絶対的な必要性があれば購入を検討する必要はあると思っております。

その土地の面積ですね。どのくらいまで寸法が。ちょっと出っばった所が1番北側に直線ということですかね。

そうした場合、そしたら、今先意見が出た、校舎を後ろにずらすことはできないわけですよね。

駐車場ですか。検討していきたいと思います。今ここで購入するとかどうか、まだ総務課長ともまた相談して、教育委員会とも相談して、今ここで結論を出さなければいけないわけじゃないと思いますね。解体が始まるまでに結論を出すという必要もないんじゃないかと思えます。

○13番（常 隆之君）

30日、工事請負が決定した後にでも1ヵ月間あるわけですので、そこらで本当に購入したら良いのか、いけないのか。

今から全員協議会の中でも副町長も参加して、教育長、教育委員会総務課長も出席して、議員の皆さんともここら辺は買った方が良くないかという議会の声もやはり町民の声でありますので、そこら辺を取り組んでいただきまして、町長にはぜひ後ろの部分、全部は買えと言いませんが、後ろ、必要な部分はぜひ購入して計画に入れるよう、できるのか。

もし考えていただきたいと思いますが、考える余地はあるのか、ないのか。

○町長（大久保 明君）

前向きに検討していきます。

○13番（常 隆之君）

議会の声は町民の声でありますので、そこら辺を認識を履き違えないように。

ぜひ私達も町民の声として現地を視察しておりますので、教育委員会の方もぜひよろしくお願ひします。そして、グラウンドの整備計画であります、ぜひ22年度に計画できるように今後進めて、執行部といけるのかどうか。そして、樹木は残すとか残さないという意見が2通りあるわけですけども、そこら辺を再度、委員会の中でどうすれば良いのかを1年かけて議論していただいて、残すのは残す、もう移動しなくていいのは、グラウンド整備のために行うのであれば削除して、グラウンド整備が22年度に出せるように、できるのか、できないのか、お願いします。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいまの校庭の整備について、私、先ほども申しましたように22年・23年で計画しております。

一応財務の方とも相談しながら、21年度に計画できれば、その方向で進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○13番（常 隆之君）

ぜひこの2つの点をぜひ汲み取っていただきまして、伊仙小学校建築がスムーズにできるようにお願いして、終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○2番（幸 浩三君）

再三にわたって小学校建築のことが問題になっておりますので、2、3点お伺いしたいと思います。

私も伊仙小学校においては、母校でもあり、OB、そして近々PTAになるので、一言だけ申し上げたいと思います。

まず教育委員会にお尋ねしますが、今現在、私も地元OBの方から、この敷地のことに関していろいろ苦情が寄せられております。

こういった経緯について、要因はどこにあるのか。なぜにこの予算が計上される段階になってこういう問題が出てきたのか。分かる範囲内で答弁をお願いいたします。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

全協の中でもお話しを申し上げましたけれども、ただいまの経緯について。

19年の5月の17日にこの校舎建築推進委員会というのが発足されております。

それから20年度、一応経緯を紹介いたします。

第1回の会議で規約、組織、委員の構成について決定をしております。

その後、第2回7月に開催されています。ここで設計図案についてA案・B案、これは以前、第1回の建設推進委員会の中で要望等を全部汲み上げて、学校側、地域のOBの方、委員会の中で入っている推進メンバーの方で両方出していただきました。

その中で設計図を描いて、2案にわたって一応提出をしております。

その後、19年第3回、10月ですけども、町長からの説明で農業高校の跡地の移転の問題が出てまいりまして、検討中であるということでありました。これについても委員会の中で話がされております。

あと第4回、これは19年ですけども、12月の19日に教育委員会から説明ということで、農業高校の跡地の利用の場合について予想される建築工事関係の経緯と、あと小学校敷地の建設の場合の予算と、主な要望事項を汲んだ話し合いが行われているようでございます。

あと19年の第5回の2月、これは20年ですけども、2月の13日に第5回の推進委員会が開催されています。

これについても一応設計図、図面等を広げて、委員会の中で協議しながら校舎移転についても話をされているようです。

これについては、校舎移転については決定ではなく、本会の意向を問うことで今後の参考にさせていただきたいということで、町長部局の方から話があったようでございます。

その中でいろんないきさつとして流れがございますが、町当局としての農校跡地の他の企業誘致の問題、そこら辺ないのか、跡地を買わなければならないという形、企業誘致について、あった場合に高額で買わなければならない、そういった形での説明がずっとされております。

あと20年度の第1回、11月4日ですけども、その以前に町長の方から10月ですかね、20年の10月に農校跡地についての校舎建築については、ないと。伊仙小学校の現土地に一応校舎建築をするという形でありました。決定いたしました。

それを踏まえて20年度の第1回、11月4日ですけども、校舎の造りについて、南側に教室があって暑いという形と、いろいろ気候に合った建築をする必要があると。一応そういう要望も取り入れてございます。

あと戸袋の問題、太陽に対応できるサッシ、材木の問題、あとの問題等いろいろ出てございます。

あと12月に、この11月の第1回の会を開く前に、12月のちょっと日程は忘れちゃったけども、推進委員会が6名ほど町長室に見えまして、一応その中で土地の問題が出てまいりました。

一応私どもとしては、県・国の方へ申請をした段階で、後からありましたので、そこで土地の問題。19年度からこの建築推進委員会を開いていますが、その中で土地の問題はもう全然出ていませんでしたので、土地の問題はもう考えてございませんでした。

今の土地での建築という形で考えてまいりましたので、12月の推進委員会の見えたときにつきました。

では、私ども対応できかねるということで一応話をさせていただきます。

以上が経緯という形であります。

○2番（幸 浩三君）

今の説明にもあったとおり、この小学校建築においては当初の段階から、ほーらい館の施設の兼ね合いで、伊仙小学校の北側に道路を建設することはそこに発端が始まり、その道路を取るために学校の敷地を小さくする。そこから問題がどんどん発生して、その次は何が起こったかと言うと、農校に移転するか現地に造るかですったもんだして、そういったのに莫大な時間を費してですね、実際にはもう、2次補正に上げないという考えの下に、早すぎる結論がなされたような気がしますね。

もう少し真剣に叩き上げる場があれば、こういった問題も出なかつたらと思うます。

まず最初にほーらい館の、小学校の関係になりますけど、あそこにおいても南側用地を買収したときに、きちっと小学校の敷地として南側を囲ってれば、わざわざほーらい館という立派な施設ができながら、道は何かと言うと自動車学校みたいなクランクの道しかない。あそこで教習所でもする考えなのかという、全くナンセンス。

計画があるのに、土地の図面を広げて、こういうふうには土地を区画すれば景観も良くなる、それくらいは本当に行政の方はプロですから、そういったことをせずに、小学校にしても然りで、南側はクランクになっている。今度は北側に行けばでっぴりが出て、全く何を考えて仕事をされているのか、全く私には理解できない。

せっかく新しい良きものを造ろうとしているのに、景観上も見て、施設は、私はでっぴりがあっても良いと思うんですよ。

しかしながら、せっかくそこに新しいものを造るときに、その区画の整備くらいはきちっと前もって考えてしてほしい。

もう始まったから、予算化されようとしていますから、これ以上は言いませんが、町長に再度伺いますが、敷地をきちっと北側一直線を通して校舎建築をする意思があるのか、ないのか。明確な答弁をお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

今、この経緯につきましては二転三転したということで多大な迷惑をかけたと思っております。

当初、ほーらい館への道を中心に、特に役場からの道が直線がないということでの計画でありました。

その後、伊仙小学校の推進委員会の中から、そこにはどうしても道造ることは、教育環境上、良くないという意見もございました。

そして農業高校の跡地の問題が出てきたときに、この農業高校を最大限に有効に活用していくということが、伊仙町の将来のために重要なことでもあります。

その中で農業高校移転という話も出てきて、そして県の考え方は、この農業高校に小学校を移すのであれば、農業高校の町への無償譲渡が1番しやすいという県の立場の意見もございました。

そういった中で、推進委員会の方々にこのことを説明したら、ほとんどの方々が現校舎を解体して、そこに新しい学校を造っていくという形での推進委員会であるということで、もうこの移転という協議には参加できないという反対の意見もほとんどの方々から出てまいりました。

そういった経緯の中で、いろんな状況を判断しながら、最終的に農業高校は県の方もかなり妥協してですね、多目的の施設でも町に払い下げ、無償譲渡するというふうな形で軟化した意見が出てまいりました。

その中で、再度教育委員会とも推進委員会とも話をした結論が今の結論でございます。

これを20年度補正の中で推進していくということで、これは災害等の補正の残の中での校舎建築の補正であります。

今、いろんな部品の高騰の中で単価も上がってきております。財政的に見た場合、この補正で校舎を建築するということが非常に有利な状況にありますので、これは起債がほぼ100%交付税で返ってくるというような有利な条件を活用してこうということでの結論でございました。

ですから、これを再度設計し直して、そして北の方の土地を購入していった場合は、これはもう全てこの補正予算をもうなしということでもやり直さなければ、予算をもう組み直さなければならぬという状況になりますし、補正を認めていただいた国・県に対して、これを撤回するということは、また大変な信頼を失うということにもなるとお思いますので、設計をし直して直線の校舎に造り直すということは現時点では非常に難しいことだと思っております。

○2番（幸 浩三君）

町長は私が言っていることを全然聞いていらっしやらない。

私が言っているのは、図面の問題を言っているんじゃないですよ。人の話をちゃんと聞いてくださいよ。

区画整理だけでもそこにして、建物はそうやってでっぱりがあっても、それはその人の個々のセンスの問題だから、私は多少なりにそういうのがあった方が良くないかなという考えもあるんですよ。別に校舎はまっすぐじゃなくても構わないんですよ。

ただ、土地の区画の問題を。

はい、お願いいたします。

○町長（大久保 明君）

私がちょっと誤解いたしました。

そのような形の設計での、先ほど答弁した直線の土地の購入ということは、常議員にも答えたように、これは前向きと言うか、購入をして、有効活用をしていきたいと思っております。

○2番（幸 浩三君）

それに絡んでもう1点ですけど、この補正が通った挙句には指名委員会等なされて、指名推薦なりあるようですが、昨日の総務課長の詳細説明の中でもありましたが、税収の町税、法人税の収入が減になるという詳細説明がありました。

この入札にあたってですが、町内業者を優先して町内業者育成のためにという考えがあるのか、ないのか。

○副町長（中野幸次君）

前回は申し上げましたとおり、そういう方向で検討をしたいと思います。

○2番（幸 浩三君）

ぜひ、ほーらい館のこともあります。そのときに私も大変苦言を申し上げたつもりであります。そのことはもちろん重々お分かりのことだろうと思います。

本当にやはり地元、この100年にいっぺんの不景気の中、建築・建設関係の仕事をなされている方にとっても、これは例外のことではない。

それで、そこにやはり町税として法人税が入り、私の解釈が間違っていなければ消費税交付金にも絡んでくるのではないかなと思っております。

そういったことを勘案し、良識ある判断をお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第25号について討論を行います。

○13番（常 隆之君）

先ほど質疑でも申し上げましたが、22年度のグランド整備、そして裏側の土地購入、これを全て議会で約束したことが実行されると思って、賛成討論とします。

○議長（上木 勲君）

他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成20年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

次の会議は 3月11日午前10時から開きます。当初予算審査特別委員会であります。

これで本日は散会します。

散 会 午後 4時51分

平成21年第 1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成21年3月13日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

○開議宣告

追加議案 3議案の取り下げ

○日程第 1 議案第22号 伊仙町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について

○日程第 2 議案第23号 伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○日程第 3 議案第32号 平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について

～平成21年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会～

○日程第 3 議案第27号 平成21年度伊仙町一般会計予算について

○日程第 4 議案第28号 平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について

○日程第 5 議案第29号 平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計予算について

○日程第 6 議案第30号 平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算について

○日程第 7 議案第31号 平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について

○日程第 8 議案第33号 平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について

○日程第 9 議案第34号 平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
3番	富岡壮史君	4番	永岡良一君
5番	清水喜玖男君	6番	伊藤一弘君
7番	杉並廣規君	8番	琉理人君
9番	上木勲君	11番	美島盛秀君
12番	上木廣志君	13番	常隆之君
14番	具伊佳彦君		

1. 欠席議員（1名）

10番 幸山佳津也君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 筆 耕喜納栄樹君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食 センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君		

△ 開 議 午後 2時00分

○議長（上木 勲君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程の追加がありましたので、執行部から説明をさせます。

○総務課長（稲 隆仁君）

本会に提案してございます、議案第22号、伊仙町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について、同じく議案第23号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議案第32号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、3議案について、不備箇所がありましたので取り下げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（上木 勲君）

ただいまの追加議案 3件を一括して議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから追加議案 3件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

追加議案 3件を一括して採決します。

お諮りします。

追加議案 3件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、伊仙町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について、議案第23号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議案第32号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計についての取り下げは、原案のとおり承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時35分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保 明君）

総務課長から議案第22号、議案第23号及び32号に関しまして取り下げを提案いたしまして、承認していただきました。

今回、この22号・23号におきまして、議会の本当に厳しい指摘と言いますか、執行部の再確認、そしてチェックが甘かったということに関しまして、指摘していただいたことに感謝申し上げますとともに、執行部の緊張感が足りなかったことに感しましてお詫び申し上げます。

更に、32号に関しまして、今、厳しい財政状況の中で、ほーらい館の運営に関しまして、伊仙町議会の方が本当にこの財政面、そして今後の運営に関して強い深い気持ちで心配していただいているということに、これはもちろん執行部も議会も同じ思いで、この事業をなんとか成功させていかなければならないということでのご指摘に関しまして、感謝申し上げて、私のお詫びの言葉といたします。

○議長（上木 勲君）

お諮りします。

議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算から議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの 8件は、議長を除く13名の委員で構成する、平成21年度予算審査特別委員会を設置し、付託してありましたが、追加議案 3件がありました。

つきましては、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算から議案第31号及び議案第33号、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの 7件は、議長を除く13名の委員で構成する、平成21年度予算審査特別委員会へ再度付託します。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算から議案第31号及び議案第33号、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの 7件は、議長を除く13名の委員で構成する、平成21年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

散 会 午後 2時38分

～平成21年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会～

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

それでは、ただいまから平成21年度伊仙町一般会計予算他 6特別会計予算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、事業費の明細書を配付してありますが、付け加え説明する所があれば、執行部の説明を求めますが、新規の事業については詳細に願います。

まず、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算及び 6特別会計について質疑を行います。

質疑、どうぞ。

質疑ありませんか。

○11番（美島盛秀君）

54ページの糖業振興。さとうきび産地活性化推進事業、ハーベスター。どこの地区か、お願いします。

それと、来年度以降の計画がありましたら、年度にどういう計画があるのか、加えてお願いします。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

申し添えておきますが、一答一問で 2時間以内でお願いをしておきます。

一答一問でお願いします。

振興費の19の負担金補助の開けまして54ページのさとうきび生産活性化推進事業補助についてお尋ねをしておりますので、それについてお答えをお願いします。

○経済課長（中熊俊也君）

今回は喜念地区が対象地区になっています。

来年度からもハーベスターは年次的に計画する予定にしています。

○11番（美島盛秀君）

喜念地区ということでありませうけれども、これは現在、持っておって、入れ替えなのか。

あるいはまた今後、台数を増やして、と言いますのは収穫にだけ目が行ってしまって、後の管理とか、もう皆、1,500t やるとか 2,000t やるとか、そういうことですね、後の管理がしっかり行き届いていないという面があったりしますので、今後、例えば 1,000t くらいになったら 1,000t、そういう基準を設けて、ハーベスターを導入させるとか、そういう考えはないのかどうか。

○経済課長（中熊俊也君）

そういう基準はまだ設けていないんですが、ハーベスターが前入れたのが老朽化しまして古くなって、今回20年度にはハーベスターの更新が認められまして、更新を 1台しました。

来年入れるのは、新規で入れます。

古くなって不足状態にありますもんで、年次的に計画をしていかなければいけないなど思っているところであります。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

経済課長、後の管理はどうなっているかということを知っているんですが。

○経済課長（中熊俊也君）

増産プロジェクト事業ということで、株揃え機や根切り機等も同時に、50万以下の事業が毎年、年次的に行われているんですけども、そういうのを利用してハーベスター組合が収穫後の作業の最後まで株出しまでの状態で管理するようにということでハーベスター連絡協議会等で申し合わせはしてあります。

○11番（美島盛秀君）

今年の場合は切り替えと。今までやっていたのが古くなったので替えるということですね。

それと、今ありましたけれども、ハーベスター組合でトン当たり今いくらでやっているのか。

私が知っているところでは一律 6,000円と。それで根切りとか、あるいは除草、これをサービスするとか、あるいはお金を取っている人もいるとか、バラバラのように聞きます。

それで今日、農協へ行きましたら、農協で農家の人が、自分達は「5,500円でさせているよ」というようなことで、そういうハーベスター組合での話し合いの内容等は統一されているのかどうか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

収穫の料金はキビの状態によりましてAランクからDランクまでありまして、一般的なのが 5,500円に設定されています。

サービスするグループもありますが、また金をもらっているグループもあるということで、統一するようにという話し合いはもっているんですけども、まだ統一されていないようです。

○11番（美島盛秀君）

ハーベスターだけで根切りとか、それから除草する、2連ですかね、ああいうのを持っていない人もいると聞くんですけども、そういう人の指導はどういうふうにやっていますか。

○経済課長（中熊俊也君）

ハーベスター連絡協議会では、必ずハーベスター組合がやるという話やっぴまして、持っていないところは、持っているところに委託したり、ハーベスター組合が個々に委託したりということでやるような話し合いにはなっています。

そして、徐々にいろんな事業等を導入しまして、栽培管理関係の機械を入れていく計画にしています。

○11番（美島盛秀君）

ハーベスター事業は非常に大切な事業だと思います。

高齢化が進むと、もう今、80%台に行っていると思いますけれども、やはりきちんと最後まで面倒がみれるという、そういうきちんとできる人にこれから事業を進めて、あるいは機械を取らせるような、そういうこともしっかりと執行部の方で把握をしながら、今後この事業を進めていただきたいと思います。

次に、55ページ。

11の畜産振興費に関連してですけれども、経済課として、養豚のこれからの事業を進める考えはないか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

何人かから豚舎を造れないかという要望等もありまして、県の畜産課等に問い合わせましたら、最近そういった例がないということで、国の農政局の事業がありまして、それなら可能だということで一応農政局から資料を取り寄せているところであります。

○11番（美島盛秀君）

このことに関しては一般質問でもお尋ねをしましたが、食肉加工センターの増改築、これと関連があると思います。

その家畜農家、養豚業者が増えてこないことには、向こうの整備をする意味がないと思いますので、早急にこの事業を取り入れて、こういう計画があるということを県にも示していかなければ、食肉加工センターの増改築の計画も遅れてくるのではないかなと思いますので、その辺りをしっかりと事業が進められるようお願いをしたいと思います。

それから、12の自給飼料増産総合対策事業費、これにつきましても、養豚がもし進んできますと、この飼料についてそういう対象がないのかどうか。

○経済課長（中熊俊也君）

養豚の方ではまだこれは調べてないんで、今後、調査していきたいと思います。

○11番（美島盛秀君）

例えば、今、アリモドキゾウムシの根絶において、特別病虫害予防の予算等が県の予算でも奄振予算でもあると思うんですけれども、このアリモドキゾウムシを根絶していくためには、もう何十年も、あるいは何億も何十億も金がかかると。

そういうよりも、こういうサツマイモを生産をさせて、これを飼料化していくと。

他のトウモロコシとか他ののも関連があると思いますけれども、そういうことを今後、県や国に要望していくような体制を研究していただきたいをお願いします。

それから、13番。この13番の、56ページです、目13。

56ページの農業費の目13、畜産担い手育成総合整備事業費。これについても養豚事業を進めるときに、この事業が活用できないかどうか。調査をして、次の議会辺りは答弁ができるようお願いをいたします。

それから、62ページ。

水産業費の目3、前泊漁港建設費。マイナスの2億7,206万5,000円の減額。

これは再度計画を見直すということですが、その後、どうなっているのか、伺います。

○建設課長（上木千恵造君）

前泊漁港につきましては、平成20年度で一応事業完了という形になっています。

先般の臨時議会の方で事業の繰越しをさせていただきましたけれども、3月下旬頃に発注して、夏頃までは工事が終わる予定で今、計画を進めているところです。

21年度以降はもう工事は無いということです。事業は無いということです。

○11番（美島盛秀君）

この額については繰越しになっている額だと思いますけれども、工事は発注できるということですね。

○建設課長（上木千恵造君）

去年との比較の額でございまして、このうちの今年使う額は約9,000万ほどでございます。

残りはもう事業の精算で国に返納という形になります。

それは20年度の予算ですよ。

○11番（美島盛秀君）

同じく66ページの15の工事請負費。

これは図書館の工事請負費と思われませんが、どうですか。

○建設課長（上木千恵造君）

図書館と一部道路の県道からほーらい館の取り付け道路が2カ所。

今、駐在所の前と旧鹿銀の所の2カ所の取り付け道路が80m。それが1,060万。

そして残りの4,274万8,000円が図書館の改修費でございます。

○11番（美島盛秀君）

この図書館については、天城町・徳之島町は非常に立派な図書館が今、もう既に使われているわけなんですけれども、伊仙町においては、まだこの図書館というのが、あっても利用度が非常に少ない。

町長の施政方針の中にも、島の将来を担っていく子供達の育成のために、教育行政をしっかりやるという施政方針もあったわけなんですけれども、やはり教育委員会としっかりと打ち合わせをして、駐車場の確保とか、あるいは内容の使い道、そういうのを小学校、中学校、あるいは高校、一般、そういう人達の意見等を取り入れて、きちんとして、素晴らしい、「ああ、伊仙町の図書館に行ったら、良いな」と言えるような図書館にしてほしいと思います。

以上で終わります。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

これで11番、美島委員の質疑を終了します。

他にありませんでしょうか。

○14番（具伊佳彦君）

1点だけお伺いしますけど、55ページの園芸振興費の中に馬鈴薯選果施設整備事業負担金。

これ、説明書を見ると、国が50%、町が16.6%、総金額3億8,657万7,000円となっているけど、これは町の負担分というわけですか。

○経済課長（中熊俊也君）

事業主体は農協であります、伊仙町の目手久に選果場があります。窓口が伊仙町になっているために、国の分と伊仙町の方です。

総事業費は 6億 8,000万です。

伊仙町が 6,416万 3,000円です。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

他にありませんでしょうか。

○12番（上木廣志君）

31ページの 8の企画費の中の15、工事請負 1,700万。西部地区ブロードバンド整備事業という事業ですが、これはどういった事業ですか。

○企画課長（四本延宏君）

簡単に申し上げますと、インターネットの整備事業なんですけれども、今、徳之島の中に 3ヵ所ほどインターネットの通信のスピードが遅い所がありまして、犬田布からトウバルにかけてと、西阿木名地区だとか、徳之島で言えば山地区だとか、そういう所がありまして、そういう所でインターネットで情報を送るのがすごく遅いということで、国・県の中でそういった所があるといけないということで、国・県も奄振の中で力を入れて、そういう事業があるということでやっている事業でございます。

○12番（上木廣志君）

すると、このインターネットの情報が非常に通じにくい地区があるというようなことのようにですけども、これは国の補助率などどうなっているのかな。

○企画課長（四本延宏君）

国の方が 1,133万円を出しまして、あと 560万を地方債で賄うということでございます。

あと 6万 7,000円が一般財源。

○12番（上木廣志君）

1,700万のうち、地方債で 560万は申請をするということでございますけども、これはインターネット関係の何かそういった会社とか、いろんなのがあって、町がそんなので持ち出しする必要があるのか、ないのか。

○企画課長（四本延宏君）

以前はですね、この分のいくらかはNTTだとか、そういう業者が持っていたようなんですけれども、今回からはその持ち出しがなくなったということで、これはもう県の方でこういうふうにもう調整をして、市町村の方に、大島地区、県内あちこちですけども、全体にそうしてきたものですから、僕達もそれはなんとかならないかというようなことを県とも話したんですが、一応その業者負担はないということで、国の方がこういったブロードバンド事業という事業で全国にこういったものがもう社会資本としてちゃんとできるようにということで、国がやるということで、その分また町の負担が今までよりは少し増えております。業者の持ち出しは、この事業から、この度から、ないということです。

○12番（上木廣志君）

すると、町が560万も持ち出し起債、工事の発注は、どこが行うんですか。

○企画課長（四本延宏君）

もちろん町がするものです。

○12番（上木廣志君）

工事は一応町で発注するということですね。

私などNHKの放送料も毎月払っているんだけど、こういったのも私はもう町がこんなに持ち出しするのはおかしいなと本当は思っているんですよ。

NHK辺りがもう、民間も関係するか分かりませんが、何でも国がこうこうだということで、それに基いて町が持ち出しするというのは、なんだかと思うわけですが、これを例えば町が持ち出しはできないということになると、県辺りも、これに対する補助金辺りを出すのじゃないのかと思われませんが、その辺も今後十分勉強して、やはり町の今の経済情勢からいくと、何でもかんでもパーセンテージが低ければ持ち出したら良いということではなく、私は努めていただきたいと、このように思っております。

そして、44ページ。

11の地方改善施設整備費の中の工事請負3,000万が計上されておりますが、これは何本くらいの予定をしておりますか。

○建設課長（上木千恵造君）

これは2地区ほど予定してまして、1地区は喜念地区と、もう1地区は西伊仙東地区の2カ所を予定しています。

○12番（上木廣志君）

これは地方改善施設整備事業であると、交付税で75%くらいは返ってくるというような判断でよろしいでしょうか。

○建設課長（上木千恵造君）

地方改善事業については、交付税見返り措置はないようでございます。

これは半額が国の補助で、残り半額はもう起債という形で。

○12番（上木廣志君）

2分の1の半額くらい一般財源で、そしてあとの半分くらいは起債で借り入れるということですね。なるべく全額起債やら町の持ち出しやらをしないような道路を造っていただきたいと、このように思っております。

46ページ。3の私立保育所。

これは幸徳、わかば、伊仙との6,400万、5,800万、4,300万という予算が計上されておりますけれども、現在、まだ今年の最終5月30日まで締め切らないとはっきりした数字は出ないと思うんですけども、こういった以前から私はクレームをつけておりますけれども、幸徳保育所などの滞納が非常

に多い。

町で全部事務をして、補助金を取ってしているわけですがけれども、これの現在の未収金、いわゆる滞納などは今現在どうなっておりますか。

伊仙保育所は今年 4月 1日から申請があるわけでございますけど、このこのわかば幼稚園は去年からですよ。

もう 1年なるわけですよ。ここの未収とかの状況はどうですか。

○町民生活課長（仲 武美君）

幸徳保育所の方に関しても以前は滞納がございましたが、現在は全額が納入されております。

今現在、滞納があるのは、平成 6年から平成13・14年にかけてのがほとんどでございます。

○1 2 番（上木廣志君）

わかばなどは全然ないということですね。

54ページ。

先ほど美島議員からも質疑がありましたけども、このさとうきび産地活性化推進事業補助金のこのハーベスターの 1,922万 1,000円でございますけれども、先ほどの説明では今年は喜念地区というふうな説明がありましたけれども、これは私も今年50~60 t くらいハーベスターを使用しましたけれども、このハーベスターを町が補助するというので、いわゆる先ほど美島議員ありましたけど、株揃え、そうした後、除草と言いましょか、これらを、私はこう統一した以上は町で指導して、ハーベスターを持つてる業者を私は統一見解を徹底させるべきと思うんですが。

それが今、まちまちになっていると。

指導はしていると言うけれども、これ、何かで基準を決めて統一しなければ、私はそのハーベスターの持ち主の当たり次第で、農家そのものに大変迷惑を被っている農家もいる。

こういったのを、こういう予算は計上してやるわけでございますけれども、これらを統一する。

何か町で予稿か何か作ってできないものか。

○経済課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えしますが、糖業部会やハーベスター連絡協議会等で話し合いは何回かしているんですけども、そういう基準的なのがありませんでしたので、今後、ハーベスター連絡協議会等を開きまして、設けていきたいと思えます。

○1 2 番（上木廣志君）

それをやはり基準を作って、ハーベスターの収穫量というものを統一しなきゃ私はいけないと思う。この料金の統一。

それと今の株揃え、除草。たとえマシマグチトウギグサと言うんですけども、やった場合は、例えば時間当りトラクターが 5,000円を徴収するとした場合に、その半額で自分がハーベスターを刈り取った後は除草などをしてあげると。

何かこういった基準を作ってしなくちゃ、生産品目は今はもうハーベスターの時代になっておりま

すけど、生産品目がなくなった場合には、なくなってからそういうことをしようとなっても、これは遅れて間に合わなくなると思うんですが、そういった指導を徹底して、予稿か何か作ってするようにできますか、はっきり答えてください。

○経済課長（中熊俊也君）

今後、このハーベスター連絡協議会とで徹底できるように統一して、皆が同じ条件で作れるような形にもっていきたいと思います。もっていきます。

○12番（上木廣志君）

そのような統一見解を出していただくようお願いをしておきます。

次に、先ほど具伊議員からもありましたけども、55ページのこれ、馬鈴薯生活施設整備事業費負担金 3億 8,657万 7,000円。

このうちの伊仙町の負担分が大体 6,400万くらいの説明でございましたけれども、この内訳。

農協がいくらで、何%補助して、県からの補助金がどれくらいあるのか。この額ですね。3,860万のうち、どのくらいあるのか。

その事業主体が伊仙町ということでございますけれども、すると、この 3億 8,657万 7,000円の中には徳之島町の負担も入っているのか。伊仙町と農協だけの負担金なのか。

○経済課長（中熊俊也君）

総金額では 6億 8,000万ですが、そのうちの約半額ですね、3億 2,241万 4,000円を国がもちます。

そして、先ほど申しましたように伊仙町が 6,416万 3,000円が伊仙町です。

そして、その残りは J A あまみと徳之島町がもちます。

○12番（上木廣志君）

全体計画で 6億 8,000万くらいかかると。

6億 8,000万から 3億 8,657万 7,000円を差し引いて、差し引いた金額は徳之島町と農協側がもつということですね。

その金額はいくらくらいになる。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

今、計算しておりますので、しばらくお願いします。

○経済課長（中熊俊也君）

ちょっと計算しましたら、2億 3,342万 3,000円は J A あまみと徳之島町でもちます。

○12番（上木廣志君）

以前、樺山町長時代に、私もこの町の持ち出し負担金の分について、だいぶ農協とやり合ったことがありますけれども、これは政治交渉で、僕はこれは金額は絶対こんなにまで額面持ち出し反対だということを樺山資敏町長に言うと、君は町長室にちょっと来てもらえないかということで町長室に呼ばれて行って、農協側と、そのときは農協の参事は前 弘一氏がやっておったんじゃないかと思うんですが、張り合って、その金額を 3,000万くらい落としたことがあるんですよ。そんな持ち出しは

私は反対するというので 1回。

そうすると、だんだん農協が譲ってきて、そのとき私は 4,000万くらい何か持ち出しに下がってきた。最初は 7,000万くらいのお話をされておったんですけど、下がった例がありますけれども、これは町の持ち出しを 6,400万ですね、持ち出しをするのに、農協側とあんたなんか詰めて、いろんな交渉も何回かしての結果、こうなっておりますか。

○経済課長（中熊俊也君）

両町の町長、総務課長、そして農協の専務理事と詰めまして、最初は伊仙町の負担分が 1億近かったんですが、もうそういうことで交渉の結果、農協が多めに持つということで決まりまして、6,400万ほどに下がりました。

○12番（上木廣志君）

これは何回か交渉はやって、こういう結果になったということですか。

交渉などを重ねて、こういう具合になったということであれば良いけれども、農協の言うままの持ち出しをすると、これは大変なことになりますので。

それと、この選果場は、最初は 100t の選果場で今現在稼働されているわけでございますけれども、今回 6億 8,000万もかけて、どれくらいの能力のある選果場に造り替えるのか。

○経済課長（中熊俊也君）

規模的には日量 120t ですが、内部検査装置がつきまして、馬鈴薯の中で腐っている疫病とか、中で腐っているのをキャッチできるということで、その検査機が結構な金額しまして、それを入れていきますから、20t しか規模は大きくなっていないんですけど、その分高くなっています。

○12番（上木廣志君）

そして、以前に、あれはもう 10年以上なると思うんですが、12～13年になろうかと思えますけれども、やはり以前 100t でもう十分間に合うと。これでやっておったのが、わずかな期間で造り替えしなくちゃいけないということで、私はまた、なにしろ 10年後くらいしたら、また造り替えになるだろうと、このように思っておりますが、それで私はこれは 150t くらいの最初からするべきじゃないかと。

なぜかと言うと、最盛期と言いましょうか、農家の収穫が多い時期になると、農協はその選果をできなくて、選果をしないでそのまま外に雨晒しにして置いておって、送って、農協に送ったのが腐れて、市場で腐れたという例が何回もある。聞いている、僕も。

だから、そういったことで、やはり 150t くらいの能力のあるのが、これくらいの予算で私はできるんだろうと思うんだけど、当時の確か 100t のときには 3億くらいだったと思うんですよね。その倍以上に今、予算がなっている。

こういったことをやはり伊仙町が馬鈴薯の出荷量では 1番多いわけでございますけれども、農家がせっかく作った馬鈴薯を農協で腐らせている。

これは私は農家に対して、本当にこの農協というのはどういうことをしたか、申し訳の立たないや

り方だと、このように思っておりますが、これくらいの 120 t を 150 t くらいできればそういうこともないと思うんだけど、今後、これだけの負担金補助金を出してするのであれば、役場の経済課辺りも農協へ行って、選果場の抜き打ちなどもして、外に雨晒しをしてないかと。私、それくらいは経済課はするべきと思う。

なぜかと言うと、伊仙町の経済の問題ですからね。やはり「町は農政にあり」ということで、これが補助金を出した、今後、それくらいの徹底しますという考えがあるのか、ないのか。

○経済課長（中熊俊也君）

先ほど高い理由を申し忘れた点が 1 点ありまして、時間を短縮するためにラインを 2 つ、今 1 本で走っているんですが、それを 2 本にしまして、例えば農家が代わるごとに一旦一旦止めてするんで、その半分に短縮しようということで、ラインが 2 本になっています。

それでも高くなっている原因の 1 つです。

それで、今後、経済課が選果場へ行って見るのも少なかったと思いますが、今後、上木議員がおっしゃるとおり、たまに抜き打ち検査みたいなことをして、農家の儲けにつながるようなことをしていきたいと思います。

○12番（上木廣志君）

そのようにやって、やはり馬鈴薯農家はそれくらいしなくちゃ、徳之島の馬鈴薯は私はブランド化にはならないだろうと思っておりますので、そういうこと等も徹底して、腐ったのを送る、向こうで腐らすということがないようにすれば、私はもう既にブランド化になっておったんじゃないかと。このように思っております。

今後、十分農協にも指導していただきたいと、このように思っております。

次に59ページの目の 3の農業の農村活性化推進施設整備事業の中の工事請負の 827万円。

これはどういった工事をするのか。

○耕地課長（富 悦啓君）

これはですね、東部畑総をした所の農道を 310mほどアスファルト舗装をするものであります。目手久の方です。佐弁と目手久の境のちょっと西側に行った、海側の土手線になります。

○12番（上木廣志君）

畑地帯総合土地改良事業か担い手育成事業か、私は出会ったところは知りませんが、例えばなぜ畑地帯総合事業でも担い手育成事業でも工事は県が発注している。発注しているのに、町がアスファルトの道を作るのに一般財源を出してなぜ造らなければならない。

工事をしている私は検査するべきだと思っているが。

○耕地課長（富 悦啓君）

これはもう終わったところで、今やっている所ではありません。

どう言ったら良いんですかね、目手久の灯台があります、その東側にあたる所で、もうこの東部畑総で事業が完了した所であります。

○12番（上木廣志君）

だから、東部畑総で事業完了したら、県は事業が完成をすると1年くらいすぐ後の管理は町に引き継ぎをするということになっている。

そこで、十分にあなた方が、ここはどうしてもこういうあれは必要だよということを、もう工事が済んで引き渡しが終わってからは、これは町が管理はするようになっておりますのでできないかも分かりませんが、この工事中にこういうことはちゃんとやりなさいよと、これは必要だからやりなさいということで引き取りしておけば、こういうことにならない。

町の一般財源を出さなくても済む。

だから、答弁がなるのは、もう既に終わった所だから云々という、今年工事をしていない所だから云々という答弁でございますけれども、今後、畑総事業・担い手育成事業とか県が発注する道路、簡単に県が検査を通ったからということで、すぐ引き受けをしないように。

させるものはちゃんとさせて引き取るようにやっていただきたい。

私も自分が耕地課長をしているとき、県が引き継ごうとしているときに、県に私、クレームつけてさせたこともある。これくらいしなくちゃ、町は引き取らないよということで、私は県とも駆け引きをしてやるべきだと、このように思っております。

そういった例があります。だから、簡単に引き取りをしないで、道路もちゃんと整備させる所はさせて引き取るように、今後、県にもそれくらい強く言ってやるくらいの意思があるのか、ないのか。

○耕地課長（富 悦啓君）

勾配のきつい所とか、そういう所はもうアスファルト舗装等をさせております。

また今後、そういう完成してすぐにそういうふうになるような恐れがある所があれば、もう県の方に強く申し入れていきたいと思っております。

○12番（上木廣志君）

そのようにしたら町の一般財源が少しでも助かることになる。

今後、そういうふうなことで県にも強く言って、伊仙町は土地改良事業が遅れている。遅れているので、今、伊仙町のA・B業者と言うか、伊仙町だけが面工事がたくさん残っておる。

今でも業者は儲けている。徳之島町・天城町ではもう面工事はなくなっているというような実情でございます。

そういったことで、県にも私は徹底してクレームつけていただきたいと、このように思っております。

もし県が何だ、そのような、私もちよっと頼んで私が行って県も発破をかけてやります。

それから63ページ。瀬田海海浜公園観光整備事業費の中の5,810万円。工事請負。

これは、13、委託費ももう900万と莫大な金額が計上されておりますけれども、この財源内訳はどうなっておりますか。

○企画課長（四本延宏君）

国・県の支出金として 4,140万円、地方債の方で 2,070万円という。

○12番（上木廣志君）

この工事というのは、大体どういった工事で、どれくらいの、以前どういった工事をするという
ことを聞いた覚えもありますけれども、規模がどれくらいの工事を、どういった種類の段階ですの
か。

○企画課長（四本延宏君）

ここの瀬田海の事業は、昭和54年に完成しております約30年を経過しており、また、施設等がバ
リアフリー化をされておらず、また塩害等による老朽化も至る所に見受けられるようになってきてお
ります。これにより、利用者、特にまた高齢者や身障者等にも利用してもらうことに不便を来してい
る状況でありますので、ここに休憩所、海岸よりまた離れているため、スムーズな動線が確保されて
いないと。これらの状況により、バリアフリー対策、そして休憩所、そしてバースハウス等の改修及
び新築等を行うものであります。

今年度と21年度と22年度を予定しております。

○12番（上木廣志君）

すると、あそこは追加ですということであって、壊して造り替えをするということじゃないんで
すね。

○企画課長（四本延宏君）

少し用途変更と言うか、倉庫等に少し古い所をしようということはあると思いますが、追加、あそ
この全体が大きく変わるようなことではございません。

○12番（上木廣志君）

バリアフリーとか、ああいうのは必要だけでも、国の補助金が 4,000何百万かあるということ
でございますので、国の補助金がこれだけあれば良いんじゃないかなとも思うんですけども、しかしな
がら、今、ほーらい館ができてですね、プールもある。それで外に立派なトイレも造ってありますね。
見たこともないけれど。外からは見ておりますけれども。

そうすると、瀬田海などの利用する利用客というのは、あなた方はどのように見込んで、こうい
った工事をするのか。

○企画課長（四本延宏君）

今のほーらい館もできておりますけれども、しかし、夏場の観光客になりますと、やはり瀬田海
の利用が多くございます。

そこでバリアフリー対策などしながら、また、これはまた保健福祉課辺りとも連携を取らなくて
はいけないと思っておりますけれども、プールだけの温水プールでの健康増進の対応ということも大
事でございますけれども、やはりできましたら海での海水浴場を使った、そういった健康増進のため
のシステムなども構築できたらなというふうに思っています。

また現在見てみますと、養護老人ホームの皆様が年に 1～ 2回は必ず全員、車椅子等の方も行って

ですね、やっているのを見ますと、こういった事業も必要な事業ではないかというふうに思っております。

財政面において負担はありますけれども、伊仙町の活性化だとか観光行政等についても必要だというふうに思っております。

○12番（上木廣志君）

今、説明では、観光客の云々という説明がありましたけれども、観光客が来て、瀬田海辺り、回っても、あちこち喜念浜とか、あちこち回って見ても、私はいつも言っている。

伊仙町には宿泊する所がない、ただ回って素通りして公園にはジュースの空き缶とタバコの吸いカスを捨てて帰るだけ。伊仙町の町は。私はそう常に言っている。

そういったことで、観光客が来るのは良い。1つでも伊仙町に金を落とさなくちゃ、予算をかけて何にもならない。かえって清掃費が高つくくらいになってしまう。

今後、こういうこと等も考えながら、やはり私はやっていただきたいと、このように思っております。

空き缶とタバコの吸いカスだけ落とさないように、町長以下、もっともっと進めて、宿泊施設、長期滞在型等が私は1番望まれると思っておりますが、そのような考えも持っておっていただきたいと、このように思っております。

次に、64ページの土木費の中の工事請負費が3,000万計上されておりますが、これは全額が起債事業なのか。

○建設課長（上木千恵造君）

過疎対策事業の3,000万ですよね。これは全額が起債事業でございます、路線としては今年7路線を予定しています。

○12番（上木廣志君）

これは交付税でいくら返ってきますか。

起債だから、起債で返済が返ってくるでしょう。

70%ね。はい、分かりました。

次に、下の方の65ページのまた工事請負1,600万。

これは辺地債。これも交付税で、これも一緒ですか、返ってくる。これは80。

これが80だったら、今後、この建設課長、80%を取れるような事業をもっとたくさん取り入れていただきたい。このように思っております。

69ページの工事請負費の4,100万円。防災無線施設整備事業工事負担金。防災無線というのは、今、流している防災無線の工事をすることですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

そのとおりでございます。

今、テレビ等でも宣伝しておりますけれども、地デジ対策も含めての整備事業でございます。

地上デジタル放送。デジタル化の整備事業です。

○12番（上木廣志君）

これは伊仙町全世帯に行き届くような工事をするというのか。どこか片一方ずつするのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

今年度の21年度の事業は、本局だけでございます。本局。本部。

そして5ヵ年かけて町内を全部整備する予定でございます。

○12番（上木廣志君）

これは5ヵ年をかけて町内をすると。今度はとりあえずこの4,100万は本局だけをする。

その本局はどこに造るんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

今、下の方に宿直室の方に放送と言いますか、設置してございます本局の方でございます。

○12番（上木廣志君）

あれに追加してデジタル放送、そういった設備をセットか何かして入れるということですか。現在の。

○総務課長（稲 隆仁君）

今のアナログの機械をデジタルに入れ替えでございます。

○12番（上木廣志君）

じゃあ、機械を入れ替えるということで、5年をかけて今度は伊仙町3,000戸くらいあると思う、3,000戸までにいわゆる防災無線のあれがデジタル放送の兼ねてやるように、今後は5年かけて全戸にするということですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

その通りです。

○12番（上木廣志君）

この補助金はどうなっているのかな。

○総務課長（稲 隆仁君）

全て起債のみでございます。

起債の方は過疎債で、先ほど説明にありましたけども、交付税措置70%の過疎債を利用しております。

○12番（上木廣志君）

過疎債で交付税で70%返ってくる事業で、全部借り入れでやるということですね。

これも大変な事業だな。

これは、今度デジタル放送に替わるから、こういった放送は各町民の所に届くように今後5年をかけてやっていきなさいというような、国や県の指導ですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

今、テレビ等でも宣伝しておりますけれども、テレビも2011年を目処に全部地上デジタル化に替わるということによりまして、また現在、使用しているアナログの今の無線放送が老朽化をしている関係もございまして、この時期に工事をし整備するというものでございます。

今後、今、広域消防の方もあれですけれども、全てデジタル化に替わっていく方向でございます。

○12番（上木廣志君）

私がテレビで見ていると、デジタル放送は11年からだと言うけれども、テレビなどでも、現在のテレビでソフトと言うか何か替えたら、簡単に替えたら使用できるというテレビもあるらしいですよ。最近のテレビを何か1万5,000円くらいかかるとも言うし、3万かかると言う人もいるけれども。

このテレビ等ものすごく今、安くなっていった。もう半額くらいになっていった。

こういったことで、私はこれは国の自民党が、いわゆる電力会社と言うか、いろいろなNHKとか、民間、いろんなあれと絡んで、いわゆる電気業者、松下とか、東芝とか、サンヨーとか、いろいろありますけど、これらと絡んで、もうこういう放送をしなくて、テレビを買い替えをさせる、これ、1つ私は作戦だと思っているんですよ。

だから、これを国や県からも一銭も補助金はない、ただ過疎、辺地債ですか、すると交付税で返ってくるということで、これは今定例議会辺りで隣接市町村辺りも全部こういった予算は計上しておりますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

申し訳ありません。他町村はまだ確認はしてございません。

○12番（上木廣志君）

天城町は今の放送の中にそれを入れていくということだと美島議員は言っておったんだけど、まだ……、考えると。

そういった、天城はそう、まだこれ、伊仙町が大島郡でも先に走っているということですか。

他の徳之島町とか他の町村もこの21年度予算で11年度に向けて21年度予算辺りで計上をやっているのかということよ。

○総務課長（稲 隆仁君）

徳之島町は一部完成で、知名町はもう完成しているようでございます。

○12番（上木廣志君）

じゃあ、もう既にやっている市町村もあるということですね。

また私、伊仙町だけ先走りしてやっているんじゃないかなと思ったりするものだから。それだったら仕方ないでしょう。

それと、新しく家を建築などした家が、防災無線が付いていない家があるようですけれども、これらの家庭にとっては今後どう考えておりますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

こちらの方で新築という、ちょっと確認ができなかった関係上だと思いますけれども、新築の方に

付いていないというのはあれですけども、個人の方から申請していただいたときにはすぐ対応しております。

各地区地区の予備と言うか、ストックがありますので、すぐ早急に付けるような体制は取っております。

○12番（上木廣志君）

付いていない所は、その個人が町の方に申請をすると。窓口は総務課ですね。申請をすると、付けるということですね。

すると、今まで町が発注して造った新しい住宅などは、初めから付けてありますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申し訳ありません。今、その対処をしていないと思います。

早急に対応したいと思います。

○12番（上木廣志君）

伊仙町民には片ヒイキしないように、やはり行政無線も全部に聞いてもらうようにしなくちゃいけないと私は思っております。

もう僕はこれで終わります。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時05分

○13番（常 隆之君）

33ページ。ふるさと雇用再生事業委託料 450万円あるが、これはどのようなのをされるのか。

○企画課長（四本延宏君）

このふるさと雇用再生事業につきましては、今度、2次補正に通った分でございます。ふるさと雇用事業は民間の企業等の採用を協議して委託をするということで、これは今のところで概算でございますけれども、これだけの事業を組んであるところでございます。

2つ、目の10と11を少しちょっと一緒にご説明申し上げますけれども、ふるさと雇用創生特別基金というのと、緊急雇用創出事業臨時特例金事業という2つの事業が、この2次補正で通過したわけでございますけれども、県の方でこの事業につきましては基金を積み立てまして、ふるさと雇用再生特別基金事業については県の方でおおまかな額で68億円、緊急雇用につきましては22億6,000万円というふうな内示が出ているようでございます。

それを県と市町村で半々に割りまして、それをまた市町村に人数割だとか均等割等で割っております。

その中で、ふるさと雇用につきましては、民間企業等への就業を進めるという事業でございます。

また緊急雇用につきましては、主に役場等で6ヵ月を単位にして緊急雇用を進めるという、この不景気対策の大きな事業でございます。

その中で、ふるさと雇用につきましては、民間だとか、いろいろな団体等がこういった事業をしたということ 아이디어をいただきまして、今、そのアイデアを調整しているところでございますけれども、それをしまして県の方と協議をして、県の方からその分の金は出してもらおう。

県の方が県の労働部の雇用政策課と協議をしながら、この事業を進めていくという事業でございます。

○13番（常 隆之君）

49ページ、健康増進事業費。

毎年、各種検診が委託料が1,467万円計上されているわけですが、これの受診率のアップを毎回言っているわけですが、なかなか受診率が向上しない。

ぜひこれが、これだけの計上されているわけですので、受診率のアップ、毎年指摘しているわけですが、目標の60%までできるのか、できないのか。その対策はどうなっているのか。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

平成20年度は40%目標で進めてまいったんですが、残念ながら40%を達成できず、38%という結果でございました。

21年度は集落単位に表彰と報償費を設けまして、集落ごとに競っていただくという形で受診率を上げていこうというふうに計画をしているところでございます。

○13番（常 隆之君）

ぜひ保健推進活動費なども報償費なども計上されているわけですので、ぜひ早期検診が1番大事ではないかと思えます、ぜひこの受診率が向上するように保健福祉課では努力していただきたいと思えます。

そして、町長にですが、役場職員のメタボリックシンドロームにひっかかった職員を今後どのように指導されていくのか。

町長はお医者さんでもありますので、強い町長の指導力が発揮されると思えますが、どう考えるのか。

○町長（大久保 明君）

ご指摘のとおりであります。

何人がメタボリック症候群にひっかかっているかという具体的な調査をまず行いまして、そして、1人1人の目標を掲げて、分析をして、目標数値、時期等の設定をしていかなければいけないと思えます。

今、ほ一らい館で何人かやはり改善していつてる職員もいますけれども、これは今後、強い指導をしていきたいと思えます。

何名かですね、やはり健康管理が不十分ということで、いろいろ入院等、精密検査等を行ったりということが出ていますので、そういうことのないように今後とも、おっしゃるとおり、私の立場からでもですね、強く指導をしていく形でのスケジュールシステムを構築していきたいと思えます。

保健センターと連携を取って、そして保健福祉課の中でも、これはメタボリックだけでなく、喫煙に関しても、今まで以上に指導をしていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

ぜひ町の職員自らが健康増進に励んでもらわないと、一般の方々への浸透がなかなか進まない。

ぜひ、副町長もいるわけですので、個人面接、大体絞り込んでいけば20名程度はいると思いますので、そのうちの全員くらいをぜひ指導できる体制づくりができると思いますが、町長、そうしないと、ほーらい館をいくら造っても、町職員が指導できなければ、普通の一般の町民に手本とならないわけでありまして、これは町職員がやはり手本となるように、今後も再度お尋ねしますが、できるような体制づくりができるのか、お願いします。

私もほーらい館を反対はしたんですけども、非常に赤字で、オープンした日から自分の健康管理ということで議員さん何名かで話し合っ、やはり参加して自分達で手本を示さないといけないということで、自分も週 2回くらいちゃんと行っているわけですが、やはり自らが進んでしないと、健康管理は町民の姿勢ですので、町長、再度町長の意気込みを。

口で言うだけじゃなくて、数字をもって、リストを上げて何名、そして、ほーらい館利用者が何名、指導できるのか。4～5月で検討してできるのか、できないのか。

○町長（大久保 明君）

常 議員とは、ほーらい館でいろいろお話しをしております。

この職員、特に健康的でない運動不足の、そして不規則な生活をしている職員に対しましては、今、とりあえず20人という表現がございましたけども、リストアップをして強く指導をして、5月までに対策ということでございますので、最大の努力をしていきます。

○13番（常 隆之君）

ぜひ。それと受診でひっかかったメタボリックとなされた方には、会費の半額助成でもして、半額減額でもして、会員が多くなるように。

そして、6ヵ月なら 6ヵ月し、指導できるような体制づくりが進めていってほしいと思いますが、保健福祉課長、そのように協議できないのか。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

この場で「そういたします」とお答えしたいところなんですけども、やはり相手がおりますので、ほーらい館長ともご相談を申し上げ、できるものであれば、そのように対処していきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

このような受診された方で、やはりメタボリックと診断された重症の方は、ぜひ指導して、やはり保険料が上がらないようにするのも私達の税金の使い方ですので、そこら辺を考えてぜひ指導の徹底をよろしくをお願いします。

それと52ページ。

直売所の「百菜」への運営負担金が 240万円、直売所の「百菜」の運営貸付金が 500万円あるわけ

ですが、組合長、それと経済課から出向と、あと具伊さんの長男坊が 1人で 3名でするけども、もう組合長と貸付金をするわけですが、これの返済ができないときは、町長がこれを返済できるのか、できないのか。

○町長（大久保 明君）

この赤字が出ないような最大限の努力をまずしていかなければならないと思っています。
いろんな町からの補填等がですね、続かないような努力をしていきたいと思っております。

○経済課長（中熊俊也君）

この組合で借り入れるわけでありますから、組合員が責任を持って返していきます。

○13番（常 隆之君）

この直売所の収支予算案を見ると、目標は非常に素晴らしい。

ほーらい館の運営の客数も最初は 1,300人、その後 800人、現在では 350人程度ですので、当初計画より35%くらいに止まっている。

私もこの予算書を見てびっくりしましたが、このように 1億 2,500万円も売り上げるんだったら非常に素晴らしいと思うんですけども、私はこのように行かないと思いますので、人件費、組合長、営業販売 2名で 1,100万円の給料支払いが出ているわけですけど、非常に高いと思いますが、そこら辺はどうなっているのか。

○経済課長（中熊俊也君）

一般質問のときもお話ししましたが、これは予算案というのが役員会で 1回だけ練っただけのあれで、この資料はまだ出す段階でなかったんですけども、どうしても欲しいということで出したわけがあります。

あと何回か予算を練り直して、今のところ 4月の 3日に総会をする予定になっていますが、そのときに最終決定をする予定にしています。

○13番（常 隆之君）

あと 1ヵ月もすれば、「百菜」をオープンするわけですよ。

町長、これで良いの。

あと 1ヵ月しかないんですよ、期間は。

そういう時期に来て、4月 3日にしか決定はできないと。

この組合長の給料がいくら、スタッフの給料がいくらというのを、やはりここらで提示して、ちゃんとできますよということくらいできないと、ほーらい館みたいに一般財源から持ち出しをするようなことが絶対なると思う。

ここで、絶対来年度から一般会計から運営負担金、貸付金をもう出さないと断言してください。

○町長（大久保 明君）

このまち交事業に関しても、いろいろ議会の方でも経営に関して大変な危惧をいたしておりました。

「百菜」に関しても、モクモクファームの木村さんという方、昨日も報道ステーションに出ています。

したけれども、来ていただきまして、非常に成功した例の方々の意見を聞いてみますと、確かに心配な面はたくさんありますけれども、それをいろんなアイデアを聞きまして、パンとか、それからジェラードとかいう形、そして惣菜を中心に、そしてモクモクファームを中心としたこの直売所での連携を契約をしていくことで走り出さなければならないと思います。

そして、130人の組合の方々もまだまだ不安と期待を持ちながら、今、準備をしているわけであります。

これは、この始まってから、いろんな形で、価格の問題、そしてまた地産地消ということで給食センターとも連携を取っていくような形を取っていますので、しっかりとした経営をやっていけば、それだけの利益も出るし、出るだけの人口ももちろん全体にいるわけですから、安心・安全で新鮮で安いという形の地産地消を進めていけば、必ずこの事業は、いろいろ課題もありますけれども、成功するように全力で取り組んでいくように、今、何回も会議をしてやっているところでありますので、また議会でもいろんなご指摘をしていただきながら、1年後には良かったと言われるような形にもっていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

この予算案をやはりもう少し厳しく、もう1回見直して、この案も良いんですけども、もうあと、本当に厳しければどういう状態になるのかという案も出して検討していかないと、あまり単純計算だけでは難しいと思いますよ。

1日で500円の弁当が250人、惣菜部門が500円で200人。こんなにお客さんが来るはずがない。私は厳しいと思いますよ。

ほーらい館の入場人数だって厳しくなっているわけですので。

やはりもう少し計算を厳しくしなければ、この数字では甘いと思いますが、この数字を見直していく考えはないのか。

○経済課長（中熊俊也君）

先ほども申しましたように、総会まで何回か役員会を開いて練り直して、本当に妥当な金額を出して総会に臨みたいと思っています。

先ほど組合長の給料という話がありましたけど、組合長の給料は月額25万円で、営業スタッフが20万円です。

営業スタッフと言うか、常勤職員のうちの組合長が月額25万。

もう1人が常勤職員3人のうち、そのもう1人が20万。

そうですね、3人のうち1人が組合長ですね。そのもう1人が20万。もう1人は町から出向へ行く職員がいます。

以上です。

見直す考えは十分あります。もっと妥当な金額というのを設定して、総会に臨んでいきます。

○13番（常 隆之君）

課長、あと 1ヵ月しかないのに、こういう計算書が出てきて、組合員を、これ、本当に私から見れば、あと 1ヵ月しかないのに、もうスタッフは皆全部スタートラインに着いて、さあ、始まるというときに、この案がまだ組合で通っていないということは、私は 4月12日のオープン、スタートが危ぶまれると思うけど、準備は大丈夫なのか。

○経済課長（中熊俊也君）

早急に役員会等を開きまして、絶対に間に合わせるようにがんばります。

○13番（常 隆之君）

来年度からは運営負担金も町からは持ち出しはしませんね。

そして 500万は組合長から必ず取れる。再確認をいたします。

○経済課長（中熊俊也君）

借り入れました 500万は、組合が責任を持って返します。

○13番（常 隆之君）

責任を持って返せない場合はどうなりますか。

皆さんは、返せますと言うけども、2件解決してない問題が、町長、あるでしょう。

まずそこら辺を考えれば、1回で運営ができるように。

町が介入をするから、こういうことになる。

民間に委託するのであれば、もう専属のスタッフ、役場から出向も半年くらいで、もうそこは目処つけば引き上げる。そういう措置がないと、いつまでも甘える。町に。

役場の出向職員が 1年間を目処としてるのか、常時常勤させるのか。

○経済課長（中熊俊也君）

常時勤務させる予定です。出向させる予定です。

○13番（常 隆之君）

1年限りで終わる必要があると思いますが、来年度以降もするのか、しないのか。

○経済課長（中熊俊也君）

来年度、将来、指定管理者制度等を導入して委託する計画でいますから、それ、順調に行くまでは町からの出向が必要だと思います。

○13番（常 隆之君）

ぜひもう来年度以降からは町職員は出向しないで、組合の中で、副組合長も出してもらって健全運営ができるようにしないと、職員が介入すると進むものも進まなくなる。

町長、そこら辺の考え方の違いと思うんですけど、もう来年度以降は組合に任せるという方向性で行けないのか。

○町長（大久保 明君）

立ち上げの段階でいろんな方々の指導も必要です。

それから、パッケージ事業でこの 1年間、モクモクファームを中心に、いろんな経営に関してのノ

ノウハウを学んでいくという期間がこの1年、最低1年間で、そのまたパッケージ事業の中の実現事業ということで継続という形になる可能性もあります。

いずれにいたしましても、その目処を早急につけて、民間移管という形にもっていく必要があります。

また、ほーらい館の方も施政方針でも述べたとおり、同じような考え方でございますので、最初から民間に任せるといふような体制が取れなかったということでもありますので、多少時間はかかったんではないかと思っております。

来年からできるかどうかということは、今、明言はできませんので、なるべく早急にやっていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

役場の出向から行くとすれば、「百菜」での賃金が組まれても良いのではないかなと思うんですけどね。

職員の給料が「百菜」でなくて、なぜ組めなかったのか。

経済課で組むのか。

どこの課から出向するの。

○経済課長（中熊俊也君）

一応経済課だと思いますが、人事異動次第で決まると思います。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

人事関係は、総務課長、あるいは町長ですので、町長、総務課長、どちらかが答弁をお願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

今の人事出向ということでございますけども、われわれとしては、出向じゃなくて、経済課の職員1人が、今おっしゃるとおり1年を目処と言いますか、立ち上げの段階の手伝いの形だと理解しております。

よって、専属にそこに出向するというのではなく、「百菜」がある程度の方向性つけられた段階で、方向付けができるまでの応援という形で考えております。

○13番（常 隆之君）

すれば、ほーらい館も運営費が職員の給料が入っているわけですのでね、そういう組み方をなぜしないかということですよ。職員の。それで良ければいいですよ。

それであれば、ある程度、町長、今の段階でもう4月には、もうあと20日くらいで職員はもう検討されていると思いますが、発表できないのか。

内々示で発表してください、ここで。

次に行きます。

ぜひ「百菜」が、直売所の売上が赤字にならないように、やはり努力していかないと、今後、運営が非常に厳しくなって、町の持ち出しがまた多くなる。

そこら辺はぜひ持ち出ししないということです、努力をしてください。

それと、県の職員が4月から帰るわけですが、その後、ハウスは運営管理はどのようになされていくのか。

○経済課長（中熊俊也君）

あのハウスは研修ハウスとして利用していこうと思っています。

また具体的に、研修ハウスで園芸担当が多分担当になりますが、そういうことで研修ハウスとして使おうという計画にしています。

○13番（常 隆之君）

ハウス内の作付け表など計画はされていると思いますが、それを出してください。

○経済課長（中熊俊也君）

その作付けと言うか、年間の野菜の計画を立てていますが、今は持ち合わせていませんが、後ほど提出したいと思います。

○13番（常 隆之君）

やはり建設したわけですので、利用計画書なんかぴしっと出て、誰が運営管理するというくらいなんて、はっきりした答弁が、町長、なぜできないの。

○町長（大久保 明君）

試行錯誤の中で今、未知と言うか、新しい経験のないことをこれからやっていくということの中ですけれども、計画、この先ほどの予算案も、この総会の中で再度見直していくということでございますので、そういうことも含めて、職員の役割分担についてはまた明確にするように考えていきたいと思っています。

○13番（常 隆之君）

せっかく立派なハウスができていのに運営管理がまずければ、普通の農家であれば、荒れてそのままになるわけですよ。

残るのは、あの建てた費用がそのまま借金として残るわけですよ。

これも町民の税金ですから、やはり管理者、作付け表、そういうのを1,000万円も出してしたのだから、作成しておいて初めて、提示できて初めてじゃないの。

多額の税金を使っておいて、ハウスの管理する人も分からない、作付け表も出せないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないの。

建てるときは、こういうふう立派にしますと言った。

いざ建ててみたら、利用ができていない。

この島にない作物をここで研究し、出荷してもいい、そういう覚悟で造ったはずですので、そこら辺をやはりどういうのを造って、どういう品目で誰が管理して、誰が栽培暦を作るのか。

そこら辺をもう少し、町長、担当は誰ですと言えないの。

園芸担当だけと言ったら責任者もできないわけですが、運営が。

やはり誰が担当するのか。スタッフは誰がするのか。

町長、そこら辺、副町長、やはりそこら辺をびしっと管理運営部門をしないと。

○町長（大久保 明君）

しっかり担当を決めて、おっしゃるとおり、ハウスをいろんな多品目を更に実験的にも栽培できるような形でできるように担当を決めてまいりたいと思います。

○13番（常 隆之君）

会期が30日までありますので、そしてまた今月一杯、県の職員もおりますので、早急にハウスの管理運営、1年間の作付け体験表、そして農家への指導が年何回できるのか。

こういうのを具体的に提示、今議会中に議員の方々、あるいは町民の方々にできるように。

提示できるのか、できないのか。再度お伺いします。

○経済課長（中熊俊也君）

一般質問でもお答えしましたように、作付け表はもうできて、全戸配付の予定になっています。

今、県から来ている方もそういう利用方法とか、今、練って、研修ハウス、要するに「百菜」に出荷できる野菜の夏もの野菜の方をどうやったら作れるかということで、そういう目的で作りましたので、そういうことで「百菜」、園芸担当を中心に、「百菜」の組合員、または一般の農家を中心に研修しながら、作付け表なんか作って、この会期末までには提出するようにします。

○13番（常 隆之君）

計画がスムーズに、計画倒れにならないように、そしてこのハウスが町民にとっていろんな野菜ができるように、皆さんの計画をお待ちしております。

54ページ。

単収向上対策事業費、環境にやさしい農業。具体的にどの地域をするのか、お伺いします。

○経済課長（中熊俊也君）

これはソフト事業です。

目 7の単収向上対策の事業費は、21年度は土壌改良事業で木之香地区をします。

以上です。

○13番（常 隆之君）

農家人数とか、分かれば詳しくお願いします。

○経済課長（中熊俊也君）

失礼しました、木之香地区と西犬田布地区です。

面積が各 4町歩で、堆肥の施肥、あとロータリー、あとペーハーの矯正等を行います。

○13番（常 隆之君）

20年度のこの事業は、夏植え過ぎてからもこの事業が着手できなくて、農家から断られたと思うんですよ。事業の着手が遅くて。

そういうことはなかったのか、あったのか。

○経済課長（中熊俊也君）

県とのやり取り等でちょっと時間がかかりまして、ちょっと遅れた部分もありました。

○13番（常 隆之君）

計画なされているわけですので、ぜひその期間内にしてもらわないと、農家も申請はした、夏植えの準備等で準備している畑に、事務が遅れて断られた。

こういうことが発生すれば、農家は時期に来れば夏植えを作付けしますので、ぜひこういうことがないように。

町長、事務の遅れがないように。どうされるのか。

○町長（大久保 明君）

20年度、夏植えの後にして断られたということのないように、21年度は早急に準備をして対応していくように経済課長を中心にやっていくと確信しております。

○13番（常 隆之君）

ぜひ木之香・西犬田布地区、今回の20年度でできなかった部分を完成しながら、実行していただきたいと思います。

それと、畜産振興費であります、今年度は何%削減されたのか。

○経済課長（中熊俊也君）

25%ほど減になっています。

○13番（常 隆之君）

各種の委員会の負担金でありますので、ここら辺で町長、負担金を削らないように。

もうこんだけ削りましたから、来年度以降は削減しない方向でできるようにお願いしたいわけですが、そこら辺、検討できないのか。

こんなにまで削減されていけば、それぞれの会が成立しなくなっていくわけです。

教育委員会もそうだと思います。各種、育成会も負担金が20%、10%ずつカットされているわけですので、ここら辺でもうカットするのはやめるようにできないのか。

教育委員会、あるいは町長、それぞれの負担金の出し方について。

○町長（大久保 明君）

この1年間にわたって各種負担金を全て一律5%か10%という形で縮減してまいりました。

その中には、負担金を減らしても問題なかったいろんな事業もあるし、また、各種団体の負担金に関しても必要でなかったという、語弊がありますけれども、そして自立心がですね、出てきたという状況もあると思いますけども、どうしても必要な負担金に関しましては、これは優先順位を設けていくということになると思います。

いたずらに全てを削るということは、財政状況の中で、この5～6年やってきたことの意味はあったんではないかと思えます。

ただ今後は、そういうことにすると行政の意味もなくなってくるので、町の発展のためになるよ

うな負担金というものは今後とも継続をしていく必要があると思うし、時代の流れに沿った形で優先順位とか、ないしは増額ということもあり得るとは思っております。

○13番（常 隆之君）

やはり一律に削るのではなくて、ある程度、こちら辺でもう見直して、削らなければいけないところは削って、やはり維持しなければいけないところは維持できるような方向性で検討していただきたいと思います。

自給飼料増産総合対策事業費。町の補助金は何パーセントなのか。補足説明でこれは金額が提示されていなかったの、いくらくらいなのか。

○経済課長（中熊俊也君）

国からが2分の1、半分ですね、あと地方債が400万。以上です。

あと一般財源が50%ですね。

○13番（常 隆之君）

負担金が少ないので聞いているわけですよ。

この事業で、やはり畜産振興が相当進んでいるわけですよ。毎年この事業が入っているおかげで、機械、トラクター、モア、ロールベラ、こういう機械が毎年入っているおかげで、畜産は相当伸びてきておりますので、町の負担金も減っているので、こちら辺にも補助していただきたい。

町長、ぜひ少ない予算の配分の中で大変でしょうけども、ある程度は町の負担金を出して、今まではあったわけですけど、出せないのか。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

お諮りします。

5分前ですが、常 議員、時間かかりますか。

そしたら時間延長したいと思います。

○経済課長（中熊俊也君）

どうも失礼しました。国が453万4,000円、町が400万、個人が506万8,750円です。

以上です。

○13番（常 隆之君）

町が400万円出しているということ、ぜひこの事業は、やはり伊仙町の畜産振興にとって大きい役割を占めているので、今後ともぜひ町の協力を得ながら、農家の運営ができるようにしていただきたいと思います。

66ページの用地購入費、耕作物等補償費3,400万あるわけですけど、どこの所をどう購入し、作物は何があるのか。

○建設課長（上木千恵造君）

地方道路の補償費のことですよ。66ページの。

これは今の地方道路交付金事業の手川池から下の方の盛本さんの牛舎と農協がちょっと当たります

ので、農協のブロック塀と、それから幸野順吉さんの土地がちょっとかかります。その土地の補償費と、それから岩本さんとこの尺八の前の岩本さんの家の 4件分の補償費でございます。

○13番（常 隆之君）

これに変更はないね。

○建設課長（上木千恵造君）

今のところ変更なく進めようがんばっているところでございます。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

お諮りします。

ここで時間延長しないと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

異議がありますので、地方自治法 116条の規定によって、伊仙町議会会議規則81条第 1項により起立の方法で評決を取ります。

賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

起立多数。

よって、時間延長とします。

続行いたします。

○13番（常 隆之君）

計画どおり、これが実行できるように。

作物補償費の 3,400万で用地も購入すれば町有財産でありますので、ぜひ変更手続きがスムーズにいくように、変更がすぐ途中で、すぐ用途変更が組み替えがあるわけですので、計画に沿った実践をしていただきたい。

町長、変更がすぐあるわけですので、変更などないように注意してくださいね。

○建設課長（上木千恵造君）

変更なしで頑張ります。

○13番（常 隆之君）

ぜひスムーズにいくように、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

これで13番、常 委員の質疑を終結します。

他にありませんか。

○8番（琉 理人君）

1点だけお伺いをいたしたいと思います。

72ページ、教育費の小学校の備品購入で地上デジタルテレビ整備費ということで 660万円。

これは地上デジタル放送による整備だと思うんですが、その中身の方を詳しく説明いただけますか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいまの琉 議員の質問にお答えをいたします。

72ページの18備品購入費の中に地上デジタルテレビ整備費がございます。

これは23年度の 7月30日に開始になります。これに向けて 2年間の計画、21年度・22年度と計画をいたしまして、随時、小学校、中学校、幼稚園とございます。同じような形でございます。随時、各小学校から、台数がちょっと多いんで年次計画をいたしまして、各学校から要望等を受けながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○8番（琉 理人君）

テレビを買い替えるのか、それとも何かチューナーだけで済むのか。そこら辺をお願いします。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

先ほど来、私どももチューナーとデジタルテレビの価格の関係もございまして、今現在使っているテレビ、各学校の教室にございます、学年ごとにごございます、そのテレビがもう今、老朽化している現状も否めないということで、買い替えた方が年数的に使えるということで、これはテレビの買い替えということでございます。以上です。

○8番（琉 理人君）

先ほど教育長からチューナーということでございましたので、それだと二重にかかるということで、テレビに切り替えていくということであれば 1回でテレビに鮮明な画像を見るということで、分かりました。

以上です。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

他にありませんか。

○13番（常 隆之君）

失礼しました。

給食センターの運営の中で所長にお願いが 1つあります。

幼稚園、へき地保育所、給食センター運営の中で今後、子育て支援ということで私達町にある中でこういうことができないのか。給食の提供ができないのか。

ぜひ今後、検討していただきたいと思っております。

○学校給食センター所長（吉見誠朗君）

これは教育委員会の中身でまた検討していただきたいと思うんですが、児童教育と幼児教育がありまして、私の分かっている範囲内で申し上げますが、幼児教育の場合は義務教育の教育委員会管轄で

はないわけで、そこら辺の繋ぎをどうやっていくかということが1番大事じゃないかなと思っております。

そこら辺がきちっと整備できて、可能であるのであれば、可能な限り支援をやっていけるのではないかなと思っております。以上です。

○13番（常 隆之君）

今後、少子化で生徒の人数も減ってきているわけですので、給食センターの活用ということで町長にお願いですけども、ここら辺も検討課題の中に1つに入れて、今後、教育委員会、金額の問題もあるので、ここら辺をぜひ検討していただきたいと思います。

幼稚園もへき地保育所、幼稚園、へき地保育、……ここら辺を民間に委託した部分じゃなくて、幼稚園、各犬田布、伊仙、面縄小学校、3校しかないの、ここら辺も1つずつできると思います。

小学校の幼稚園はすぐできると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今後、町長、それ検討できないのか。

へき地保育所よ。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

へき地保育所は児童福祉法、教育委員会の今、給食センターは学校教育法ですので、その違いはありますが、町長の方で答弁を求めます。

○町民生活課長（仲 武美君）

今後、県の方とも相談しまして検討してみたいとは思っております。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

他に質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号から34号についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第28号から議案第34号までを一括して採決します。

お諮りします。

議案第28号から議案第34号までの 6件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、議案第29号、平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計予算について、議案第30号、平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算について、議案第31号、平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第33号、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について、以上 6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

予定の議案は全て終了しました。

平成21年度伊仙町一般会計他特別会計予算審査特別委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

全て議案は終了しましたが、ここで延会をいたします。

延 会 午後 5時07分

平成21年第 1回伊仙町議会定例会会議録
平成21年 3月16日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第 4号）

- 日程第 1 議案第35号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について（質疑～討論～採決）
- 日程第 2 議案第36号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）
- 日程第 3 議案第37号 平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について…
（提案理由まで～特別委員会へ付託）
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて…（質疑～討論～採決）
- 日程第 5 同意第 1号 固定資産税評価審査委員会委員の選任について…（質疑～討論～採決）
- 日程第 6 同意第 2号 固定資産税評価審査委員会委員の選任について…（質疑～討論～採決）
- 日程第 7 同意第 3号 固定資産税評価審査委員会委員の選任について…（質疑～討論～採決）
- 日程第 8 議案第 7号 伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について…（質疑～討論～採決）
- 日程第 9 議案第 8号 伊仙町男女共同参画推進条例の制定について…（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第 9号 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の制定について…（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第10号 伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について…（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第11号 喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定について…（質疑～討論～採決）（保留）
- 日程第13 議案第12号 伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第13号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第14号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第15号 伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）
- 日程第17 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について…（質疑～討論～採決）

- 日程第18 議案第17号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について…
(質疑～討論～採決)
- 日程第19 議案第18号 伊仙町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について… (質疑～
討論～採決)
- 日程第20 議案第19号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて… (質疑～討論～採決)
- 日程第21 議案第20号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について… (質疑～討論～採
決)
- 日程第22 議案第21号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について… (質
疑～討論～採決)
- 日程第23 議案第22号 伊仙町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について (取下げ)
- 日程第24 議案第23号 伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につい
て (取下げ)
- 日程第25 議案第24号 伊仙町立保育所設置条例を廃止する条例について… (質疑～討論～採
決)
- 日程第26 議案第26号 平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算 (第 4号) について… (質
疑～討論～採決)
- 日程第27 当平成21年度当初予算審査特別委員会

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
4番	永岡良一君	5番	清水喜玖男君
6番	伊藤一弘君	7番	杉並廣規君
8番	琉理人君	9番	上木勲君
10番	幸山佳津也君	11番	美島盛秀君
12番	上木廣志君	13番	常隆之君
14番	具伊佳彦君		

1. 欠席議員（1名）

3番 富岡壮史君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 筆 耕喜納栄樹君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食			
センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前 11 時 00 分

○議長（上木 勲君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前にですね、本日審議することになっております議案11号につきまして、本日の審議を諸般の事情で保留をいたしまして、後日審議することにいたしますので、議員、執行部の皆さんのご了解をお願いいたします。

○議長（上木 勲君）

日程第 1、議案第35号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について、日程第 2、議案第36号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、日程第 4、諮問第 1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第 5、同意第 1号、固定資産評価審査委員会の選任について、日程第 6、同意第 2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第 7、同意第 3号、固定資産評価委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。

平成20年第 1回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました、議案第35号から同意第 3号についての提案理由を説明いたします。

議案第35号は、平成21年 4月 1日から始良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、財産処分について協議するものであります。

議案第36号は、旧徳之島農業高校の教員住宅が県より譲与されることに伴い、町営住宅として活用できるように条例を改正するものであります。

議案第37号は、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を作成いたしましたので、地方自治法第96条第 1項第 2号の規定により提案してございます。

諮問第 1号は、人権擁護委員に欠員が生じたので、人権擁護委員法第 6条第 3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。

同意第 1号から第 3号は、固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたく、地方自治法第 423条第 3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、今定例会に追加提案いたしました 6件の提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上木 勲君）

これで町長からの提案説明を終わります。

これから議案第 7号、伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第 7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7号、伊仙町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 8号、伊仙町男女共同参画推進条例の制定について質疑を行います。

○7番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

3ページの第 8条、8条の 3の 1項に「性別による差別的取り扱い」、2項には「セクシャルハラスメント」と記されておりますが、このどこがどう違うのか、お尋ねをいたします。

○副町長（中野幸次君）

性別による、いわゆる差別的扱いというのは似ている部分があるんですけども、性別というのは、何と言うんでしょうか、もう恒常的と言うか、男女のそのままの差別が根づいているような状況ということのようです。

セクシャルハラスメントは、これは性的な部分に限るということになるわけですね。

いわゆる性に関する面での男女からの、男子の方から女子にもあるし、これが主であるという認識なんですけども、そうじゃなくて女子から男子にもあると、こういうような微妙な違いがあるということでご理解いただければと思います。

○7番（杉並廣規君）

第10条に基本計画の策定ということですが、4月 1日から施行するということですが、この基本計画はできているのかどうか、お尋ねをいたします。

○副町長（中野幸次君）

基本計画は、案として持ってはおりますが、これからいろんな審議会、策定委員、庁舎内の委員会、あるいはまた一般の審議会、これらも案は持っておりますが、やはり条例として認めた後でないと、最初から作っておくということはまた矛盾するのではないかと思います、案としては持っております。

○7番（杉並廣規君）

15条に「組織」ということで載っているんですが、16条、「委員の任期」の3項に、「委員の報酬費用弁償等は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところによる」ということですが、一昨日、当初予算を審議したんですが、その中にこの報酬等が載ってなかったんですが、どこに載っているのか。

これ、4月1日から施行するのに委員等の報酬がないとはおかしいのではないかと思うんですが、どうなのか。お尋ねをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに第6条に費用弁償等云々と書いてございます。

なぜ今議会に報酬条例の改正に載せられなかったかということでございますけれども、今先ほど副町長がご説明申し上げましたとおり、まだ立ち上げの段階で役場の方で第1回職員の立ち上げ会という形でやっておりますけれども一般の方々を含めて委員会を立ち上げるまでの時間がまだかかるものと思います。

活動について4月1日施行とございますけれども、諸々のそういう立ち上げの人選を含めてのまだ役場内部の委員会立ち上げということになると思いますも。

6月には人選を諮り、そして報酬等も含めてまたお示ししたいと思います。以上です。

○7番（杉並廣規君）

先ほどの7号議案、ここには条例制定もあるし、次に出てくる予算もできてる。

どうもですね、今日、今まで議会もすぐ生まれなかったのは、執行部がしっかりしていないからだと思いますよ。

やはり計画立案というのは、きちっとしていかないと、あだからこう、こうだから、理屈ばかり執行部が言ってもらっては困る。

伊仙町らしく、きちっとした行政を望み、質疑を終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8号、伊仙町男女共同参画推進条例の制定について、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 9号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

○11番（美島盛秀君）

徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例について質疑を行います。

第 4条、利用者はということが損害を賠償しなければならないという文言が入っているわけでありますが、この利用者は、施設に直接関わっている役員とか組合員なのか。

あるいは、そこに買物に来るお客さん、そういうのを含めての利用者なのか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この利用者は、組合員を指しています。

○11番（美島盛秀君）

6条にですね、「この条例で定めるものの他に必要な事項は町長が定める」と書いてあるんですけど、500万の貸付金があるわけなんですけれども、もしこの貸付金が返済ができなかったり、堆肥センターでいろいろ問題もあったわけなんですけれども、こういうようなときにはどう考えているのか、伺います。

○経済課長（中熊俊也君）

そういう場合はこの組合員 127人でしたっけ、そのメンバーで責任を持ってお返しします。

○11番（美島盛秀君）

今、答弁があったことも、この町長の定める必要な事項というところにきちんと記入をなされるようをお願いいたします。終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○12番（上木廣志君）

ただいま美島議員の質問に関連いたしますけれども、6条の委任のところ、「この条例に定めるものの他に、必要な事項は町長が定める」というふうになっておりますけれども、これは条例でございますので、これに今、美島議員が言ったように 500万の貸付をした場合に云々とか、町長が別に定めるといふ規則など、今のところ設けてありますか。

○経済課長（中熊俊也君）

規則などはまだ設けてありません。

○12番（上木廣志君）

すると、規則など、まだ設けてないと言うけれど、設けるつもりなのか。作らなくても良いということなのか。

○経済課長（中熊俊也君）

その都度必要な事項が発生しましたら定めていきます。

委員会等をこれから何回か開いて総会にかけますが、それまでに総会までには諮っていきたいと思います。諮って定めていきたいと思います。

○12番（上木廣志君）

その総会に諮ってするものじゃないと僕は思うよ。

物事が発生してから作るということは、全く意味にならない。

だから、こういった規約等は町長が定めるとなっているから、役員会とかそういうのは僕は必要ないと思いますよ。

規約はこういったのをびしっと作って、総会にもこういう規約も作ってありますよということも私は報告をするべきと思うが、どうですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに6条、条例の必要な事項は町長が定める、つまり規則を定めるということでございますけれども、今後予想されること等いろいろ考慮し、今月一杯、4月1日の実施までに規則を制定する予定であります。

今、進行中であります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑はありませんか。

○13番（常 隆之君）

第5条に「管理運営を委託する」とありますが、この「百菜」ということはどういうところですか。

○経済課長（中熊俊也君）

「百菜」というのは、先ほど組合員127人、5グループを入れた127人の組織が「百菜」です。

○13番（常 隆之君）

組合の名称が「百菜」ということであって、代表者それぞれがいると思うんですけども、ここでもし、この「百菜」の組合員が1年間未満で破産したとき、運営できなかったときは、この文言は今後どう対応されるのか。

この条例で「百菜」に委託するとあるわけですが、この組合員「百菜」が1年いない、あるいは3年運営して運営できなくなったときに、この文言をどうするのか、お伺いいたします。

○経済課長（中熊俊也君）

運営できなかった場合、この条例をどうしようかということですか。それとも、名前。

なんとか始めていくわけですから、絶対に成功させようとがんばっているのです、そこまで破産したことまでまだ考えてないんですが、破産しないように、なるべく会員も増やして、島外にも売り込みをかけて、絶対成功させていきたいと思います。

○13番（常 隆之君）

町長にお伺いします。

この文言を訂正する必要があると思いますが、どうでしょうか。

「委託する」で良いんじゃないですか。

○町長（大久保 明君）

今、課長が答弁したとおり、まずは全力で取り組んでまいります。

このもし仮に倒産とかいった状況になれば、そのときにまたこの条例の改正等、「百菜」という名称を継続して、また新たな組合なり、町の経営なりになるかも知れませんが、「百菜」という名称はこれからも継続をしていくわけですので、この条例の中でのこれを直売所だけにした方が問題はないうんですけど、一応もうこの形で継続をしていきたいと思います。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に議案第10号、伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第12号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、伊仙町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第14号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○11番（美島盛秀君）

伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

勤務時間は何時からなのか。終了時間が何時までなのか。それから休憩時間は10時何分設けている

のか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

現在、8時15分から17時15分の8時間、1日の勤務でございますけれども、これを15分短縮で8時30分から5時15分までの7時間45分の勤務体系とするものであります。

なお、休憩については12時から1時までの1時間でございます。

○11番（美島盛秀君）

休憩時間は12時から1時までの1時間ということですがけれども、例えば民間であれば10時に15分、3時に15分という休憩時間があるわけなんですけれども、それはないということでしょうかね。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

10時に15分、3時に15分という休憩時間がございましたけれども、これを廃止し、昼の時間、休憩に統合して1時間という形で運用しております。

○11番（美島盛秀君）

そうすると、喫煙室を中央公民館に行くところ、それから下の宿直室の前にありますけれども、またこの議会中、もういないというときはないです。

また、朝、私は9時前に来るんですけれども、8時30分からの勤務時間であれば確かに机に着いているはずなんですけれども、9時前にタバコを吸っている人がいると。何人かいます。

おそらくタバコを吸われる人は経験が記憶にあると思いますけれども、この時間のことについて職員で話し合われたことがあるのかどうか。

また、今後どう対応していくのか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

この点につきましては、私は職員は8時15分から5時15分まで勤務しているものと確信いたしておりますけれども、もしそういう職員がおりましたら、今後、お互い職員組合等を通じ、指導徹底を行ってですね、そういうことのないように勤務に専念するように努めたいと思います。以上です。

○11番（美島盛秀君）

今の答弁では、8時30分から5時15分まで勤務をきちんとするという事なんですけれども、そのタバコを吸う人は、何分か、5分か10分か分からないですけれども、1本吸うために、そこでタバコを吸っているわけなんですけど、私が見ている範囲内では1日に2～3回、多い人は4～5回行っているような感じもします。その分は5時以降、時間を延長してやらせるという考えはないのか、町長、伺います。

○町長（大久保 明君）

休憩時間の設定は今してありませんので、タバコを吸うときに、いろんな建設的な情報交換とかですね、いろんな形で町行政の中身の話もなされているんじゃないかと思います。

これをとにかく勤務時間はタバコを吸ってはいけないということは、今の現状から見て現実的に不可能なような状況でありますので、そのタバコ時間に関しては今後、組合の方とも職員とも協議をして、喫煙室の設定、吸引機の議論も先般ありましたので、そういうことも含めて、そして喫煙者を徐々に減らしていくということも健康管理上、必要ですので、そういった形での議論を今後、開始して、良い形のシステムができるように努力をしてまいります。

○11番（美島盛秀君）

確かにタバコを吸う人は、やはりストレス解消にもなるしですね、それを禁止するということはできないと思います。

しかし、もう1日中、きちんとした時間を定めないと、もう誰かがいるということであれば、職員が何か外から見た場合には暇をもて余しているというふうにしかな受け取れませんので、そこら辺りをしっかりと、タバコを吸う人達との話し合い等をしっかり進めて、時間をきちんと守らせるような規則を作っていたきたいと思います。終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○13番（常 隆之君）

今の点でありますけど、やはりタバコを吸う人達の身にもなって、10時・3時、やはり休憩タイム、喫煙する人達には10分ずつあげて、やはり適正なあり方を認めてあげなきゃいけないのではないかな。

そうしないと、タバコ税の収入が減って行政運営が麻痺しますので、ぜひ吸う人達は強制じゃなくて、時間を与えると。10分・10分与えると。

そういうことをしていかないと、収入も減りますので、ぜひそこら辺も検討していただきたいと思います。

10時・3時は強制してやめるんじゃないかと、やはり与えるということも必要だと思います。

○議長（上木 勲君）

答弁を。

○総務課長（稲 隆仁君）

今後、職員組合等と協議し、なるべく勤務に支障のないような体制を取りたいと思います。以上です。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第15号、伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、伊仙町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第16号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第17号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第18号、伊仙町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、伊仙町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第19号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第20号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第21号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第24号、伊仙町立保育所設置条例を廃止する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、伊仙町立保育所設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第26号、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成20年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ちょっと前後しまして失礼をいたしました。

これから議案第13号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時40分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算については、平成21年度予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、これに付託することに決定しました。

これから議案第35号から議案第36号、諮問第1号、同意第1号から同意第3号までの6件を一括して補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第35号、36号について、補足説明をいたします。

議案第35号は、財産処分に関する協議書、始良伊佐環境保全センター管理組合が鹿児島県市町村総合事務組合から脱退することによるものでございます。

議案第36号につきましては、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例として、議案第21号にも提案してございましたけれども、農高教員住宅の払い下げによるものでございまして、中森団地、旧農高教員住宅、樺山工業の前の旧寮の下の方でございます3戸数と、幸徳保育所の南側の方の8戸、計11戸の払い下げを受け、状態も良い所がありますので、4月から早急に供用いたしたく、今回追加議案として提案申し上げてあります。

以上です。

○議長（上木 勲君）

これで補足説明を終わります。

これから議案第35号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分については、可決することに決定しました。

これから議案第36号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○11番（美島盛秀君）

今の補足説明では、状態が良いということでありましたけれども、以前に1,000万の住宅整備の予算が補正だった、計上されましたけれども、手を加えるような所はないのか。あるいは水洗トイレになっているのか、あるいは家賃はいくらになっているのか、伺います。

○建設課長（上木千恵造君）

一部畳とか壁の方は補修しなくちゃいけないような状態です。

トイレについては、水洗トイレが両方ともついてございます。

家賃については、今後、審議委員会等を開いて決定する予定でございます。

○11番（美島盛秀君）

ここの入居の優先順位は、例えば定住促進の事業による人を優先するのか、あるいは一般の町民も対象になるのか、伺います。

○建設課長（上木千恵造君）

一般の住宅として使用する予定で今、県の方には計画書を上げてございます。

○11番（美島盛秀君）

今後ですね、定住する人が増える見込みと予想されますので、しっかりと本人の履歴と言いましょ
うか、そういうの等も確認をしてですね、もう1ヵ月2ヵ月住んだらすぐ出て行くというようなこと
じゃなくて、保証人等をつけて、きちんとした形で今後、契約を進めていただきたいと思います。終
わります。

○議長（上木 勲君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原
案のとおり可決することに決定しました。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

○13番（常 隆之君）

4名出されているわけですが、毎回言っているとおり、履歴書を添付するよう何回も言っているは
ずですけど、今回もないようですので、できるならば添付してもらえれば判断の材料がしやすいと言
うか。

○総務課長（稲 隆仁君）

人権擁護委員の候補の今、推薦を申し上げております大山惣二郎さんにつきましては、今、確かに
出ておりますけれども、あとの3名の方々につきましては前任者ということもあり、今こちらに履歴
書を取り合わせてございませんので、後ほどということによろしければ後で添付したいと思います。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから諮問第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから諮問第 1号を採決します。

お諮りします。

本案に賛成することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、賛成することに決定しました。

同意第 1号、固定資産税評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから同意第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから同意第 1号を採決します。

お諮りします。

本案に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 1号、固定資産税評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第 2号、固定資産税評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから同意第 2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから同意第 2号を採決します。

お諮りします。

本案に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 2号、固定資産税評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第 3号、固定資産税評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから同意第 3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから同意第 3号を採決します。

お諮りします。

本案に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 3号、固定資産税評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

次の会議は 3月17日午前10時から開きます。

日程は伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会及び各常任委員会であります。

この後、平成21年度当初予算審査特別委員会を開催します。

このまま着席しててください。

散 会 午後 1時50分

～日程第27 平成21年度当初予算審査特別委員会～

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

ただいまから平成21年度特別会計予算審査特別委員会を開会します。

これから、本日上程され、委員会付託されました議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○12番（上木廣志君）

質疑をいたします。

まず6ページの歳入の方でございますけれども、使用料が3,073万円計上されております。

中で主に一番多いのは、会員の月会費2,496万円。

また、スイミングやら都度使用料はいいでしょう、月支払いになっている分でございますけれども、これを私は以前から質疑をやっておりますけれども、これは、私が以前質疑したのは、例えば今日が3月の16日、3月の16日に会員として加入すれば、4月の16日まで1月区切りでしなさいと。そうしなくちゃいけないよということを私は今まで質疑をしてきましたけれども、今現在、それがなっていない。

なぜかと言うと、私に相当文句を言った人がいる。大阪の方とかあちこち行って3月の12日に帰ってきて、以前は会員でございましたけれども、今度その月の会員、あれを買うと、丸々一月分取っている。日にち割にはできないということで1月分を取っている。

また、私そのものからも10日くらい遅れて会員に3月になりましたけれども、1月分取っている。

こういうことが例えばバスの定期買っても、その買った日から次の月のその日まで有効されていると聞いている。

なぜ、このほーらい館だけが途中から入っても、その月の会費は満額取るのか。

こちら辺の意味が分からない。

そして新たに加入をした場合には、例えば私が新たな会員で3月の16日、今日会員になった場合は、その月は日にち計算で1日140何円かはなるらしいんだけど、日にち計算でやっている。

そして、その人がまた次の月を半端で例え入ったとすると、それはもう丸々1月分取るような仕組みに今なっている。そうやっている。

これは私は違法と言うか、こういうことじゃ、会員が増えないと私は思っている。

なぜ入った日から次の月のその日まで1月1月でやっていけないのか。

その辺のできない理由を説明していただきたい。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

今現在の会員の受付システムにつきましては、今、ご指摘のとおりでございます。

今の会員のご意見のとおり、有効期限制、例えば今月3月16日から4月の15日までというふうな形

のものを有効期限制限というふうな名称であるわけなんですけども、この有効期限制限をまず取った場合、12月、去る議会でもご質問がありましたけども、そのシステムが当初の計画が今現在の会員の受付方法ということでシステムができております。

当初の計画が月会費の今、現行のシステムを提案しておりましたので、そのシステムを有効期限制限に変更する場合、予算を見積りを取った結果、160万円くらいのシステムの変更に予算がかかるということで見積りをいただいております。

その予算がつくのであれば、システムを変更することは可能なわけなんですけども、今、変更できないもう1つの理由が、今現在、年会員の方と口座引き落としの方の会員が100名ほどいらっしゃいます。

この方々は、もう既に年会費の場合は1年分、おっしゃるように使おうが使うまいが、もう1年間分をお支払いをしてあるということと、あと引き落としの会員さんが、もう毎月、決められた日に銀行口座から引き落としをされているというふうなことで、そこら辺の会員の平等性というふうなことから、有効期限制限を現在も行っていないという理由の1つでございます。

あと、今までの会員の更新を見ても、大概の方が、会員さんが、3月1日から3月31日というふうな今現在システムを取ってるわけなんですけども、大体月の3日、4日、遅い人でしたら半ばくらいに更新する方も確かにいらっしゃいます。

こういった形でお客さんにとってみれば、その1ヵ月分の半分しか入れないというデメリットがあるわけなんですけども、この形が有効期限制限にした場合には、16日に入って来月の15日まで、という形になります。

そのお客さんが2～3日うちに更新をしていただければ、2～3日の空白になるわけなんですけども、これが10日過ぎ、20日過ぎというふうな形になってくると、もうだんだんこの収入と言うのかな、その辺の会費の収入というのも数値が見込めないというふうなこともあって、今現在はまだ有効期限制限のシステム化していないというふうな状況です。

理由としては、その2点、3点を理由として、今現在のシステムを取っております。以上です。

○12番（上木廣志君）

やはり口座引き落とし、あるいは年会費取っている人が100名ほどいるということで、これらの人達に不公平が生じないかという点も、それはあるでしょう。

しかしながら、これはあくまでも使用料なんですよね。

使用料のうちの月会費である。

使用料というのは、その人の使用した分を取るのが私は使用料と思っている。

使用もしないのに使用料を取るというのは、私は違法じゃないかと思っているよ。

町長、どうでしょうか。

今聞いた160万円くらいソフト替えるのはかかるということで、私は最初の出発が誤っているのではないかと、このように思っておりますが、最初からそういうソフト替えなくてもできるようなソフト

を入れておけば良かったのに、また 160万の予算が必要ということでございますけども、私は 160万くらいの予算を投じて、そうすべきだと思っております。

もう私はだいたいの人からこういった文句と言うのか、議会でもちょっとそれはなんとかしてくれということと言われて、どうでしょうか、町長、ソフトを替えて、やはり使用料だから、その分、その人の使用した分を取るのが私は使用料だと思っておりますが、その辺、どうでしょうか。

○町長（大久保 明君）

個人的にもそういうふうな意見は何回か聞いております。

今、館長が答弁したような問題点もあります。

いずれにいたしましても重要なことは、どのようにしたら会員が増えるかということになります。

今の館長の説明でありますと、メリットもデメリットもこの有効期限にはあるということでした。ですから、有効期限のメリットの方が大きいというふうに判断をしたならば、これは見積りが、いくつかのメーカーにまた取ってみたら安くなるかも知れません。

そういうことも含めて、これは使用料という意味も含めて、そしてまた何よりも会員の方々に、やはりこの利便性を提供していくということが最も重要でありますので、この半年間の会員の方々が途中で、先ほど館長が申し上げたように、途中16日でやめたら、その間また会員にならない場合のデメリット等もどのくらいあるかということも分析をしていけば、自と答えは出てくると思いますので、その辺を確認して、何よりも 1人でも会員が増えるような形にしていきたいと思えます。

○12番（上木廣志君）

だから、それで使用料というのはどういうものか。

使用料というのは、使用したら払うのが使用料じゃないでしょうか。

例えば、トラクターでもコンボでも何でも使うと、使った時間で使った分しか金は払わないですよ。ね。

だから、その辺を私が履き違っているんじゃないかと思うんですが、その辺に関して総務課長としては、その使用料とその考え方はどう考えられるのか。

使用しなくても会員だからと言って金を取って良いのか、取っていけないのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

使用できるかとかいうのは、その人にもよって違うし、また、その 1月会員として入れば、またメリットがあるよという形での、例えばその都度払えば、極端に言えば 4回行けば 4,000円ということになると思いますけれども、毎週行って 5回行くにしても、会員とすれば 4,000円で済むと。5回行って。そういうふうなメリット制度もあったりして、一概にどう捉えれば良いかというところはちょっと私も勉強不足ではっきり分かりませんが、でも、使用料をそういう大きく捉えて、会費も使用料という考え方、捉え方ではいかがなものかなと思うんですけれども。

○12番（上木廣志君）

私の考えでは、例えば、私、引き返して帰っている人も何人か見ている。月のうちの途中、例えば

もう半分くらいで過ぎた人が今度会員になろうと来てすると、1月分、金を払わなならん。じゃあ、今月はもうやめとこうかという人も出ているようなのを私、見受けてもいる。

そういったこと等を勘案すると、あくまでも使用料は月会員だから、今の説明は月の会員だから、例えば月のちの1週間使用しても、1月間丸々使用しても、同じような使用料を取るとするのは、月会員になっているからそうだとすることは私はどうかかなと思っている。

それで、新しく入会する人は、140何円か途中入った場合が日にち計算をしているわけなんですよ。ね。

だから、その辺をどういうふうにすれば、やはりこの会員が増えるか、増えないか等も考えながら、私はやっていただきたい。

そうしないと、まず年会費、それから引き落としになっている人には不公平だと言うけれど、その人達はその人達でそれはもう承知と言うか、納得で私はやっているだろうと思うので、一般に月々切り替えていく人はやはり納得してない。

こういった点等もありますので、私は丸々1月1月で更新をしていただきたいと、このように思っております。

先ほど町長が言ったように、これは160万くらい館長は言ったけれども、今のソフトと言うか、窓口に置いてある機械機具を設置した業者と話しすれば、こんなものは僕は3分の1くらいの価格でできるだろうと、私はこのように思っておりますが、そういった先方とも価格関係も町長、交渉して、なるべくできるものであれば早い機会に私はやっていただきたいと、このように考えておりますが、どうでしょうか、町長。

○町長（大久保 明君）

システムの変更がどのくらいかかるかと、150万と見積りだという業者の報告ですけれども、それは交渉していけば、議員のおっしゃるとおりに、かなり減額はできるものだと思います。

ですから、先ほど申し上げたように、もう1回いろんな方々の意見を確認しながら、会員がいつでも自由に会員になれるようにするのがサービスという面においては重要であると思っておりますので、このことは早急に見積り等を館長を通じて取って、交渉して、そして月初めからでなくて、随時できるようにするというのも含めていけば当然ではないかというふうに私自身も考えておりますので、前向きに対応をしていきたいと思っております。

○12番（上木廣志君）

それと8ページの節の13、委託料、これにシステム改修委託料というのが50万計上されている。これは何のことですか。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えいたします。

このシステムの改修委託料は、新しく文化施設、今のホールだとか会議室、調理室、会議室B、こういった施設の予約システムが入っていません。何月何日に使用しますとかいうふうな形で、今現在

はもちろん申請書を用いてやっているわけなんですけども、料金を例えば調達するときに、申請の実際の時間帯と実際の使用時間が異なっていたりして、その辺がすごく今、業務上、いろんな面で重なったりとかいうことで不都合が生じていますので、これをシステムの中で受付の方できちっと管理をするというふうな形で、このソフトを入れ込むと。

文化施設の各施設の使用料の申し込み、請求書、こういったものを入れ込むソフトの委託料でございます。以上です。

○12番（上木廣志君）

それじゃあ、文化施設等のいろんなシステムが現在の中にはそういったシステムが組み込まれていないと。そういったのを組み込むために50万かかるということであれば、今現在の使っているシステムをこれを月のまんまる月に、システムを追加するのか入れて、組み替えをするということであれば、これが50万でできるのに、なぜ丸々月会員にするのには160万かかると。

同じシステムを組み替えるのに、どうしてこんなに額面が見積り取った160万と50万とどうしてこんなに大きく違うのか。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

この文化施設のシステムは、新たに1つのソフトを作って、それを入れ込む、そのソフトの製作費用的な料金になるかと思うんですけども、今の有効期限制の場合には、今現在はもう月会員制のシステムになっていますので、その分をもう全て最初から作り直さなければならないと。

今現在使っているシステムは、もう完全に破棄して、新しく有効期限制でやっていかなければいけないということで、その見積り書の中身を見ますと、そういった形になっております。

今現在使っているシステムはもう使えなくて、新しく有効期限制としてのシステムを最初から作り直すというふうなことでございます。以上です。

○12番（上木廣志君）

じゃあ、すると、この50万の予算で例えば現在のシステムの中に50万でその文化施設とセットと言うか、組み入れた場合には、現在のシステムを穴に組み入れた場合には、次に160万かけて丸1月1月のシステムを取り入れると、この50万が無駄になって、そのシステムにまた自然にこの移されるの。この50万のシステムは。どうでしょうか、その辺。

○ほーらい館長（明 勝良君）

この文化施設のシステムは、1つのシステムとして作りますので、例えば今現在のシステムが変更になっても、この文化施設、今回は50万使う分の委託料に関しては、そのまま使えます。

別途の2つに分けて新しく作って入れますので、その分は有効に、例えば今現在のシステムが変わっても使用はできます。以上です。

○12番（上木廣志君）

それは施設が何か変わっても、このシステムはまた使えるということですので、私はこれがまたダ

ブって、システムを変えると、これがせっかく組んだ予算が50万がパァになるんじゃないかなと思ったりしたもんですからね。

そういったことで、今先、町長もそのようにやっています、そのように今後やるという答弁でございましたので、早いうちに、この160万じゃなくて価格等も交渉してやるようお願いと言いましようか、要望して、私の質疑を終わります。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

他に質疑ありませんか。

○13番（常 隆之君）

歳入の会員、月会員数の収入の部2,496万円、歳入足りないんじゃないですか。

目標800に計算すれば、ちょっと少ないような気がします、何人で計算されてるの。

○総務課長（稲 隆仁君）

私の方からお答え申し上げます。

この件につきましては、一旦ほーらい館予算を取り下げた関係上、繰入金の3,900万を動かさないということによって、若干数値合わせの月会費で一応計上してございます。

6月の段階で一応目標としている会員数並びに会費をお示ししたいと思います。以上です。

○13番（常 隆之君）

それでは、この会員、計算の基礎、何人くらいなのか。

○ほーらい館長（明 勝良君）

このお示しの会員の人数は650名を想定してございます。以上です。

○13番（常 隆之君）

800人を目標でありますので、もう少し数字を上げて元気よくしてくださいよ。赤字にならないように、町長。ちょっと収入が少ないってよ。もっと大きくせんね。それで遠慮してはいかんよ。

最初は元気よかったのに、最近できてから数字が小さくなっていったわけよ、皆さん。

町長、元気出してください。町長が元気出ないと、町民は元気出ませんよ。

○町長（大久保 明君）

目標は、会員数に1日500人でございます。

この目標を21年度は必ず達成してまいりたいと思っております。

予算書をそこまでちょっと、今、館長・総務課長が話したとおりで、いろいろ取り下げとか内容の修正等あって、こういう数字になっていますけれども、いずれにしても町からの繰り入れをいかに少なくしていくということが重要であります。

なおかつ会員の増、そして接遇の更なる改善はこれは必ずやってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○13番（常 隆之君）

平成21年度を目処に改正するということですので、ぜひ数字が伸びることを期待したいと思います。

そしてまた、これに伴いまして、保健福祉課でも事業があるようですので、これで1年間を通じて健康になった方々も、報償金なども含んで、やはり広報活動をどういうふうにできるのか。

やはりこういうことも考えないといけないのではないかと。

今後、活用について、報償費、あるいは活動、どのように考えているのか。

○保健福祉課長（益岡 稔君）

報償費につきましては、特定検診で優秀集落等を選定しまして、表彰を行っていきたいというふうにしてあります。

健康についても今後検討し、用いられる事業がありましたら模索をしてみたいというふうにしてあります。

○13番（常 隆之君）

ほーらい館活動によって、やはり健康になられた方々の報償制度、あるいは広報活動にも力を入れていけば、自から会員は増えると思いますので、今後の検討課題の1つにさせていただきたいと思います。

町長、検討して、何か良い方策はできるのか。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

良い方策をできるのかということですが、ご答弁願います。

○町長（大久保 明君）

「百菜」が4月12日にオープンいたします。

先ほども「百菜」で30人ほどの島料理の講習なども行って、非常に良い盛り上がりを見せております。この営業活動に関しましては、これは営業はやってもやっても、やり過ぎるということはありません。ですから、今まで試行錯誤しながら立ち上げの中でいろいろ努力をしてきました。

その中でももっとも営業できる余地は見えてきましたので、その点に関しまして今年は「百菜」のオープンも含めて、そして会員が増えるために1日の来客数が増えるためには、1日の使用料も、いくつかのメニューと言うか種類を設けていくとか、また、4月1日からは10時まで延長いたしますので、そのことも含めて会員が間違いなく増えてはいくと思いますので、その中でまた次の会員増のためのアイデアもまた浮かんでくるし、また、この維持管理に関しましては民間の方々の知恵も更に吸収していくということ、そして、人件費の節減にはまだまだ削るべき点が出てきますので、そういうことを含めていけば経営運営は更に安定した形にもっていけると確信をしております。

○13番（常 隆之君）

ぜひ今後検討していただきたいと思います。

それと文化事業費の中の報償費、講師謝金が100万円を計上されておりますが、これはどのようなことを考えているのか、説明を求めます。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

この報償費100万円を計上してございますけれども、この分につきましては8月の1周年記念イベン

トと12月のクリスマスイベント等を考えて、講師等を招聘しての謝金というふうに考えております。以上です。

○12番（上木廣志君）

ちょっとさっき聞いてみようと思っておりましたけども、ちょっと忘れてしまいました。

歳出の7ページの燃料費1,542万。そして光熱費1,395万9,000円。

燃料は、これはどこと、あれはA重油ですかね、どこと契約されて、リッター当り単価はいくらで計上されているのか。

また、光熱費等は電気関係等が主だろうと思えますけれども、これは九州電力と何・で契約をされているのか。

○ほーらい館長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

燃料費でございますけども、A重油、現在は大島石油さんと契約をしております。

この大島石油さんと契約に至るのは、各卸し業者の方から昨年は見積りを取って1番安かったということで大島石油さんから取っております。

今現在はA重油が一時に比べましたらかなり安くなっておりましたけども、20年度は価格の変動が大変大きかったです。安いときと高いときですね。今年度はA重油につきましてはリッター当り85円を想定してご提案申し上げております。

大体月の使用料が平均的に1,350リッターというふうなことで12ヵ月を計上してございます。

また、その他に軽油、バスの軽油代も燃料費として計上しております。

大体月当り2台で1,100リッターくらいを使用しておりますので、その分で12ヵ月、価格的にはもちろん、この分につきましても町内の小売店から見積書を取って、昨年は重田石油さんが1番安いということで使用しております。

この軽油につきましても昨年は非常に格差があったわけなんですけども、一応21年度につきましては125円ということで想定いたしまして計上してございます。

あと光熱費でございますけども、電気代が主でございます。

今現在、契約が何キロワットかの資料はちょっと持ち合わせておりませんが、大体月の平均が昨年度実績で115万円というようなことで、その平均を基に12ヵ月プラス水道代というふうなことで予算を計上してございます。以上です。

○12番（上木廣志君）

私は広域の議員もしておりますので、ここに美島盛秀議員もおりますけれども、このA重油の85円というのは高いんじゃないの、これ。

広域のね、クリーンセンター、ゴミ処理場、あそこが大島石油と契約している価格も調べてみて比較していただきたい。

私、これ、確かに向こうに比べると、値段的に価格的にごつつ高いんじゃないかと思っている。

そして、燃料代、軽油なども 125円で見積っている。

今現在 115円ですよ、重田石油は。

他の所も 125円、あれはライチかな、何とかいう石油会社だけど、そこも 120円と書いてある。

それで、このクリーンセンターで以前、日立バブコックが 1番電気の消費をするのを計算してkwで九州電力と契約をしておった。それを落とさない、落とさないと僕は広域議会の中でやかましく言ってきて、もう年間何千万という金が落とされた。

これ、kwをもう 5kくらいか10kくらい下げるとですね、価格がものすごく違う。

そういったこと等もこの設計して作る会社は、自分達が払うんじゃないから、もう裏では電力会社と通じているかも分からない。でたれめな価格を出して計算してきますのでね。

ここらも、今日じゃなくて良いけれども、何kで契約して、こういう価格になっているのか。その辺を詳しく私は聞きたい。

なぜかと言ったら、クリーンセンター、そして初め 1,700円とか言ってたが。ずっと落として、それを今 1,350円かどれくらい、それくらいだと思う、それでも何千万という年間で予算が違う。

そういうのがはね返ってきたという例もありますので、これをしっかり調べて、ただ設計なんかかんやした所の言うなりの契約でしないで、そこら辺は企業努力みたいな努力をして、今後いただきたい。

それで、kwのあれを私、後で、私じゃなく全部に何kで契約しているのか、調べて、今、この議会も 3月30日までありますので、その間にちょっと教えてもらえますか。

以上で終わります。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

以上で質疑を終わります。

他にありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

質疑なしと認めます。

議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

なしと認めます。

議案第37号を採決します。

お諮りします。

議案第37号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、原案のとおり可決することに決定しました。

予定の議案は全て終了しました。

平成21年度伊仙町一般会計予算他 7特別会計予算審査特別委員会を閉じます。

ご苦労様でした。

散 会 午後 2時30分

平成21年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第5号）
平成21年3月17日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第 1 （視察研修：喜念浜～百菜ハウス～百菜～農高住宅～耳付き住宅）
- 日程第 2 伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会（議場）
- 日程第 3 行財政改革調査特別委員会（議場）

総務文教厚生常任委員会

- 日程第 4 陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について（議場）
- 日程第 5 陳情第 2号 定額給付金の支給についての陳情書（議場）

- 日程第 6 徳之島農業高校跡地利用計画特別調査委員会（議場）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
3番	富岡壮史君	4番	永岡良一君
6番	伊藤一弘君	7番	杉並廣規君
8番	琉理人君	9番	上木勲君
11番	美島盛秀君	12番	上木廣志君
13番	常隆之君	14番	具伊佳彦君

1. 欠席議員（2名）

5番	清水喜玖男君	10番	幸山佳津也君
----	--------	-----	--------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 筆 耕喜納栄樹君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長	益岡稔君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君	経済課長補佐	樺山誠君

△開 会（開議） 午後 1時20分

[農林水産大臣表彰の伝達式]

○福留ケイ子氏

全くグアバとかいう、ピワとかいう内容の中に、通用しないもので、周りからとても心配されました。

しかしながらですね、私は昭和45年くらいからサトウキビ、ジャガイモ、スイートコーンというのは組み合わせて 300万農家になろうと、やはり目標を立てて、何十年経ってもなりませんでした。

しかしながら、果樹に切り替えて、7年目に 300万をクリアし、次々とチャレンジし、やはり常に学習する農村女性でありたいと、カバンばかり持って出掛けて皆さんに周りの人から笑われましたけれども、やはり学ぶことを第一にして今日があると思います。

それからまた、有機農業に取り組んでですね、やはり有機はダメですよと言われてながらしましたけれども、やはり農の大変さをよく知らなかったから今日があると思います。

農林省の女性企業活動と言って半年間レポートを書いて、また 1週間くらい農林省で女性室という所で勉強させていただいたときに、その心をやはり目標として私は今日まで歩んできました。

1つは、やはり自分の作っている作物で生活ができる農家になりましょうと。

その次には、その作物が地域をも後は巻き込んでいける作物であることということとか、それから、その地域の雇用の場を創出できる農家になりましょう、それから税金の払える農家になりましょうということで、その基本的なものを学んできました。

やはり理想に向かって一步一步着実に昭和43年度くらいからサトウキビ農家にして、やはり約40年間の農村女性として歩んできました。

やはり農水省で教えてもらった理想の道を歩んでの私は今日だと思います。

ですから、そういうあらゆる学習の中で、やはり農業委員にもなりましょう、税の組合員にもなりましょうということで、最初、ああ、私がなぜって思いましたけれども、やはり理想に近い歩みをしてきてですね、やはり農業委員になったこともやはり今回、大きく認められたものだと思います。

ですから、今や認定農家などは 1つの町の力であります。

認定農家がいかに多い町が力のある町だと私達は言われて、農業委員の学習の中でも学んできました。

ですから、やはりその地域の認定農家を育てるため、農業者年金を加入するため、今回はまた運の良い人だと私は自分のことを思います。

要は、長寿世界一もスライドを使って伊仙町のことを紹介しましたし、また、つい最近、全国の子供の出生率第 1位から 3位までを徳之島が独占したことも発表させていただきましたし、また、鹿児島県で、私は農業者年金の推進委員として活動していますが、たまたま大島郡で 1番だと思っていましたが、やはり鹿児島県でも推進委員の中でね、私がきっと 1位だと思います。

そういうことで、何よりも地域の青年達を育てたいという熱い思いは学習の中で学んでいますし、

これからもそうしていきたいと思います。

私は今期で 4 期目ですけど、あと 2 年ありますけれども、若い青年達を農業委員に育てて、また私も辞めていきたいと思います。

今日はまたこんな素晴らしい所で表彰をいただきまして、新たに嬉しく思います。

本当に今日はありがとうございました。

○議会事務局長（松田一郎君）

以上で伝達式を終わります。

引き続き、堆肥センター未収金問題の調査特別委員会を行いますので、関係担当課以外は退席されて結構です。

○13 番（常 隆之君）

全課長、参加する事。

議員さんの意見ですので全員参加ということでお願いします。

しばらく資料を集めるために休憩します。

休憩 午後 1 時 3 0 分

再開 午後 1 時 4 0 分

～伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会～

○伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長（伊藤一弘君）

ただいまから伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会を開会します。

伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会は、平成20年 9月24日、平成20年第 3回伊仙町議会定例会で設置され、続く11月11日開催の第 4回伊仙町議会臨時議会において、執行部からの意見を聴いて調査してきました。

第 4回臨時議会においては、平成21年第 1回定例会、3月議会までには責任問題等を報告すると答弁されている。

また、平成21年 3月 5日付けで、伊仙町堆肥生産組合の平成14年から16年度までの承認いただいた収支決算書（写し）の提出を今議会の開会までに求めたが、12月 3日提出した報告書の以後の経過報告をするとのことであった。

ついては、執行部から現在までの経過報告を求めます。

○経済課長（中熊俊也君）

この件は、うちの補佐がちょっと担当していますので、補佐から説明させていただきます。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

経済課の補佐の樺山でございます。

伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会において、われわれ、これまで調査した結果、調査と言うんでしょうか、した結果を皆さんの方にお伝えをしまいたいと思います。

まず、お手元に資料が、「伊仙町議会議長 上木 勲殿」という形で、堆肥生産組合から「伊仙町堆肥生産組合の不明金に関する調査結果について」という形の報告書がお手元にあると思います。

あと 1点、平成14年度の理事会の資料。

この平成14年度の理事会が最後の決算の議決をされてるものですので、この間、14年から17年までの決済されている理事会の資料を出してほしいということですので、15・16・17年度はされておられませんので、14年度のを皆さんの方に提出してございます。

まず、伊仙町堆肥生産組合の不明金に関する調査の結果に関して、報告をしまいたいと思います。

表紙にございますけども、まず初めに、役員の開催状況、1ページ目をお願いしたいと思います。

平成14年度の理事会が平成14年12月 9日に実施をされておりまして、決算年度に関しては13年度13年 4月 1日から14年 3月31日までが決算年度でございます。

それに関しては、承認という形で理事会が成立してございます。

あと予算に関しましては、平成14年度の予算という形で14年 4月 1日から15年 3月31日までという形で予算も承認をいただいて、15年度に突入しているわけでございますけども、15年度に関しましては、16年 3月29日に理事会が行われているんですけども、決算に関して不承認だという形で、やり直しという形で求められて、それ以降、16・17年度という形の理事会がなされていないのが現状でございます。

います。

あと18年度の理事会に関しましては、18年 6月15日から19年の 3月 5日まで 5回行われております。

この資料に関しましては、また別のページに会議録を添付してございます。

あと19年度の理事会においては、19年 5月21日と、あと19年 6月29日に実施をしております。これも議事録は添付されております。

あと平成20年度の理事会に関しては、20年 9月 2日と21年 1月27日に実施をされています。

その中で、皆さんの方にお伝えしていない分に関しまして、2ページ目の⑤というところがあるんですけど、1番下の方です。

これに関しては、皆さんの方にお伝えしてありますけども、再度繰り返していきたいと思います。

まず、告訴の状況なんですけども、告訴の断念の報告を徳之島警察署の刑事課長の宇都さんより受けまして、この日付けがですね、平成20年12月19日に、もう刑事告訴というのはできませんという形の報告を受けました。

その後に、堆肥センターの押収されている資料も、21年、今年なんですけど、1月14日に受け取っております。資料に関してはですね。

それと 3ページをお願いします。

それを踏まえまして、もう告訴はできないんですよという形を踏まえまして、不明金の回収方法という形で役員会で協議して、弁護士さんに、専門家に相談して回収していく方が良いんじゃないかというお話になりまして、不明金の回収に関しましては松下弁護士、鹿児島市に事務所を持っているんですけども、松下弁護士に相談をしてあります。

それが平成21年の 1月17日に相談をしました。

その中で、まず、名古屋前所長に確認していただきたいというお話がございまして、まず確認する事項は、債務額の確定だと。

債務額が 390万 6,852円についての債務に関して名古屋が認めるかどうかというふうな確認をしてくれということと、あと、支払方法についてという項目がございまして。これは後、念書で説明しますが、あと、土地を売って支払うことに関して同意をしますかということと、あと、土地を抵当に入れることに同意をするかという形の、この 4点を書類を作成する前に確認していただきたいという形で要請を受けまして、私は念書のこの項目を名古屋に確認をしまして、書類の作成をお願いしました。

念書の書類を、念書の何と言うんでしょう、作成に関して弁護士さんに依頼をしたわけです。

弁護士さんが 1月19日に念書を作成をしまして、私の方と名古屋の方が会って、念書の内容を確認していただいて、名古屋に署名をいただいたという形です。

この念書が 4ページから 7ページまでです。

この念書に関しても後ほど簡単に念書からまず説明をしていきたいと思うんですけども、まず、4ページをお願いします。

これは読んでいただいたら分かると思うんですけども、説明をしていきたいと思います。

名古屋自体に認めてもらったこと、「私は下記の通り確認及び確約をし、確約した事項について誠実に履行いたします」という形で、「私は貴組合の財産 390万 6,852円を私的に流用したことを認めます」という形です。

認める内容としましては、この金額の内容としましては、平成16年 7月30日の久保建設から入金された分の 131万 7,804円、平成17年 3月30日のみのる建設から入金された 124万 3,530円、平成18年 2月28日久保建設から入金された 134万 5,518円の合計の 390万 6,852円を私的に流用したことを認めるという文書です。

あと、2番目に、この金額を返済することは認めますよという形です。

3番目に、これに関して分割をして支払いしたいと。

まず分割の方法としては、21年 2月から平成31年11月までに毎月月末に 3万円をお支払いすると。返していくという形で、最後の年度の 6,852円に関しては、最後の月に返しますよという形です。

あと 4番目は、結局は、その支払いをしなかった場合、怠った場合、2回支払を怠った場合は、この念書は破棄しますよと。効力を失いますよという件でございます。

あと 5番目に関しましては、土地を売って、売れた土地に関しては、それを売買代金を何と言うんでしょう、債務の返済に充てるという形のものでございます。

こういうものを同意していただいて、6ページ・7ページ目は、名古屋の子供と孫の本人名義の何と言うんでしょう、不動産の所在地等が書かれている目録ですね。物件目録ですね。目録が記載してあります。

これに関しては、町で保護していくという形にさせていただいております。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

4番目に、伊仙町堆肥生産組合の方針といたしまして、どのようにすれば良いかという形で役員会で話し合いをしまして、役員会をもって協議をしまして、告訴については断念すると。

債務の回収を念書に基き優先して行うという形のもので、まず平成21年 2月27日に 3万円の振り込みの確認をしてございます。

2番目に、念書に基いて抵当金の設定をしていきますと。

これの手続きを進めているところでございます。

あと、関係機関、伊仙町だとか、あるいはJAあまみ徳之島事業本部、南西糖業、あと伊仙町議会への最終的に報告書を提出していきますという形で、3月16日付けで、町、南西糖業、JAあまみ、伊仙町議会という形で報告書を提出したところでございます。

以上です。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

質疑ありませんか。

○11番（美島盛秀君）

順を追ってお尋ねをします。

まず 1 ページ目の平成15年度の理事会、これは15年度の理事会が16年の 3月29日、年度末に行われているわけでありますけれども、そのときの出席者、名簿はわかりますか。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

理事会資料というのがあると思うんですけれども、これの 3枚目に、いかんせん、これが名簿で誰が出たのかというのは、ちょっと議事録がないものですから、名簿はございますね、この名簿で誰々が出たというのはちょっと確認はできないと思います。

この方達、役員の名簿なんですよ、これは。この方達が誰々が出て誰が欠席だったというのはちょっと掴めてない状況です。

○11番（美島盛秀君）

この名簿からしますと、当時の経済課長が糸 繁二さん。

これは、この資料では平成15年12月31日からは吉見課長ですよ。

そうすると、その理事会には糸さんは出ていない。吉見課長が出席をしていると私は思うんですけれども、そうすると、当時、組合長の町長もおったと思いますけれども、町長、そのときの不承認になった理由。

執行部は全部出席して、吉見課長もいるはず。いないの。

町長はそのとき、不承認になった理由とは、はっきり記憶ありますか。

○町長（大久保 明君）

経過からいたしますと、想像でしか分かりません。正確な記憶はこれは全く覚えておりません。

○11番（美島盛秀君）

この資料から判断すると、このときに久保建設からの販売のこの金が未収になっていたんじゃないかなど。131万 7,804円が決算で出てこなかったというように私は受けるんですけれども。

そういう中で不承認になって、実際にその当時から、その不明金と不承認になったことについて再度理事会を開いたり、当初からきちんと処理をしておけば、このような大きな額に発展する恐れはなかったと。

16年度・17年度に分でいろいろ建設機関、それから久保建設さんの 2件も出る可能性はなかったと思うんですけれども、その不承認になった理由、当時の吉見課長がおれば理由を聞いたかったんですけれども、そういう辺りを私は16年・17年開催できなかった、知っておりながら隠すために理事会をわざとやらなかったのではないかと私は疑いたくなるんですけれども、その不承認をしながら、理事会をしなかったというのは、これは私は相当な責任があると思うわけなんですけど、その辺りについて町長はどういう見解を持っていますか。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

出席者名簿に関して、ちょっと訂正よろしいですか。

今先、私の方で言ったのは、ごめんなさい、14年度の方でして、15年度のこの不承認になったときの出席者に関しては、ちょっと資料には、組合の名簿があって、○とチェックが入っているのか、ど

れが出席なのか、○が出席なのでしょうけども、この辺、まず組合長が出て、徳之島農協の営農販売課の部長が出ております。あと、南西糖業の農務部長が出ております。あと伊仙町の経済課長が出ております。その4名が出ているような形です。

その当時の、お名前を申し上げますと、営農販売部の部長は与山秀丸さん、南西糖業の農務部長は当 好二さん、あと伊仙町の経済課長は吉見誠朗さんという形になっております。

以上です。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

伊仙町の皆さん、こんにちは。

久しぶりではありますが、商工会から陳情をしたいというようなことで2件ほど今、商工会では話し合っていました。

陳情書の内容といたしましては、奄美信用金庫伊仙支店の開設についてという題が1点と、それから2点目に定額給付金の支給についてという陳情でございます。

この2件について事務局の方から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○商工会事務局長（山下徳彦君）

皆さん、こんにちは。

本日はこのような機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。

ただいま会長の方からご説明がありましたが、2件の陳情につきまして、私の方からご説明をさせていただきますと思います。

皆様のお手元にも陳情書がお配りしてあるようにお聞きいたしておりますが、まず「奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について」でございます。

既に皆様方もご承知のとおり、鹿児島銀行伊仙支店の方が12月の初めをもちまして撤退ということで、伊仙町から日本銀行の歳入代理店として国庫金の受け入れ業務を扱う金融機関が1店なくなっているというような状況でございます。

そのような状況のことから、今回、日本銀行の歳入代理店として、国庫金の受け入れ業務を取り扱っている奄美大島信用金庫さんの方に伊仙支店の開設をお願いをしたいということでございます。

そちらの方を伊仙町及び伊仙町議会の方でご検討いただければということで陳情書を上げてございます。

それから、もう1点の定額給付金の件についてでございますが、今、国の方が政策と目的として掲げてございます、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的と

して、併せて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資するという事で、総務省の方でもホームページに記載してございますが、これがいよいよ現実的なものとなってまいっております。

この定額給付金の支給につきまして、本町におきましては 1億 2,000万円ほど支給がなされるように聞いておりますが、こちらの方が伊仙町内で確実に消費がなされるようにということと、あと、町外流出防止対策ということも併せまして、商品券での支給ができないかという陳情でございます。

このことにつきましては、先ほども申し上げましたが、生活支援に併せて町内の商工業者の景気経済対策に即効性かつ絶大な効果が得られるということを商工会としては期待をしているものでございます。

以上が説明でございます。

簡単ではございますが、ありがとうございます。

○議長（上木 勲君）

ちょっとだけ質疑がもしあったら、簡単にですね。

どなたか質疑、何かお聞きしたいことなんかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑がないようですので、これで説明を終わらせていただきます。

○11番（美島盛秀君）

今のお話ですと、1億 2,000万が町内で利用されるようにということで、商品券ということになるんですけど、どのような形で商品券が発行できるか。

その案があれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

定額給付金のことについてですが、こういうまとまったお金が町に入るといようなことで、これを町外に買物に走るようなことのないようにいようなことで、商店の営んでいる方々に皆に商品券が行き渡って、その商品券であれば伊仙町で買物ができる、そして、お金であれば他町村にまた流れる可能性もありますので、それを止めようといようなことで、大体 1,000円単位の商品券を作ってください、そして、その商品券で商店で買物をするといようなことでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○11番（美島盛秀君）

今から町にその商品券を作ってくださいということですか。

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

作ってくださいということです。

○11番（美島盛秀君）

執行部にお尋ねしますけども、この商品作る期間とか、そういう有余がありますか、時間的に。

いや、それはもう 3月一杯とかではなくて。

○12番（上木廣志君）

支給が4月からしかならんがね。まだ議会も通過、予算してないんだからね。

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

商品券を作り方のお金がかかるというようなことでありますとすれば、町でそれができないとなれば、商工会の方ではスタンプ会の方ではお金がありますので、そのスタンプを作ることはできます。

しかし、伊仙町の商店全体となると、スタンプ会に入っていない人は出せませんので、その辺がちよっと不公平じゃないかと。

町内全体に行き渡るようにしなければいけないんじゃないかというようなことも話し合っております。

○11番（美島盛秀君）

今、商工会長の方から説明があったわけなんですけれども、町長、ぜひこれ商品券で発行するように努力をしてほしいんですけれども。

もしこれを現金で、現金で欲しい人もいっぱいいるでしょうけれども、そうしますと亀津へ行って、もう9割方、亀津で落ちるのは、もうこれは間違いないと思います。

ですから、伊仙町内で使える商品券、これをぜひ発行していただきたいと思いますので、町長、その辺りを答弁をお願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

商品券の件につきましてでございますけれども、今、陳情の内容によりますと、定額給付金を商品券で皆さんに配付できないかということでありましたけれども、これについては難しいところがあるかと思えます。

というのは、国の方針として、1万2,000円ないし2万円を支給すると。

現金で支給するということが政策上でありますので、ただし、それに合わせて商品券を発行し、少しでも町内で使っていただけるというふうな方向、努力はできるものと思えます。

現金の代わりに商品券を1万2,000円分とか2万円の配付ということについては難しいのではないかと思います。

給付金で1万2,000円ないし2万、現金で支払いもしますけれども、それで商品券を買っていただくという方法、手段も可能かと思えます。

それにつきましても予算を計上しなければ、今すぐというわけにはまいりませんが、6月から9月、3ヵ月とかいう形で発行することは可能かと思えます。

あくまでも予算の通過後という形になりますけれども。

○議長（上木 勲君）

この後は、委員会の方で付託されておりますので、委員会で論議をいただくとして、一応これで終わりたいと思えますけれども。

○12番（上木廣志君）

定額給付金のことじゃございませんけれども、信用組合の伊仙に支店か、あるいは営業所だろうと思うんだけど、誘致ができないかという問題でございませうけれども、商工会の方で信用金庫の役員と言いましようかね、方となると、やはり話し合いとか何はされたことはありますか。

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

去年、何月か記憶はございませんが、一応信用金庫行って相談を申し上げ、そして陳情申し上げました。

そのような方向で私達も進めたいという考えを持っておりますというような答弁をいただきました。

そして、その後、町からとか、この住民全体から、そういう要望があれば可能であるというようなことを聞いております。

そのようなことで今、この陳情を議会の皆さんと執行部の皆さんで商工会と一緒に陳情をなさってくれたらというような要望でございませう。

○議長（上木 勲君）

今の商工会長の答弁を聞くと、信用金庫の方にも行って話し合いをしたときに、前向きな話し合いをしたというようございませうけれども、私が何か聞く範囲内では、今、統合をするという時代だと。統合とする時代に向けて、果たして銀行の支店とか数を増やすのを、そう前向きに考えているのかなということ等を考えて、何か僕が聞いた範囲内では、そういう統合という今、時代だからというような話をされたとか何とか聞いた覚えがありますけれども、そのようなことはないということですね。前向きに検討すると言われたと。

○伊仙町商工会会長（幸多福重君）

私達がしたときには、そういう前向きにすると。

私達もそのようなことで鹿児島銀行が一応立ちますので、そのような方向付けでいきますというようなことでありましたが、その後どう変わったかは分かりませんが、やはりこの伊仙町がぜひ必要というような要望があれば、可能性もあるというようなことございませう。

○議長（上木 勲君）

それでは、後は委員会の方でいろいろ論議をしていただきたいと思います。

これで説明会を終わります。

ご苦労さまでした。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

休憩に引き続き、会議を開きます。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

先ほど休憩中にご指摘がございました、1ページ目の備考の欄でございませうけれども、訂正をお願いいたしたいと思ひます。

まず初めに、糸 課長という形で書いてあるんですけども、平成14年 4月 1日から平成15年 1月 1日、12月31日のところをです、1月 1日に訂正をお願いいたしたいと思ひます。

備考の1番上の方ですね、糸さんのところ。平成14年4月1日から平成15年12月31日を1月1日です。

あと、その下の欄ですね。下の欄の糸さんのところも、15年12月31日のところを15年1月1日という形の訂正、お願いします。

あと、糸課長と吉見課長の間に、平成15年1月1日から平成16年1月1日まで、春山課長という形のを挿入お願いしたいと思います。

この件に関しまして、前にもうちの経済課長の中熊から私も指摘を受けていたんですけども、ちょっとワープロが直っておりませんで、失礼いたしました。

訂正よろしくお願いします。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

これに間違いありませんね。

○12番（上木廣志君）

平成15年1月1日から16年1月1日までが春山課長ね。

そうすると、そのときに平成15年度の理事会の16年3月29日開いて不承認になっているということですか。

○経済課長補佐（樺山誠君）

平成16年の3月29日に理事会が開かれておりまして、このときの担当課長は吉見課長ですね。

吉見さんが16年1月1日から17年11月9日までやっておりますので、この3月29日は吉見課長ということになります。

○11番（美島盛秀君）

それじゃあ、本人がお見えでありますので、本人にお尋ねしてみたいと思いますが、この16年の3月29日に不承認になったことは、当時の経済課長として記憶がありますか。

○学校給食センター所長（吉見誠朗君）

実を申しますと、14年の4月1日に議会事務局の方に私は出向して、帰ったのが16年1月1日でありまして、そのときの糖業担当職員が2人いまして、ちょうど3月の末になったときに、末になったときに、私の記憶では、堆肥センターの決算の審査をしなければいけないんじゃないかと。

そして、総会を開いて承認を得なければいけないんじゃないかという話を担当者にいたしました。

そうしましたら、実を言いますと、14年度の決算書がもうできていないという話でありました。

そして、ちょうどそのときに担当者と堆肥センターに行きまして、どうしてかという話を申し上げました。

そうしましたら、しますという形でありました。

じゃあ、15年度はできますかということで、とりあえず14年度の分を早急に見せてくれということでございました。

そして、そのときに、14年度分が何と言いますか、完璧ではないと私は判断したんですが、見まし

た。

そのときに、これはどうしたのかという話をしましたら、審査を受けた、監査を受けた時点で通らなかったという話を聞きました。

それじゃあ、どうしてかというような話をしましたら、まだ未納の分、回収の分がはっきりしなくて、領収証が出てこなかったの、できなかったという形でありました。

それで担当者と2人で、早急に、とにかく14年度と15年度をしてくれということでずっと再三再四にわたって堆肥センターにずっと行きました。

そしたら、そのとき、ちょうどその所長が、裁判のことでよく鹿児島に呼び出されて行っているという状況でありまして、なかなか掴めないというのが現状であります。

堆肥センターの職員の皆さんに、出勤状況をどうであるかということを確認しましたら、何も言わないんですね。

そのとき、ある臨時職員が、午前中ちょこっと来て、昼ちょこっと来て、夕方ちょこっと来て、そういう状態だと。常備ここにいないというような話がございました。

そこで町長に、実はこういうふうな状況であります。これは大変なことであるということは何日か分かりませんが、報告した記憶があります。

そして、その後、彼を追跡いたしまして、堆肥センターのメンバーにも、どうして未納とかいうふうな形があって、未払いの分、未収金の分とかいうふうな話が聞くけども、現実的にどうであるかということ話をしましたら、堆肥センターの職員全部口をつぐんで物を言わなかったです。

私は知りません、関係ありませんということでありました。そのとき、ちょうど3名いました。2名の職員と1人の臨時職員の3名も全くそれに対する反応は全然ない状態で、なんとかお願いをして、10月の初めか10月の終わり頃に監査をもちました。

監査をもったところ、やはりおかしいということで、その間、なんとか領収証、それから請求書、そういったものの照合をするようにということで本人に請求をいたしました。

そのときに、うちの糖業担当者が2人いましたんですが、どここの修理が滞っている、支払いが滞っていると、どここのガソリンスタンドに未納である、未納と言うか支払いができていないというふうな話を耳にしまして、本人にそれも追及いたしました。聞きにも行きました。

確かにそういう状況でありましたので、早急にそういったのも処理をしながらやっていただきたいということで再三再四申し述べたんですが、私どもがまた17年の11月にちょうど異動ということで現在に至っている状況であります。

以上です。

○11番（美島盛秀君）

私は警察ではないですから事情聴取みたいな形になったわけなんですけれども、要は、当時の課長は、承認された会計、決算ができないのも承知しながら2年近く放ったらかしておるということは、私は責任があると。責任能力がなかったというふうに考えますし、また、それを報告をして理事会を

開くように町長にも報告をしたということでありまして、執行部の怠慢と言わざるを得ないと思うんですけども、しかしながら、今更これを掘り起こしてどうこうということでなくして、この経過から刑事告訴から本人との話し合いの件で 390万、この件については本人が支払うという本人との話し合いもついているようでありますので、この締めくくりの部分を組合長としてどう判断をされるのが 1点ですね。

それから、3ページの 4の月に 3万ずつ、もう既に 2月に振り込まれているんですけども、10年間これを返済していくわけなんですけども、そのときにはわれわれもいないかも知れない。今の執行部もいないかも知れない。

その中で、この 3万ずつどう保管して次に対応していくのか。

また、その払い込まれた、スムーズに払い込まれたとして、390万のお金を今後10年後にどうするのか。

そこから辺りまで執行部として検討されているのかというのが 1点。

それから、念書に、残った債務をもしお金が支払われなかった場合、4項ですね、残債を直ちに一括して支払うという文言がありますけども、一括して支払われるのであれば、今、支払わせたらどうですか。念書にこういうのを取るの私はちょっとおかしいと思うんですけども。それが 1点。

それから、抵当権を設定することに同意したということでもありますけども、これは人の墓まで抵当権を取るんですかね。7ページの墓地。

これは私は取る必要はないと思うんですけども。

その中で倉庫があると思うんですけども、この建物、倉庫についてはどうなっているのか。

それから、9ページの、分かるでしょう、一通りまたやっってから。

9ページの協議内容の 3の 2、印鑑の保管場所についてなんですけども、当時、この公印と、それから組合の銀行印、通帳の出し入れをしていた銀行印は、当時の経済課長は預かっていなかったのか。どこで保管をしていたのかということ。

それから、以上ですね。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

まず、念書の件からお答えしてまいりたいと思います。

5ページ目の 2回怠った場合はという件と、あと、一括で払うという形のもの、弁護士さんにこの念書を作っていただいたんですけども、その辺も議論いたしまして、弁護士さん、罰則規定がないと 2回も 3回もズルズル滞ったりもするんですよ。ですから、これは 1つの罰則規定として、滞った場合はこのような形でやるんですよというのを押させるとか、あるいは利子を支払うとか、そういうものはこういう文書には付けて同意をもらった方がよろしいというような指導でございました。

それで付けたという形です。

あと、墓地に関してなんですけども、やはり一括で抵当権を設定しますので、墓地も全て、僕は分けた方が良くないかという形で弁護士さんに話したんですけども、その辺も弁護士さん、やは

り一括で保護してると良いんですよというお話でした。

あと、建物に関しては、建物は登記をされていないんですね。

ですから、建物に関してちょっといじりようがないというような状況です。

あと、以上です。

当時は公印と銀行印が一緒だったんですね。この件が発生しましてから公印と銀行印を別にしました。銀行印を別に作りました。

通帳印を経済課長が持って、私が公印を持って、あと通帳を公印を持っている人は通帳を持つと。通帳印を持っている人は通帳印だけ持つというような形で分けて保管しています。今はですね。

当時はちょっと、当時の方に聞いていただければと思います。以上です。

○学校給食センター所長（吉見誠朗君）

当時は、ちょうどこの方が所長になる以前は樺山さんという方、非常に立派な真面目な方でした。この方が通帳も公印も一手に持っておりました。

私も経済課においては、堆肥センターの経理面、そういった面は決済権がございませんので、直接町長と堆肥センターの所長のやり取りで出し入れはしておりました。以上です。

○町長（大久保 明君）

この総会が開かれなかったことに関しましては、今までの議会の中でも、指導が徹底していなかったことに関しましては、町長といたしましての1つの責任は今までも述べてまいりました。

どういった形の責任を取るかということに関しまして、その間、刑事告発という話が出てまいりまして、その経過を見ながら、また判断をしていかなければならないという思いでありました。

12月に告発はしないということを徳之島署の方が決定いたしまして、その後、先ほど課長補佐から述べたような状況で、本人とも会って、今後のことを決定いたしました。

決定いたしましたわけありますので、今回のことに関しまして、組合長、そして町長が、この総会を開かなかったということに関しては、なんらかの責任は取ってまいりたいと思っています。

早急にその委員会等を設けまして、これはやっていくようになっておいております。

その時期に関しましては、先ほど3月議会までにとということでありましたけれども、早急に、対応をしていかなければいけないと思っています。

いずれにいたしましても、この14年・15年と、そして、16年・17年まで、開催されなかったことに関しては、私は指導力不足ということに関してはですね、深く反省はしております。

ですから、今後、使途不明金の、不明金じゃない、390万6,852円に関しましては、先月は3万円を振り込んでいるそうでありますので、本人の仕事しながら、10年前後かけて返済をしていくということをまずは信じていきたいと思っています。

以上でございます。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

今、堆肥センターの通帳に振り込まれているわけなんですけども、堆肥生産組合という組合は解散

をしてない状況なものですから、その年 1回の総会というのがこれからも開かれていくわけなんですけど、その中で回収状況、その辺を報告して、今の堆肥センターの修理、その辺に充てていくべきところは充てるといような形で役員会にかけまして決めなきゃいけないことじゃないかなと思っております。以上です。

○11番（美島盛秀君）

先ほども言いましたように、警察じゃないわけですから、事情聴取というわけにもいきませんけれども、今の説明でどういう内容であったかということについては、ある程度掌握ができました。

そこで、今、町長が委員会を設置して、その中で自分の責任問題を決定するということでありますので、早急に自らの責任、どういう責任を取るのか。いろんな方法があると思いますので、できれば次の30日の定例会に発表明にできるようにぜひして、この件に関しては今年度で終結をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

他にございませんか。

○13番（常 隆之君）

この先ほどの訂正があった部分について、町長、こういう文書を、備考欄でもいいんですけど、やはりちゃんとした、もう一度再度落ち度はないのか。

課長が誰、異動になったのかくらい、全て把握してないと、人の責任になすりつけては大変困る。

14年度・15年度が決済ができてないから、こういうことになって、後の課長が困っている。

これは任命したのは町長でしょう。

組合長として、どのように考えているのか。こういう今回の文書もこういうおかしい。

まず、その点から。どのように考えているのか。

○町長（大久保 明君）

備考の欄に関しましては、しっかりしたチェックができてなかったということに関しましては、お詫び申し上げます。

今後、こういうことのないように、議会に対する資料等はチェックをしっかりと、正確な資料を提供をしていかなければならないと思っております。

いつ誰がどのような形で課長であったとかということに関しましては、今後、もう私の何回も、経緯、年度ごとにしっかりと把握して、全職員の配置、異動に関しても、私自身の頭の中にしっかりと叩き込んでいきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

これからも見て杜撰なように、管理、辞令簿なくちゃんとできているのか、再度確認して、日付け等が漏れなどが無いのか、ちゃんと確認を取っていただきたいと思っております。

そこら辺、もし今後の不備があった場合、どのようになされるのか。町長。

○町長（大久保 明君）

原簿をしっかりと確認をいたしまして、早急にチェックをして、しっかりと記載なされているかどうかを確認してまいります。

○13番（常 隆之君）

町長が異動しているわけですので、その当時は毎回異動が多かった。皆さん、お分かりだと思います。

ここ1～2年は異動が少ないわけですが、その当時は3～4ヵ月ごとにどっちかの課長が異動しておった。そういうことでこういうことになる。

それと、念書が来ているわけですが、これは名古屋、この念書に間違いありませんね。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

21年の1月の18日に名古屋と会いまして、確認をさせていただいて、その後に、21年の1月19日に署名をもらっている念書です。

作成者は鹿児島県の松下弁護士さんが作成をしてあります。

以上です。

○13番（常 隆之君）

前回は町で名古屋本人と知ったときに5万円入金、毎月するというので、1回だけ入金ですね。

今回も私達議会の特別委員会のために、わざわざ1回振り込ましてありますね。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

今の認識は間違いだと思います。

前回の5万円に関しましては、支払った後に刑事告発という形の動きが出ましたので、中断しているという形でわれわれは判断しております。

この間、お会いしたときも、刑事告発がなされないような状況であれば、落ち着いて仕事ができるというような形のものを本人述べておりますので、これから3月、4月という形で毎月の入金があるものだと思います。

以上です。

○13番（常 隆之君）

町長はそうしたら11年間、この監査は先ほど組合ですということですが、町長はいつまで任期がありますか。

○町長（大久保 明君）

念書をこれは今後引き続き、担当課長、そして担当の組合長が引き継いでいくようにしっかりと文書の中でこれは記載をしていかなければならないと思っております。

私の任期は今年の10月まででありますけれども、その後もまた皆さん方の町民の理解があれば、私がまた引き続き担当していくわけでありますので、そういう形でやっていきたいと今、考えております。

○13番（常 隆之君）

10年、あと11年くらいは町長は元気であるようですので、任期がこれは大丈夫と思いますので、そのうちなんとかボーナスでこれを支払う気はあるのか、ないのか。

○町長（大久保 明君）

これは私自身が決定するわけではありませんので、役員会等の中で議論をしていくことになると思っています。

○13番（常 隆之君）

町長はなんら責任取らない、本人が悪いだけ。何のために最高責任者として組合長として座っている意味がない、分からない。

そこで、14年度の、13年度までは決済がきちっと行われているわけですが、町長にそこで、14年度、15年度、16年度、17年度のそれぞれのその年度の皆さんで私達議会に出した資料のありますので、それを組合でその年度の決算を承認してもらって、その差額を名古屋本人はこの使途不明金の部分を認めているわけでありますので、管理者として、その差額、ぜひ責任を持って支払いしていただきたい。

○町長（大久保 明君）

常 議員がおっしゃるとおりであります。

これは絶対にこの390、明らかになった金額に関しましては、名古屋本人が今後支払いしていくわけでありますので、その経過等を見ながら、抵当権の話もございませぬ、それでも全額払うことができなかった場合に関しましては、それは組合長として責任を取らなければならないと思っています。

○13番（常 隆之君）

それぞれ前回は単年度の、私達議会に報告した、それをなぜ、堆肥センター組合の中で承認が得られないのか。

今回、刑事告発が見送られたせいで、名古屋はこの金額を警察ではできなかったものを本人は認めているわけでしょう。

私達に最初の報告したときも名古屋は、自分の過失を認めているわけですので、町長も自分のやった仕事に認めてはどうですか。

そう認める気はないのですか。

○町長（大久保 明君）

先ほど答弁したとおりでございます。

今後ともこの件に関しましては、私が町長であり組合長である限りは、このことに関しましては、その使途不明金に関しましては、これは明らかにする責任はありますので、そういうことで、よろしいでしょうか。

○13番（常 隆之君）

組合長自らが単年度の収支を私達に提示したものを認めなければ、名古屋は今、この文書を見ると認めているわけでしょう。

それを組合長として承認しているわけでしょう、これを。違ふの。

そこら辺どうだ。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

ちょっと、今、常 議員がおっしゃっているのは、われわれの方から前回、いつの時期かは忘れたんですけども、年度年度に不明金が金額が出たのがあります。あれに関しましては、委員会の中でも申し上げているとおり、変動する金額ですよと。

あと、なくなったと確実に確定された金額が、証明でき得るであろうと言われているのが、今、300いくらかという形のもんです。

あと、1,400万という形で当初出したと思うんですけども、その中はやはり変動しますよということを行いながら、皆さんにお伝えはしてあると思います。

ですけども、名古屋自体もそのときには、やはり署名をしなきゃいけない状態にあったというような形もございまして、あと警察の方でも、あと不明になったものの証明できるものというのは300、この金額しかできないですよという形です。

それで今回、これじゃなくて全部やりなさいよという話になれば、全然刑事告訴ができない状態ですから、刑事責任として証明できないわけですから、金額の確定ができないわけですから、名古屋に対しての弁済というのの持っていき方がないので、しっかりしたものを弁済させましょうというのが得策じゃないかという形の相談した弁護士さんの判断もそういうような形だったものですから、300幾許かの形という形で、何と言うんでしょう、金額を確定しまして、名古屋にお話ししたというような状態でございます。

○13番（常 隆之君）

名古屋はそれを認めたわけですから、組合長としては、その認めた部分を自分がしたのを、ちゃんと自分も認めない、本人もそれを了承したという形に取らないとできないわけでしょう。組合長本人も。違うの。

念書を了解したということでしょう、この文書は。違うの。

組合長、これは了承はしてないの。

○町長（大久保 明君）

念書に関しましては、それは当然認めていることになります。

○13番（常 隆之君）

念書はちゃんと認めましたね。

それで、もう1点聞きます。

じゃあ、なぜ14年、15年、16年度、税理士を使ってまでこの計算をしたのも、それを認めますね。

変動はあっても、認めますね。

○町長（大久保 明君）

税理士を入れて、調査をしたことは認めております。

○13番（常 隆之君）

仕事に対して、差額について、この名古屋君が支払いする金額から差し引いた残りは組合長本人が支払うべきではないですか。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

関して認めたということですよ。

○13番（常 隆之君）

私達議会に出した部分、それは認めますかと言ったら、認めますと言ったでしょう。

そしたら、その部分から名古屋君が支払いする部分の差額が出るわけですので、それを管理者としてお支払いしてくださいと言ったら返事がないわけだがね。

○13番（常 隆之君）

認めますと言ってるんだから、全員聞いているわけだから、審査したのは間違いない、報告しますか、ちゃんとそこくらいの履き違えないでください。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時03分

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（常 隆之君）

名古屋君のはもう認めると組合長も申し上げました。

そして14年、15年、16年、17年度の松永税理事務所のした数字も認めると今、町長、自分で申し上げましたので、その差額は組合長がお支払いしてくださいと言ってるだけです。

○町長（大久保 明君）

先ほど常 議員の質問は、税理士が入ったかどうかというふうな質問であったと思います。

ですから、そのことに関しては、私は認めたということでもあります。

ですから、この税理士の報告書の内容に関しましては、今後、内容を詳しく検討した中で、それが正しいかどうかということを含めて判断をしていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

税理士さんを入れて、私達町民がそれを精査したわけじゃないわけですよ、町長。

町長自らが税理士を入れて精査した報告書を私達に出しているの。でしょう。

勘違いしたら困りますよ。

私達が頼んでしているわけじゃないですよ。

組合長が税理士を入れて、その不明金の整理整頓をしたわけでしょう。違うの。

組合長、違うの。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

今おっしゃってるのは、税理士を入れて不明金の調査をしたんじゃないです。

われわれが結局はどれくらいの金額なのかという形を出すために、書類を皆、ひっくるめて、皆、探して、精査をしていったんですけども、どうしても精査しきれないんです。われわれとしては。

税理士さんにその後に精査の相談に行きますと、1年くらい 300万くらいの費用がかかるということと言われました。

そういう形です。

あと、われわれは今、常 議員の質問が、決算報告書として毎年、堆肥生産組合が松永税理士さんに資料を出して、決算報告書を出させている分のものを言っているのかなと思っていたんですけども、精査と言うか、いくらくらいが不明金があるものかという形でわれわれが調査したものに関して今おっしゃっているのであれば、そういうような状況です。

われわれが野帳を基にいくらくらいの売上があって、いくらくらいの収入があってという形のを弾き出して、どれくらい歳入が不足しているなど。

それで領収証を突き合わせるとか、そういう作業をしているときに、領収証はないわ、請求書はないわ、請求書の控えはないわというような形で、どうしても売上金額の確定に至らなかったという形です。

以上です。

○13番（常 隆之君）

そういうことであれば、再度この問題についてはやはり税理士さんを入れて、今ある野帳、収入金額、今ある伝票の中で整理をしていかないと、いつまで経っても執行部の皆さんは、ああ言い、こう言い、毎日逃げるだけ。責任は感じない。それじゃあ、いつまで経っても、この問題は解決しない。

そこで、ぜひ税理士を入れて、松永さんに再度これを検証してもらって、この書類を委員会で議決してもらって、早急に単年度単年度の収支報告ができるように。

これを執行部に任せておいたら、いつまで経ってもできない。

ぜひこれを予算計上して、これを速やかに単年度収支、決算報告書が組合としてできるように、強く要望します。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

常 議員が言ったのは、徳之島警察署に全ての書類をわれわれは持って行ったんですね。

持って行って、捜査官が全て精査しようとしたんです。

しかし、精査しようとしたんだけど、領収証の控えはない、野帳の漏れはある、そういう状況です。

全然確定できない状況なんです。

今の状態でもし松永さんに 300万くらいはかかると行ってますけども、持って行ってさせて、金額が精査できるかどうかというのは、われわれとしては難しいのかなというような感じで思います。

書類を見ますと、領収証の控えはない。ということは、売上どれくらいしたのか、それが全然確定できないもんですから、金の掴みようがないと言うんでしょうかね、そのような状況です。

それを警察で掴めなかった部分を今度税理士さんで持って行って掴めるかという、厳しいのかなと思います。

それを請負ってくれるところがあるのかどうか、それもちょっとないのではないかなと思います。
以上です。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

先ほどしたような形なんです。

再度申し上げますけれども、堆肥生産組合として、3ページ目、4番、伊仙町堆肥生産組合の方針として告訴は断念しますと。債務の回収に関して、念書に基いて回収をしていきますというような形です。

あと、念書に基いて、財産の保護、抵当権を設定いたしますという形と、関係機関への報告をいたしますという形で 1月27日の役員会で決定しております。

以上です。

○13番（常 隆之君）

14年度の決算報告は、このように松永さんはできているわけですよ。皆さん。

なんで、あんたは担当でもないのに、どうしてそこに座って、町長が任命しているわけ。この決算の、組合の。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

松永さんの決算書は15年 4月 1日から16年 3月31日だとか、ずっとあります。

決算書はずっと決算をさせております。

しかし、これは通帳等いろんな書類を持って行って、やはり税理士事務所に持って行くわけですね。税理士事務所は仕事ですから、持って来たもので決算を作って差し上げるというような形でやっていったと。

松永さんも作っているときに不審には思っていたんですよというお話をしておりました。

あと、私は今、堆肥センターの関係の担当をしておりますけれども。

以上です。

○13番（常 隆之君）

なぜこれが、松永税理士事務所がちゃんとしているのに、これ、単年度、組合長として今ある書類も警察が持って行ってありますので、野帳、現金の出し入れした通帳、照合して、そのある中で単年度単年度の収支決算報告書ができるはずよ。できないとはおかしいでしょう。

それは数字は多少違うかも分かりませんよ。でも、どこが不明で、どこどこが不明で、金額は収入は実質はこれだけありました、不明な点がこんだけありましたというのが確実な数字が掴めるはずですよ。違うの。

○町長（大久保 明君）

今、補佐から説明があったように、いろんな管理に関しまして領収証などを含めて、例えば収入が

明らかになった 3件に関しましては、これは立証できたわけですので、その件に関しまして、これは今、数字が出てきたわけであります。

これを例えば、久保建設が何年度であるとか、そういうことに関しては年度ごとの決算は出すということができると思いますけれども、もうそれ以外に関しましては、ほぼ非常に不可能に近いような状況ではないかと思っておりますので、再度、松永税理士事務所をお願いしてやっていくということが、それだけの効果があるかどうかとも考えてみた場合に、難しいのではないかとということでございますので、以上、ご理解していただきたいと思っておりますけれども。

○13番（常 隆之君）

町長は、じゃあ、このことはもうなかったことに、もう全て組合長としては責任取らなくて、もう穏便に済ますということですね。

○町長（大久保 明君）

そのようなことは申し上げていないわけですね。

先ほども申し上げたように、まずは私の管理指導に関しましては、委員会を設けて判断をしていくということです。これは役員会も含めて再度提案をしていきたいと思っております。

そして、この 396万弱に関しましては、本人が支払い不能となった場合には、それは責任を取っていききたいということをおもひも述べたとおりでございます。

○13番（常 隆之君）

11月のこの特別委員会でも、3月議会までには全て町長の責任、組合長としての責任を提示しますと約束したんですよ。忘れたの、もうそれも。

○町長（大久保 明君）

先ほど申し上げたように、この告発を断念するということが出まして、その後、名古屋本人ともいろんな交渉等もございましたので、今回のこの特別委員会の中で議員の方々の意見を聞いて判断をしていくというふう考えた次第でございます。

○13番（常 隆之君）

委員会を立ち上げて3月までには出しますよと副町長にもお願いしてあるとおもいますが、委員会が何回くらい行われたのか。

どういう内容があったのかをお伺いします。

○副町長（中野幸次君）

委員会は話し合いは3回ほど行っております。これに。

そして、その中で町のこの委員会としては、報告書をもらった段階で、その内容を検討しなければならない。検討する材料がないわけですから。

それで、今回3月16日にこの報告書をもらっておりますので、それで改めて委員会を継続して、どういう組合長としてどういう責任があるのか、そのところを話し合っていくということを確認しております。

○13番（常 隆之君）

3月一杯でこの件は、この委員会も結論を出しましょうということですので、執行部の逃げ道の1つに私から見れば過ぎないと思いますが、町長はなんでもっと真剣に前を向いて、この問題に取り組めないの。

○町長（大久保 明君）

このことに関しましては、いろんな刑事告発の問題、そして本人との交渉の問題がございましたので、そのことを確実に理解しながら、これは取り組んでいく必要があるわけですので、これは必ず解決するには今考えておりますので、決してこのことを曖昧にするつもりは毛頭ございません。

○13番（常 隆之君）

去年の11月もこのような答弁を聞いて、3月には確かに出てくるものと私達はおりましたが、本人だけは責任を取って、それも警察が告発を見送った部分について本人に認めてもらって、組合長、町長としてなんら責任を取らない。

私は、町民に対して何と言えいいか分からない。こういう問題が出てくれば。

じゃあ、他の課も皆このようなことでなったらどうするの。管理が不行き届きでこのようなことがずっと続けば。

誰がもうこのお金を弁償するの。

町長、組合長にお伺いします。このお金は誰が弁償するの。それを再度お聞きします。

○町長（大久保 明君）

先ほどから何回も答えしているとおり、それは組合長としての責任を取ってまいりたいというふうに述べているとおりでございます。

○13番（常 隆之君）

ぜひ税理事務所にこの件は今ある書類を全部預けてもらって精査し、金額がかかっても、これは精査して町民に報告する必要があると思います。

私達の財産をむやみやたらに葬るのか。責任も取らない。

お金がかかるので、それはしないと一言い訳ばかりしたら、いつまで経ってもこの問題は解決しない。

お金をかける部分はお金をかけてやるべきですよ。違うの。

なぜ税理士を使ってでも1円でも精査してやろうという気がないでしょう、町長には。

お金を使ってでもやろうという意思ないの。町長、再度。

○町長（大久保 明君）

先ほどから何回も申し上げているとおおり、このことは必ず解決をして、町民の理解を求めていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

何日頃までに、何年くらいかかりますか。

○町長（大久保 明君）

この委員会を設立いたしましたして、このことは3月議会までに解決するつもりでございましたけれども、いろんな要因がございまして、今、延びていますけれども、早急に、近いうちに解決をして、責任問題を明らかにしていきたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

これほど追及しても、やる意思がないように見られますので、追及はしませんが、遅くてもあと3ヵ月、次の定例議会、6月もありますので、それまで精査、どういう方向付けでこの収支決算をする予定なのかをお伺いします。

○経済課長補佐（樺山 誠君）

この書類を松永事務所へ持って行きまして、どれくらいの期間でどれくらいの金額ができるか。持って行くと言うよりも呼んだ方が良いですね、呼んで、そのような形で見積りを取ってみましょうか。

だから、そういうのをお求めになっているわけですね。

○町長（大久保 明君）

今、常 議員が話したとおり、手続きを踏んで、その手続きができ次第、委員会の中で結論を出していきます。

○13番（常 隆之君）

何回も言うようですが、このままここに置いておたつて、この書類は何もできないわけです。お金をかけてやる意思があれば、こんだけかかって、こんだけありました、残りは私が払いますと。それくらい意気込んでいないと、この問題はもう机の中に置いておつては、もう3ヵ月、4ヵ月経っても今の組合長には私はできないと思う。

12月、11月からしても、もう4ヵ月経っているわけですので。

次の6月議会までどれくらいできるか様子を見たいと思っております。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

他にありませんか。

○7番（杉並廣規君）

さっきから全くらの明かないことで町の財産をどう考えているのか。

もう自分達だけのものじゃないんです。

7,500人の町民の財産をこのように何年も放ったらかしにして、組合長はそれで済むと思つているのかですね。

どれだけ、これだけエネルギーを全部費しているのか。不届きせんばんですよ。

そこで、債務の390万6,852円は本人が弁償するということですが、常 議員に年度別、それは年度別の決算額は何回質問しても出ませんでしたが、この390万6,000円の年度別の額、ただこれだけを弁償を本人にさせて、あとは知らんぷりするのか。

再度私の方からも聞きます。いつまで解決できるのか。このことについて。

18年 7月23日は 1,311万 4,410円という数字が出ているんですが、これが変わってくる。

くるのは分かっているんですが、真剣に考えてもらわないと、いつまでもこのことについて議会が議論するわけにはいかない。他にもいろんな問題がある。1つずつ解決していかなければならない。どうなのか。

真剣に考えて、町長はこの問題を 1日でも早く解決する考えはあるのか、ないのか。

組合長としてお尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

このことに関しましては、前向きに解決したいということで今まで行動を取ってきたつもりでございます。

このことから、曖昧にしてするような気持ちは全くございません。

ですから、去年は刑事告発の問題が議会の方からも出ましたので、そういうような形で進めた結果ですね、その刑事告発の調査で相当の時間を経過したということでありました。

そしてまた今回、告発を取りやめて、名古本人とも話をして方向性が見えてまいりましたので、390万に関しましても先ほど述べたとおりでございます。

あと、今、杉並議員からあった額に関しましては、これは証明のしようがないような状況の中で、そのことをこの数字を明らかにすることができないわけでありますので、明確になった額に関しては、これは組合長として責任を取ってまいりますということは先ほどから何回も答弁しているとおりでございますので、このことをいつまでも長く待たせていくという気持ちは全くないということでございます。

○7番（杉並廣規君）

さっきから答弁を聞いていると、不可能に近い、難しい、証明できない、そう言いながら、曖昧にする考えはない。全く解決する考えはないんですか。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時35分

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

お諮りします。

この問題は、継続にした方が良くと思う方。

○13番（常 隆之君）

特別委員会の意見を聞いて、執行部がそれをするしないは組合の勝手。私達特別委員会としては、税理士を入れて精査することに決議すれば良いわけですよ。そうすれば執行部がそれをするしないは執行部の判断。

私達特別委員会では、税理士を入れるよう要望すれば良いわけです。

○12番（上木廣志君）

この堆肥センター特別委員会は、設置して設けてあるから、特別委員会が解散するか何しないと、この委員会は生きているからね。特別委員会というのは。

生きているから、6月議会でそれまで役員会を開いたり、いろんなことで副町長を中心とした、今、額面的にもこう出ているから、これが回収不能であれば、絶対これは金額を出ている部分を取ると言っ
て、あとはどうするか。

また税理士を入れて、ちゃんとするんであればするということをね、すれば良いんじゃないの。

○町長（大久保 明君）

この問題は、6月議会までには解決しなければいけないと思っておりますので、今、税理士の問題も早急に役員会を開いて、前向きに今、検討していきたいと思ます。

そして、その税理士の報告に基いて使途不明金等も出てくるわけですので、税理士の判断はある程度尊重した形で今後、その結果もまた役員会にかけて、6月までには結論を出していけるんじゃないかと思っておりますので、最大限全力で取り組んでまいります。

○特別委員会委員長（伊藤一弘君）

それでは、税理士を入れて精査をすることを特別委員会として決議します。

堆肥生産組合未収金特別委員会を閉じます。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時00分

～行財政改革調査特別委員会～

○行財政改革調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

行財政改革調査特別委員会を行います。

○行財政改革調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

こんにちは。

ただいまから行財政改革調査特別委員会を開会いたします。

本特別委員会におきまして、委員長の方で調査事項を執行部の方に資料として提出をさせていただきます。

皆さんのお手元に届いていると思いますので、資料に従って順次進めてまいりたいと思います。

まず、執行部の方から説明をしてもらいます。

調査事項といたしまして、人件費について、それから職員定数、定員管理の適正化、今後10年間の財政見通しとの比較と、3番目に議員の報酬・定数等について、4番目に委託事業等について、5番目に公有財産等について、説明をしていただきます。

と言いますのは、平成17年度に第4次伊仙町総合計画が策定をされております。

その方針に沿って、計画に沿って、5年間の伊仙町集中改革プランが作成されております。

これが17年度から平成21年度となっております。

第4次伊仙町総合計画が平成17年度から平成26年度となっておりますので、この中から行革を進めなければならないという強い執行部の意思等が見受けられました。

これを議会の方でも精査をして、今後どのような行革を進めていけば良いかということに至ったわけでありまして、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

それではまず執行部の方から順次説明をお願いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

まず、私達は資料を提出するというので、今のような流れで説明をするということにはちょっと申し訳ありません、勉強不足でありまして、資料を目を通しながらという形の質疑応答になろうかという体制でおりましたので、全て説明するという体制ではございません。

それで、説明等に不備等が多々あると思いますが、あしからずご了承いただきたいと思います。

その前に、資料配付1つ漏れがありましたので、配付してよろしいでしょうか。

まず、じゃあ、資料の確認をいたしたいと思います。

表紙になっております「伊仙町議会徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会による徳之島農業高等学校跡地の現況調査議事録」というのが1枚目でございます。

2枚目につきましては、「人口面積議員定数会派」、これは議会の方からお示しいただいた資料でございます。

それから、「人件費市町村財政比較分析表（19年度普通会計決算書より）」という書類でございます。

更に、三役の給料、徳之島・天城町両町との比較表がございます。

更にページをめくっていただきたいと思います。職員の年齢構成表並びに職員の勤続年数表による職員の人数調べでございます。

続きまして、行政給料表。表の号級に職員の数等を記入してございます。

そして開けていただきますと、臨時職員の給与体系。臨時職員と報酬職員含めて人数と日額等について記入してございます。

それから、今後の財政状況の見通しという形でお示ししてあります。

めくっていただきますと、町営施設委託の一覧表という形で3施設の委託先を示してあります。

それから、行政の一環として、旅費のお示ししているわけでございますけれども、ご覧のとおり日当等につきましては、以前は存在しておりましたけれども、現在は日当については支給されておられません。

それから、決算書でもお示ししましたけれども、公有財産に関する調書。土地並びに建物にございます。

それから、駐在員含めて各調査事業の推進委員等のお名前と年齢ということでありましたので、お示ししてございます。

以上のような形で資料はお示ししてございます。

資料の内容等についてのご説明、各それぞれの担当課長の方でも対応してまいりたいと思います。よろしく願います。

○行財政改革調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

ただいま総務課長の方から資料についての説明を受けましたけれども、前もって各委員の方には、この資料に基いて質疑を許可しますと、精査されてくださいということをお願いをしてありますので、これから皆さんの質疑を許可したいと思います。

質疑ございませんか。

質疑ないですか。

○8番（琉 理人君）

今、後から追加で1枚、「伊仙町集中改革プラン実施計画」というのが配付されましたが、今、集中改革プランでいろんな削減をしたり、大いに改革ができて、よろしいと思うんですが、この21年度末までに定員を20名削減するという内容の計画案が、平成21年度というふうには実施をするということとなっておりますが、計画としてはどのように計画されているのか。

○特別委員長（美島盛秀君）

質疑、意味分かりますか。

理解できました。

集中プランのことですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

定員管理の適正化ということについてのご質問だと思いますけれども、お示しのとおり、集中改革プラン作成という形で県とのヒアリングを受けた中で、基本的な実施計画といたしまして、行財政について、定員管理適正化、21年度までの定員20名削減ということで検討を17年度に行い、18、19、20、21年度末で実施をしようという努力目標になっております。

現在、他の集中改革、行財政の改革と進めまして定員管理の改革も進めてまいりたいと思います。

現在、そのように進めているところでございます。

○8番（琉 理人君）

今、議員の議会の中で、この21年度末までで定員を20名削減して、今の定員から20名削減でということで、今、21年の4月1日までにするのか、21年度末までにするのかということで議員の中でも意見が出ておりますが、ここら辺を今日の21年度末までなのか、4月1日現在でするのかというのを確認をしたいと思いますが。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに、伊仙町集中改革プラン、17年度から21年度、18年4月発行の基本指導のプリントがございますけれども、その中には17年度の160人、これから20名の減ということをして21年度末に向かっての実施ということで基本計画には載っております。

この表には4月1日職員数という形で21年度というこの捉え方が、西暦で申しますと21年の4月1日という形に誤解されたかも知れませんが、一応基本計画に則って行っているのは、平成21年度末を目処にしているものでございます。

○8番（琉 理人君）

はい、分かりました。

○特別委員長（美島盛秀君）

質疑ないですか。

しばらく時間をあげたいと思いますので、中を見られてください。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○特別委員長（美島盛秀君）

ないようでありますので、本特別委員会を委員長の報告として30日の本会議に報告をいたしたいと思っております。

以上で行財政改革調査特別委員会を終了いたします。

散会 午後 4時17分

開会 午後 4時18分

～徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会～

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会を開会いたします。

当特別委員会におきましては、平成18年度から数回の全員協議会の中で、いろいろ農校跡地問題について意見を賜ってまいりました。

その中で、執行部の中で農業高等学校跡地利用検討委員会を立ち上げて、2回委員会をもっておりますので、この委員会の報告をさせたいと思います。

○企画課長（四本延宏君）

ただいまのお示しした資料は、結果が出てございますけれども、執行部の方で農業高等学校の利用検討委員会ということで2回の会議を重ねてまいりました。

第1回目は20年の8月28日に行いました。

第2回目につきましては9月の11日に行っております。

その概要でございますが、第1回目につきましては、今後どうするかということで話がありまして、鹿児島県でも30数校が統合の対象になっているという現状等の話がありまして、伊仙町としては今後、公的施設としての条件が付いていましたので、公的施設として利用し無償譲渡を受けるという方向で検討していこうというふうな話が町長の方からありました。

その時点で、最初の1回目にあった話の中では、伊仙小学校の新校舎を移転したらどうかという案だとか、それから町民の方からは弓道場・体育館・武道館・グラウンドなどについてはなんとか施設を利用したいと。現在までもその時点までも施設を利用しておりましたので、施設を利用したいというふうな要望がございました。

そのまた今度協議の中では、今、現状としては、雑草が繁茂しているなどの問題もあったり、子供達が夜、遊び場になっているとか、そういったふうな問題もあるということで、早急にそういう対応も考えなくてはいけないというふうな話がありました。

役場移転等の問題、それから各種民間団体の研修施設、資料館移転などの案もその時点では出ました。

そしてまた各委員よりは、伊仙小学校の移転については反対であるというふうな、その反対の意見としては、歴史と伝統がある、現在の敷地に建てた場合が経費が安いとか、移転するならば住民への理解が必要だとかいうふうな意見等が出ました。

そういった意見等を踏まえまして、第2回の検討委員会がなされたところでございます。

この中では、小学校の方の伊仙小学校建設推進委員会の中でも移転についてはもう反対だというふうな話等があったということで、町の方としては、町長の方針としては、伊仙小学校を移転するということはしないというふうな話がありました。

そして、今度そこで出てきたのが、伊仙小学校の新校舎を建設する間の仮校舎について利用したらどうかというふうな話等が出てきました。

そして、その中で仮校舎を造った場合は、仮校舎として利用した場合は、仮校舎を建築するよりも費用が経費が 3,500万ほど安くなるというふうな話がある中でありまして、仮校舎でいったらどうかという話になりました。

そして、その仮校舎として利用している間に、町民にアンケートを実施したり、またいろいろな案を出していくと。そういったことを進めていくというふうな話でした。

その中で出された利用案とか、その委員会の中で当時出された利用案としては、歴史民俗資料館の移転だとか、サトウキビ博物館だとか、総合的な生活館の中に研修センターだとかいうふうな話、そしてまた大学の研究施設等を誘致したらどうかというふうなおおまかな話が出ました。

そういった要望を受けまして町の方で対応できたのが、今、皆様にお配りした、20年の11月12日には第1回の時点で要望がありました柔道場、グラウンド、トイレ、武道館、屋内運動場については無償貸付けというふうなことで回答と言いますか、実現しております。

そして、この教員住宅等については、午前中もあったところでございますけれども、21年3月2日付けで無償譲渡するというので今、建設課の方で契約を交わしていると。

そういった現状でございます。

以上です。

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

ただいま企画課長の方から、検討委員会の会合の内容について説明をさせましたけれども、この件も含めて、跡地利用についての質疑を許可します。

質疑ないですか。

○8番（琉理人君）

報告も受けましたが、実際に20年11月15日に伊仙町に無償譲渡ということではありますが、現在、それを利用しているのか。

また、今後の計画がちょっと示されていないみたいですが、計画があれば。

○総務課長（稲隆仁君）

今、無償貸付の箇所について使用しているかということでございますけど、活発的に利用しているのが弓道場でございます。

その他、グラウンドをこの前も夢振興クラブの方々が一応除草等、草刈り、清掃を行っておりますけれども、今後、グラウンドゴルフ場として利用したいということでございます。

武道館と体育館、屋内運動場、体育館もということでございますけれども、去年の暮れに一応貸付をいただいて、その後、電気の引き替え工事をしなければいけないということでありましたけれども、伊仙小学校の仮校舎ということで利用するということで、単独に電気の付け替えを今、ストップしているところでございます。

今後、小学校の体育館として行われ、また武道場等も利用された、その後に、再度貸付をいただく段階で、電気の引き替えを行いまして利用していきたいと思っております。

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

他にないですか。

○12番（上木廣志君）

徳之島農業高等学校跡地利用計画特別委員会は、これからの貸付とか、いろいろな財産関係でございますので、これは執行部と県の方が協議をしていくことになりますので、もうこちら辺で、この特別委員会は、私はもう解散したらどうかと。このように思っております。

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

この件に関しましては、現在、執行部の方で検討委員会でもって話し合いがもたれておりますので、今のご意見に委員長も賛同したいと思っております。

これについては、30日の本会議で意見書を付けて提案をして議決を得たいと思います。

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

ないようでしたら、これで徳之島農業高等学校跡地利用調査特別委員会を閉じます。

当特別調査委員会は、今定例会を持って解散する事に決定します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時28分

平成21年第1回伊仙町議会定例会議事録（第6号）

平成21年3月30日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第 6号）

- 日程第 1 陳情第 4号 「伊仙町議会へ緊急陳情」について
- 日程第 2 議案第38号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 1工区）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第39号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 2工区）請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第40号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 3工区）請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第41号 伊仙小学校新增改築工事（杭工事）請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第42号 平成20年度有機物供給センター液肥散布車購入契約について
- 日程第 7 議案第11号 喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 報告 平成21年度一般会計予算及び各特別会計予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第 9 議案第27号 平成21年度伊仙町一般会計予算について
- 日程第10 議案第28号 平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第29号 平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第30号 平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第31号 平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第32号 平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について
- 日程第15 議案第33号 平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について
- 日程第16 議案第34号 平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について
- 日程第17 発議第 1号 伊仙町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について
- 日程第19 陳情第 2号 定額給付金の支給についての陳情書について
- 日程第20 伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告について
- 日程第21 行財政改革調査特別委員会委員長報告について
- 日程第22 徳之島農業高校跡地利用計画特別調査委員会委員長報告について
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第25 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	樺山一君	2番	幸浩三君
3番	富岡壮史君	4番	永岡良一君
5番	清水喜玖男君	6番	伊藤一弘君
7番	杉並廣規君	8番	琉理人君
9番	上木勲君	10番	幸山佳津也君
11番	美島盛秀君	12番	上木廣志君
13番	常隆之君	14番	具伊佳彦君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松田一郎君 議会事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	四本延宏君
税務課長	穂浩一君	町民生活課長	仲武美君
保健福祉課長補佐	當吉郎君	経済課長	中熊俊也君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	富悦啓君
水道課長	幸孝一君	環境課長	牧徳久君
農委事務局長	大山秀光君	教育長	時任武男君
教委総務課長	窪田良治君	社会教育課長	幸多健策君
学校給食センター			
センター所長	吉見誠朗君	選管書記長	岩井哲之助君
ほーらい館長	明勝良君	総務課長補佐	池田俊博君
総務課財務係長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（上木 勲君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 陳情第 4号 「伊仙町議会へ緊急陳情」について

○議長（上木 勲君）

日程第 1、陳情第 4号、「伊仙町議会へ緊急陳情書」を議題とします。

お配りしました緊急陳情書は、伊仙小学校の建設について、学校建設を中止し、議論を積み重ねよとの趣旨であります。

提出者は勝 信貴西伊仙西の区長他 3名の連署によって提出をされております。

ただいま議題となっております陳情第 4号については、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 4号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

本陳情書は、起立採決で行います。

本陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

起立少数。

したがって、陳情第 4号は、不採択されました。

△ 日程第 2 議案第38号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 1工区）請負契約の締結について

△ 日程第 3 議案第39号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 2工区）請負契約の締結について

△ 日程第 4 議案第40号 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 3工区）請負契約の締結について

△ 日程第 5 議案第41号 伊仙小学校新增改築工事（杭工事）請負契約の締結について

△ 日程第 6 議案第42号 平成20年度有機物供給センター液肥散布車購入契約について

○議長（上木 勲君）

日程第 2から日程第 6まで追加議案がありましたので、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号の 5件について、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

平成20年第 1回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案第38号から議案第42号について、提案理由の説明をいたします。

議案第38号から議案第41号の 4件は、伊仙小学校の新增改築工事の請負契約を締結いたしたく提案しております。

議案第42号は、有機物供給センターの液肥散布車の購入契約を締結いたしたく提案しております。

以上、今定例会に追加提案いたしました 5件の提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上木 勲君）

補足説明がありましたら、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

議案第38号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 1工区）の請負契約でございます。

工事名 伊仙小学校新增改築工事（建築工事 1工区）。

工事場所につきまして、大島郡伊仙町伊仙 2,085番地。

請負契約額 1億 5,639万 7,500円で、契約相手方、益田建設代表取締役 益田 實様でございます。

同じく議案第39号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 2工区）でございます。

工事場所につきましては同じでございます。

請負契約額 2億 3,131万 5,000円。

契約相手方は豊富建設株式会社様、代表取締役 盛 利広様でございます。

議案第40号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 3工区）。

工事場所は同じでございます。

契約額 1億 8,900万円。

契約相手方、洩上建設工業株式会社、代表取締役 洩上平八郎様でございます。

議案第41号、伊仙小学校新增改築工事（杭工事）でございます。

工事場所につきましては同じでございます。

請負契約額 6,388万 2,000円でございます。

契約相手方、有限会社幸山建設様、代表取締役 幸山忠重様でございます。

同じく議案第42号、平成20年度有機物供給センター液肥散布車の購入でございます。

購入場所につきましては、大島郡伊仙町目手久 1,512番地-2、液肥センター内でございます。

購入契約額 1,060万 5,000円でございます。

契約相手方、有限会社郷野自動車販売、代表取締役 郷野房男様でございます。

以上 5件、ご提案申し上げてあります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上木 勲君）

これで補足説明を終わります。

△ 日程第 7 議案第11号 喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（上木 勲君）

これから議案第11号、喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定について、取り下げを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第11号の喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますけれども、条例提案に一部不備がございましたので、今議会においての提案を取り下げさせていただきたいと思っております。

どうかよろしくお願いたします。

○議長（上木 勲君）

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案を取り下げることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、喜念浜園地ロッジの設置及び管理に関する条例の制定については、取り下げることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時37分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第38号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 1工区）請負契約の締結について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立採決によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

賛成多数。

したがって、本案は可決することに決定いたしました。

これから議案第39号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 2工区）請負契約の締結について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立採決で行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

賛成多数。

したがって、本案は可決することにいたしました。

これから議案第40号、伊仙小学校新增改築工事（建築工事 3工区）請負契約の締結について質疑を

行います。

○14番（具伊佳彦君）

3工区について1点だけ質疑をしますが、この3つに区分した、1工区、2工区、3工区の何か図面みたいなのがあって、どこが誰というのが分かれば。

分かりますか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

図面の提出ですか。

伊仙小学校、西側から1工区、中央が2工区、東側が3工区という形に分けていますが、よろしいですか。

○14番（具伊佳彦君）

後でまた図面を。

それと、これ、町外業者が落札してあるんだけど、なぜ町外業者を指名に入れなければならなかったのか。指名委員長。

○副町長（中野幸次君）

前回の議会でも、町外よりも町内の業者を育成せよと、こういうことがございました。

そういうことを議会の意向・要望等を含めまして、要請ですか、含めまして、企業それぞれの調査をいたしました。

なぜかと申しますと、町内の業者で十分満たし得る状況になかったというのが1点であります。

それと、この業者につきまして調査いたしましたところが、伊仙町から従業員で行っているのが13名、伊仙町出身の業者を抱えているのが26名、計39名になりますけども、そういったことから、それから法人税、これが伊仙町に29万8,200円納めているということ、こういったことからいたしまして、伊仙町の業者と同等の扱いで良いのではないかと、こういう判断をいたしました。

また、その中で業者育成も非常に大事なことでありますし、今回の伊仙小学校の工事に関わるものについては工区を分けて参加をさせておりますが、やはり望ましい、いわゆる素晴らしい学校ということになれば、経験というのも買わなければならない部分も考えた。

こういうことであります。

○14番（具伊佳彦君）

町外業者を指名して落札させるのも結構ですが、やはり伊仙町にそういう資格がない業者がないというわけではないので、なるべくなら町内業者育成ということで町内業者を優先に指名をしていただきたかったと私は思います。

何か、どこか伊仙町は他町村に比べても所得も非常に低いという、大島郡でもそういうこともあるし、やはり伊仙町は町長が言う「誇れる町づくり」、徳之島町にも天城町にも負けないような伊仙町をつくるためには、他町の業者をわざわざ3つに区分して入れる必要もないんじゃないかと。2つでも良いわけだから。2つの業者がいるわけです。またそれじゃなくて、1つの業者に全部させても良い

んじゃないかと、こう思うわけであります。

議案が出ていますので審議に入りますが、町長はどうですか。

今後は来年もあるでしょう、任期は町長は10月までだけど、そういう町外業者を指名して、なるべく町の業者を育成するというのが私は基本じゃないかと思えます。

伊仙町の業者が徳之島町で指名が入って仕事を取ったということを聞いたことはありません。

天城町でも聞いたことはありません。

なぜ伊仙町だけ。

前のほ一らい館もそうだったんだけど、そんなにまで徳之島の業者にしなければならない理由がよく私達には分からないわけですので、町長はどうですか。

○副町長（中野幸次君）

具伊議員の指摘等、十分考慮しなければならないことだと重々認識をいたしております。

しかしながら、過去に実績がある業者が望ましいという県の指導等が含まれておりましたので、今回、私達の方では、やはり学校建設において素晴らしい学校を造っていただくということが大前提に来るのではないかということで、過去の実績を評価したという部分。

それから、地元業者育成につきましては、やはりこれもまた非常に大事なことであり、ご指摘のとおりでございますので、今回、約20の業者に分けて、多くの方々、全てに参加をしていただくというのが昨今のまた経済情勢からしても望ましいことだろうと。

こういうこと等を含めて判断をいたしました。

今後のことについても、やはりそういったことを十分踏まえて検討をしてみたいと、このように思います。

○14番（具伊佳彦君）

うるさいことは言いたくないんだけど、やはりこれは指名委員会ですかね、請負入札指名選考委員会というのが設置されているはずですから、入札指名の委員は何名ですか。

○副町長（中野幸次君）

6名です。

氏名は、私が指名委員長、総務課長、企画課長、それから経済課長、耕地課長、建設課長、以上でございます。

○14番（具伊佳彦君）

指名委員会の中では、町外業者に指名をすることに対し、クレームはなかったかどうか。

○副町長（中野幸次君）

そのことについては毎回議論しております。

今回につきましては、ベンチャーを組むことはどうだろうかと、こういうところまでも検討いたしました。やはり町内においてベンチャーを組んで業者育成ということが最大の目標になるのか、あるいはまた、より良い学校建設を主に考えるのかということになったときに、指名委員会としては、

やはりそういったところを指名していくということ、実績のある業者を指名していくということが禍根を残さないことになるのではないかと、こういう判断をしております。

確かに今おっしゃいましたように、指名委員会でも相当議論はありました。

○14番（具伊佳彦君）

最終決裁はやはり町長が決裁するわけですので、町長に一言。

最終の決裁をしたのは、それはもう十分町長もこれで良いだろうという腹をくくって決裁するわけですが、その指名委員会に対し、指名委員会が指名した業者を挙げてきたときに、町長はどういう結論だったかと。

○町長（大久保 明君）

ただいま指名委員長が述べたように私も考えております。

先般の犬田布小学校のときも、いろんな問題もございました。

そういうことも含めて、県から指導もございましたので、指名停止という短期間の指導も受けました。

町内業者を育成していくことは大事でありますけれども、それだけの資格と、そして、しっかりした責任を持ってやれるかどうかということが最も重要であります。

そういうことを考えてみた場合に、このような結果を指名委員会に出したということは、私は妥当ではないかと思っております。

今後も、やはりこの指名委員会の中で町内業者育成ということでいくと思っておりますけれども、やはりこれから益々厳しくなっていく中で、安全管理とか、それから工期の問題とか、そして、いろんな下請の問題とか、課題が出てきますので、そういうことをしっかりと正確に確実に遂行していくよう各建設業界の方々にも自覚を持っていかせることが大事じゃないかと思っております。

○14番（具伊佳彦君）

ベンチャーとなると、やはり業者が3業者ですので、生コン・スラブとか入コンのときには同じ工程で同じように入コンしなければ、やはりヒビが入るとか雨漏りがするという、そういう話を聞いたことがあるし、あったわけも事実だったということを知っておりますので、今後、その工程を十分に組んで、また監督事務所もあるわけでしょうから、十分そういう計画が立てられるか、建設課長、素晴らしい学校を造るために、そういう工程を十分できるか。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいまの具伊議員の質問にお答えをいたします。

一応3工区に分かれます。

工程について、順次その業者間で協議をし、協定を結んで、スラブ、生コンの流し込み、そこら辺について今後詰めていくということでございます。

そこについての監理につきましては、設計事務所と監理委託をしてございますので、そこら辺について一応協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○2番（幸 浩三君）

100年に一度の新校舎建設ということで、ちょっと工事の施工に関してお聞きしますが、犬田布小学校に現地視察に行った際に、生コン打設の打ち継ぎ面がはっきりと出ていて、こういった施工のあり方で果たして建築基準法に則った施工ができているのかなという疑問がいたしました。

生コン打設、梁、柱、スラブにおいて、途中で止めて、そこで生コンが切れたときに、何分以内に生コンを打設して打ち終わらないといけないという建築基準法に則った施工ができなかったように私はお見受けしたんですが、ぜひ伊仙小学校において、設計監理委託料も組んでいますので、そういったことを確実・的確に指導ができるのか、伺います。

○教育委員会総務課長（窪田良治君）

ただいまの幸 議員の質問についてお答えします。

確かに犬田布小学校について、若干のヒビ割れ、これらについては養生の関係だと思えますけども、そこら辺について今先ほど言いましたように工事監理委託をしてございます。

そこら辺とも設計業者と工事請負業者と密に連携を取って実施をしてみたいというふうを考えております。

○2番（幸 浩三君）

ぜひ、建築基準法に則った、やはり施工をしていただきたい。

特に生コン打設において、梁・柱・スラブにおいては継ぎが出ると耐震強度等にも問題が出てくる可能性もあるし、また雨漏りの原因にもなるし、そういうことを徹底していただきたい。

特に生コン打設においては、町内にコンクリート会社がないので遠くからの搬送になると思いますので、そういうところをきちっと計画を持ってしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○13番（常 隆之君）

伊仙小学校が3工区に分かれて実施されるわけでありますが、そこでお尋ねをしますが、3業者から戦艦大和の再建団体に高額な寄付行為があったのか、なかったのかをお伺いします。

○企画課長（四本延宏君）

現在のところ、そのようなことはございません。

○13番（常 隆之君）

町長にお伺いします。

3業者から高額な寄付行為が今後可決されたときに、どう対応されるのか、お伺いします。

○町長（大久保 明君）

慰霊塔の再建に関しましては、4月3日に東京の方で再建の募金のチャリティコンサートも予定しております。

そういった中で今後ともこの21年度中に完成をしなければなりません。

今後、あらゆる各種団体への寄付を募ってまいりたいと思っております。

○13番（常 隆之君）

私は、この工事が完成するまでには寄付行為がなされるのはおかしいと考えておりますので、こちら辺を慎んでいただきたい。

町長、どう思うのか。

○町長（大久保 明君）

今回、伊仙小学校の工事を今日いろいろ議案第40号が可決された場合に、その業者さんが町に寄付行為をするということに関して、法的な問題点はないのではないかと思っております。

ですから、常 議員がそのことを納得、個人的にできないということと、町行政がいろいろな機関から寄付行為があった場合、その名目は先ほども申し上げたとおり、議会でも約束しているとおり、平成21年度中に完成させるためには、そのような寄付という形になれば、これは受け取っても、この実行委員会として問題はないと思っております。

○議長（上木 勲君）

他にご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

起立採決によって採決します。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

賛成多数。

したがって、議案第40号は可決されました。

これから議案第41号、伊仙小学校新增改築工事（杭工事）請負契約の締結について、地方自治法 17条の規定によって、幸山佳津也議員の退場を求めます。

[幸山佳津也議員退場]

○議長（上木 勲君）

議案第41号についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

起立採決によって採決します。

議案第41号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

賛成多数です。

したがって、議案第41号は可決されました。

幸山佳津也議員の入場をお願いします。

[幸山佳津也議員入場]

○議長（上木 勲君）

これから議案第42号、平成20年度有機物供給センター液肥散布車購入契約について質疑を行います。

○12番（上木廣志君）

議案42号について質疑をいたします。

有機物供給センターの液肥の散布車の1,060万5,000円でございますけれども、この機種はどういったメーカーの機種でしょうか。

○経済課長（中熊俊也君）

三菱ふそうでございます。

○12番（上木廣志君）

この契約会社は、三菱ふそうなどの何か取り扱い店か指定店にはなっておりますか。

○経済課長（中熊俊也君）

確認して、またお答えします。

○議長（上木 勲君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時59分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（中熊俊也君）

三菱ふそうの代理店になっています。

○12番（上木廣志君）

この前の予算のときに、これは四駆で4t車という説明がありましたけれども、変わりはないのか。

○経済課長（中熊俊也君）

4WDで3.600・積載になっています。

○12番（上木廣志君）

積載は3.600・と言っておりますけれども、やはり車は4t車ということですね。

分かりました。

それで、私はこれが代理店になっているという今説明でございましたけれども、やはりああいう車を購入する場合には、本体は三菱ふそうですね、そうすると、それに備え付けをするタンク、あれはポンプ屋がタンクは備え付けをするものだと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

○経済課長（中熊俊也君）

タンクは森田ポンプを搭載します。

○12番（上木廣志君）

それじゃあ、森田ポンプというのは日本でも有名なポンプ会社でございますけれども、森田ポンプが、車は三菱ふそうのメーカーを購入する、そして契約はポンプも含めた契約されているわけですね。

それで、やはり時間的に車を購入して、そういった4t車を造ってもらって、そしてそれに3.600・のタンクを備え付けるのは、私は相当時間的に日数がかかるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺はどうなっておりますか。

○経済課長（中熊俊也君）

ちょっと調べてきます。

○議長（上木 勲君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時04分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（中熊俊也君）

度々すみません。

納期は、上木議員がおっしゃりましたように時間がかかりまして、8月の31日が納期になっていません。

○12番（上木廣志君）

すると、これ6ヵ月くらいかかるということだな。納期はな。ざっと計算するとね。

そういったことで、今、8月31日というと夏間の1番暑い時期で、私はできればもっと早く納入期限を何して、やはり散布、夏間の干ばつ時の散布に間に合わすようにやったら良いんじゃないだろうかと思っておりますが、納期前に納期をしたって違法にはなりませんので、なるべく早めに納期して、農家の方々に利用させるように、業者とも今後協議してください。

終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

○7番（杉並廣規君）

先ほど休憩の間にも出ておりましたけれども、民間委託はできないかということだったんですが、集中改革プランでは20年度に実施ということになっているようですが、どのように進んでいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

液肥センターは集中改革プランでは、20年度に実施ということですが、もう20年度は明日で終わるわけですから、それはどのように進んでいるのか。

今また購入するという、民間移管するのか、しないのか。そこをお尋ねしているんですよ。

○経済課長（中熊俊也君）

検討を重ねているところでありますが、まだ結論には至っていません。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

議案第42号を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、平成20年度有機物供給センター液肥散布車購入契約については、可決することに決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第 8、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算について、議案第28号、平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、議案第29号、平成21年度伊仙町老人保健医療事業特別会計予算について、議案第30号、平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算について、議案第31号、平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第32号、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、議案第33号、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、議案第34号、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算について、以上 8件を一括して議題とします。

本議案の 8件については、平成21年度伊仙町一般会計予算及び特別会計予算審査特別委員会に付託し、審査が行われておりますので、その結果について特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（杉並廣規君）

ご報告を申し上げます。

当予算審査特別委員会に付託されました、議案第27号、平成21年度伊仙町一般会計予算及び各特別会計予算について、去る 3月13日、3月16日の 2日間にわたり予算審査特別委員会を開きました。

その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、開会直後に執行部より予算書の内容について詳細説明を求め、それを受けて各委員よりそれぞれの質疑があり、財政難の中にあつて予算が有効かつ適正に計画されているか答弁を求め審査を行いました。

それを集約すると、各課において当初計画されていた事業を推進していく上で、計画性や実効性に欠けるものが見受けられ、今後の計画立案では十分な配慮が必要である。

その中で、特にサトウキビではハーベスター部会における使用料金の統一化及び町の指導力不足の問題が指摘されました。

畜産については、養豚の計画がある農家に対応できるよう農政局など関係機関の情報を取って、事業推進出来るよう調査等について取り組んでいただきたい。

園芸関係においては、バレイショ選果機の施設整備についても、従来に増す指導助言や徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の運営や、野菜の育苗ハウスでの研修及び管理対策または、沖縄仕様のハウス事業導入についても意見が出され、今後、農家の負担軽減に向けた取り組みなど質疑があり、「努力していく」との答弁であった。

「ほーらい館」については、会員数の目標設定及び、会費の日数・月別徴収の取り扱いにおけるシステム変更や、経費の削減計画への取り組み、燃料費・電気代などコスト削減が必要との質疑があり

ました。

また、多額の繰入金においては、6月議会において、減額補正で対応するとのことであった。

「農林水産物直売所」が委託販売を予定している、農産物販売グループの「百菜」への貸し付け金についても、未回収が生じてきたときの責任問題等質疑があり、責任もって対応する答弁があった。

採決の結果、

平成21年度伊仙町一般会計予算、平成21年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、平成21年度伊仙町老人保健特別会計予算、平成21年度伊仙町介護保険特別会計予算、平成21年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、平成21年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、平成21年度伊仙町簡易水道特別会計予算、平成21年度伊仙町上水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

以上で委員長の報告を終わります。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから議案第27号から議案第34号までの 8件について、質疑を行います。

○13番（常 隆之君）

1点だけ質問してみたいと思います。

税務課長にお伺いします。

歳入のうちで滞納繰越分が毎年 800万くらいずつ出てきているわけですが、特別委員会、堆肥生産組合の特別委員会の中で町長は、滞納者から10年にわたって月 3万円を納入するということをしているわけですが、税務課は今後、滞納者に対して、町長がおっしゃられるように10年くらい目処を立てて徴収されるものか。

今後、両方をどのように対策として実施していくのか。

一方では、町長が言うように10年もかけてやる、一方では、催促、手数料、税金をかけて徴収をする。

そういうことがあって良いのか。

税務課長、今後どのように考えるのか、お伺いします。

○税務課長（穂 浩一君）

税務課の町税等の滞納につきましては、原則 5年間で時効の決まりとなっております。

5年以内の間において督促をし、財産調査をして、財産がある者については差し押さえ処分をしていくということであります。

財産等あるなしに関わらず、滞納のある場合については、1年以内で完納できるような形で分納誓約書を取って分納をさせている状況であります。

10年間にわたって滞納を徴収するということは基本的にできないことでありまして、時効の 5年以内に全額を徴収するというふうな形になっているところであります。

○13番（常 隆之君）

税務課長にお尋ね再度しますが、町民が公平に納税できるように、町長ともしっかり協議して、税務課だけが5年で強制執行するんじゃなくて、他の部門においても速やかに納入できるような方法を取っていただきたい。

今後そのような方向でいけるのかどうか。

○税務課長（穂 浩一君）

1月の末になりますが、町税以外の未収金についての法的な勉強会を行ったところであります。

具体的には、未納分の督促状の出し方、また、法的な督促期間とか、そういう件について勉強会を開いたところであります。

月1回ずつくらいの間隔で勉強会を開いていって、町税以外につきましても法的な形で徴収ができるように、今後とも検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

○13番（常 隆之君）

税務課の方は5年という基準があるわけですので、それに適用してするというのですが、保健福祉課、あるいは水道課、耕地課、他の場所は今後どのようになされるのか、答弁を求めます。

○保健福祉課長補佐（當 吉郎君）

保健福祉課の各健康保険税、あるいは介護保険料辺りは執行機関が違いまして、健康保険税の方は5年ということですので、税務課共々に足並を揃えて徴収体制を取っていきたいと思います。

それと介護保険制度は、制度の方で2年間という徴収猶予がありますので、それに基いてまた認定者の申請の段階でも押さえて、保険料辺りは納めてない方は認定の申請ができないよということで、また申請段階辺りで保険料あるなしを確認して申請の受付等をして、徴収率のアップに努めております。以上です。

○議長（上木 勲君）

質疑ありませんか。

○13番（常 隆之君）

ぜひ社会情勢が非常に厳しくなっているわけですので、滞納対策としては、これから十分に組み込んでいかなければ、この出した金額に対して100%できないと思うわけですよ。

そういうことですので、ぜひそれぞれの課で、期限はあると思いますが、努力していかないと、この出てきた収入が合わなくなりますので、そこら辺を十分検討して、各課で検討していただきたいと思います。

そして町長に、このことについてやはり職員全体が徴収がしやすい環境をつくれるのかどうか、町長にお伺いします。

○町長（大久保 明君）

常 議員のおっしゃるとおり、財政も非常に厳しくなってきております。

伊仙町も例えば国保税の93%を達成、そして各種町税も法的措置を取ると。

また、水道課においては給水停止などをして、また新しい事業でも今までの大きな課題は解決しつつあります。

また、滞納対策室も設けまして環境を整えているところであります。

先般もこの徴収対策会議を開きまして、更に徴収率のアップに努めている状況でございますので、環境は徐々に確実に整ってきていると思っております。

○13番（常 隆之君）

ぜひ滞納対策がスムーズにいけるように、達成できるように約束がいただけたものと思いますので、終わります。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号から34号までの8件について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

議案第27号の平成21年度伊仙町一般会計予算から平成21年度伊仙町上水道事業会計予算までの8件については、起立採決によって採決をします。

議案第27号から議案第34号までの8件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

賛成多数。

全員起立です。

したがって、平成21年度一般会計予算及び各特別会計予算、議案27号から議案34号までの8件は、原案どおり全会一致で可決されました。

○議長（上木 勲君）

日程第17、発議第1号、伊仙町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（杉並廣規君）

平成18年度の議員定数見直しや、平成20年4月からの認可保育所の民間委託など、伊仙町行政においても行政改革を進めているところです。

行政改革の大きな支点は人件費であります。

平成18年 4月策定の伊仙町集中改革プランにおいては、平成21年 4月 1日における定数、職員定数目標 140名となっており、組織機構の見直しや行革が進みつつあります。

しかしながら、今の状況は定員管理から程遠く、目標達成ができない状況下にある。

今後、起債償還など厳しい行政運営が続く中、行財政運営、事務事業、定数管理の適正化、職員給与の適正化、特別職の給与、議員定数等の報酬及び定数等改革の具体的な取り組みが伊仙町集中改革プランに謳われている。

よって、平成18年度策定の伊仙町集中改革プランに沿って、また、次年度で新たな作成がありますが、この改革プランを推進することを議会として議決をお願いするものであります。

○議長（上木 勲君）

これで趣旨説明を終わります。

これから議案第 1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから発議第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから発議第 1号を採決をします。

この採決は起立採決によって行います。

発議第 1号に、原案のとおり賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上木 勲君）

起立少数。

したがって、発議第 1号は、否決されました。

○議長（上木 勲君）

日程第18、総務文教厚生委員会に審査付託してありました、陳情第 1号、奄美大島信用金庫伊仙支店の開設についての陳情書の審査結果について、委員長報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員会委員長（杉並廣規君）

総務文教厚生常任委員会に付託されました「陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設についての要望書」は、3月17日、議場において幸多伊仙町商工会長及び商工会事務局職員から陳情書の提出の経緯を説明をいただきました。

この後、総務文教厚生常任委員会 5名の出席の下、総務課長・企画課長から意見を聴取し、調査し

た結果、鹿児島銀行伊仙支店の閉店後の国庫金の受け入れ業務など、町内の経済活動に欠かせないと
の意見で一致しました。

したがって、「陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について」は、採択すべきものと決
定しました。

以上、報告いたします。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから「奄美大島信用金庫伊仙支店の開設について」の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第 1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから陳情第 1号を採決します。

お諮りします。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの委員長報告のとおり、「陳情第 1号 奄美大島信用金庫伊仙支店の開設に
ついて」は、採択することに決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第19、総務文教厚生常任委員会に審査付託してありました、陳情第 2号、定額給付金の支給に
ついての陳情書の審査結果について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員会委員長（杉並廣規君）

総務文教厚生常任委員会に付託されました「定額給付金の支給についての陳情」は、3月17日、議
場において幸多伊仙町商工会長及び商工会事務局職員から陳情書の提出の経緯を説明をいただきました。

この後、総務文教厚生常任委員会 5名の出席の下、総務課長・企画課長から意見を聴取した。

内容として、①執行部から出来るものがあれば前向きに検討する ②プレミアムなどあれば 6月議
会でも検討できる ③現金振り込みが原則であり、3月申請書を送付 ④プレミアなどかかる費用は、

町の負担もだが商工会の負担も必要であり、今後協議してゆく必要がある。など、今後詰めていく中で、地域の活性化を図ることの意見が多かった。

したがって、「陳情第 2号 定額給付金の支給についての陳情書」については、継続審査といたしました。

以上、報告いたします。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから陳情第 2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第 2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

これから陳情第 2号を採決します。

お諮りします。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長報告のとおり、「陳情第 2号 定額給付金の支給について」は、継続調査することに決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第20、伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告を議題とします。

本件について、伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告を求めます。

○伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長（伊藤一弘君）

伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告をします。

平成20年 9月24日設置の伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会の報告をします。

平成21年 3月17日開催された同委員会において、前もって資料提出要求に対して、平成21年 3月16日付けで「伊仙町堆肥生産組合の不明金に関する調査結果について」及び「平成14年度理事会資料」の提出がありました。

この資料に基づき、当時の経済課長や事件本人との協議経過について執行部からこれまでの経緯に

ついて説明を求め、各委員から質疑を交わしました。

伊仙町堆肥生産組合の方針として、告訴を断念し、債務の回収を念書に基づき優先及び抵当権の設定並びに関係機関へ最終報告書提出の方針が説明された。

しかしながら、事件本人との債務額以外の不明金についての理事会での承認や組合長としての責任問題に議論が集中しました。

この結果を踏まえ、当調査委員会としては債務額以外の不明金について税理士を入れた調査が必要と判断され、次回予定の6月議会まで報告を求める意見が出ました。

よって、「税理士を入れて、精査することを特別委員会として決議する」と委員長が締めくくり、伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会を閉じました。

以上、報告します。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告について質疑を行います。

○13番（常 隆之君）

委員長にお伺いします。

2月27日、3万円振り込み、3月がもうあと1日ですが、振り込みされたのかどうなのか、説明を求めます。

○伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長（伊藤一弘君）

確認してみます。

○議長（上木 勲君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時27分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（中熊俊也君）

まだ確認していないということで、今、補佐が銀行記入させてくるということで、ちょっとお待ちください。しばらくお待ちください。

○議長（上木 勲君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時35分

○議長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（中熊俊也君）

結果から言いますと、まだ入っていません。振り込まれていないです。

それで念書を見ますと、毎月月末限りということ謳われており、明日まで待って連絡等を取りまして、その結果をこの委員会に報告したいと思います。

○13番（常 隆之君）

委員長にお伺いしますが、私達がこのような委員会の中で約束事が何日も経たないうちに破られる。

委員長、今後はこういうことがないように、速やかに納入されるよう確認をお願いします。

終わります。

○伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長（伊藤一弘君）

経済課長、明日まで必ず経過を報告するように。

○議長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、伊仙町堆肥生産組合未収金調査特別委員会委員長報告とおり、決定いたしました。

○議長（上木 勲君）

日程第21、行財政改革調査特別委員会委員長報告を議題とします。

本件について、行財政改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○行財政改革調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

平成18年 6月21日設置の行財政改革調査特別委員会の報告をします。

当調査特別委員会は、平成18年度 4回の委員会を開催し、平成17年度策定された伊仙町集中改革プ

ランの実行や平成18年度の議員定数減など行財政改革を、執行部・議会で進めてきました。

昨日、3月17日に開かれた当調査特別委員会では、執行部から進捗状況など報告をさせました。

なお、資料を配付し、質疑を求めました。

委員からの質問では、基本計画の目標年度について質疑があり、執行部から、基本計画は平成21年度末とのことで目標に向けて努力しているとのことでありました。

このほかに、質疑が無く、当初の目的が進んでいることから、当調査特別委員会の目的は達成できた。

よって、「行財政改革調査特別委員会」は、今回解散することにいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから行財政改革調査特別委員会委員長報告について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから行財政改革調査特別委員会委員長報告について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

行財政改革調査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、行財政改革調査特別委員会委員長報告のとおり決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第22、徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長報告を議題とします。

本件について、徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長（美島盛秀君）

平成19年 6月12日設置の徳之島農業高校跡地利用計画調査特別委員会の報告をいたします。

昨日、3月17日に全員協議会として、徳之島農業高校跡地の教員住宅の現況調査を行いました。

5棟11戸の住宅については、払い下げ申請も終わっており、平成21年 3月 2日付けで無償譲渡がなされております。

また、平成20年11月12日から、弓道場・グラウンド・テニスコート・武道場・屋内体育館・同横の

トイレなど伊仙町へ無償貸し付けが行われていることを、担当課から説明がありました。

委員会開催は、平成18年度 1回、平成19年度 3回、平成20年度 4回を数え、平成21年 4月からは伊仙小学校の新增改築に伴い、仮校舎として使用すると、執行部から説明がありました。

今後は、検討委員会が設置されておりますので、委員会の中で計画をし、有効に活用していただきたい。

以上から、当委員会の初期の目的が達成されておりますので、今回委員会を解散することにいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（上木 勲君）

これで委員長報告を終わります。

これから徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

質疑なしと認めます。

これから徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長報告について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

討論なしと認めます。

徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、徳之島農業高等学校跡地利用計画調査特別委員会委員長報告のとおり決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第23、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（上木 勲君）

日程第25、総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会からの閉会中の特定事務の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第 1回伊仙町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時55分

地方自治法第 123条第 2項の規定により、署名する。

伊仙町議会議長 上 木 勲

伊仙町議会議員 永 岡 良 一

伊仙町議会議員 清 水 喜玖男

